

令和元年第5回山江村議会定例会会期日程表

| 日次 | 月 日 | 曜 | 種 別 | 場 所 | 開会時刻 | 摘 要 |
|----|-------|---|-----|-------------|-------|------------------------------|
| 1 | 9月 4日 | 水 | 本会議 | 議会議場 | 午前10時 | ・開 会 ・提案理由説明 |
| | | | 休 会 | 議 会 委員会室 | 午後 1時 | ・議 案 審 議 |
| 2 | 9月 5日 | 木 | 休 会 | 議 会 委員会室 | 午前 9時 | ・議 案 審 議 |
| 3 | 9月 6日 | 金 | 休 会 | 村内一円 | 午前 9時 | ・現 地 調 査 |
| 4 | 9月 7日 | 土 | 休 日 | | | |
| 5 | 9月 8日 | 日 | 休 日 | | | |
| 6 | 9月 9日 | 月 | 休 会 | 議 会 委員会室 | 午前 9時 | ・議 案 審 議 |
| 7 | 9月10日 | 火 | 休 会 | 議 会 委員会室 | 午前 9時 | ・議 案 審 議 |
| | | | 本会議 | 議会議場 | 午前10時 | ・提案理由説明 ・表 決 |
| 8 | 9月11日 | 水 | 本会議 | 議会議場 | 午前10時 | ・一 般 質 問 |
| 9 | 9月12日 | 木 | 本会議 | 議会議場 | 午前10時 | ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会 |

第 1 号

9 月 4 日 (水)

令和元年第5回山江村議会9月定例会（第1号）

令和元年9月4日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 承認第 10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第 4 | 同意第 3号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 同意第 4号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 34号 | 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 35号 | 山江村森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 8 | 認定第 1号 | 平成30年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 2号 | 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 3号 | 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 4号 | 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 5号 | 平成30年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 6号 | 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 7号 | 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 36号 | 令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 16 | 議案第 37号 | 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号） |
| 日程第 17 | 議案第 38号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号） |
| 日程第 18 | 議案第 39号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算 |

(第2号)

日程第19 議案第40号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)

日程第20 議案第41号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)

日程第21 議案第42号 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第1号)

日程第22 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 本田りかさん | 2番 久保山直巳君 |
| 3番 中村龍喜君 | 4番 赤坂修君 |
| 5番 森田俊介君 | 6番 横谷巡君 |
| 7番 立道徹君 | 8番 西孝恒君 |
| 9番 中竹耕一郎君 | 10番 秋丸安弘君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾充章君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------|--------------|
| 村長 内山慶治君 | 副村長 北田愛介君 |
| 教育長 藤本誠一君 | 総務課長 白川俊博君 |
| 税務課長 山口明君 | 企画調整課長 平山辰也君 |
| 産業振興課長 新山孝博君 | 健康福祉課長 迫田教文君 |
| 建設課長 清永弘文君 | 教育課長 蕨野昭憲君 |
| 会計管理者 一二三信幸君 | 代表監査委員 木下久人君 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。令和元年第5回山江村議定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、6月14日の議会定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が監査委員より提出されており、お手元に配付してございます。

諸般の報告につきましては、主なものだけをご報告いたします。

6月24日、県庁の織月会、熊本で夕方から行われております。山江関係者は、総勢10名の出席でありました。

6月28日、教育長就任式並びに村制施行130周年記念座談会が人吉新聞社の主催で行われております。20年後の人口3,000人をどう維持するかというようなテーマで行われております。

7月8日、議会の現地調査ということで、豪雨による道路状況の災害の状況を議会全員で万江と尾崎2カ所、県道、村道ですが、現地を調査をしております。

それから、7月14日、農事組合法人万江の里第1回の通常総会が行われております。私が出席をしています。将来に向けた農業の歩みを皆さんで確認をしたところであります。

それから、7月17日から19日にかけて、和歌山県の田辺市で全国森林環境税創設促進議員連盟の総会並びに球磨郡の町村議長の研修も兼ねて行われております。

同時に、人吉下球磨消防組合議会議員の研修も福岡で行われて、組合議員が出席をしています。

それから、7月23日、村制施行130周年記念事業のタイムカプセルの発掘式が行われております。役場前にありましたカプセルを発掘したわけではありますが、3月にお目見えするということで、当日は一応見られたというようなどころでわくわくする瞬間でもありました。

次に、8月2日、令和元年度下球磨町村議会議員の連絡協議会の総会が五木で行われております。次期の会長には、相良村の吉松議長が下球磨町村議会議員連絡協

議長として交代をしております。

次に、8月10日、人吉球磨スマートインターチェンジの開通式典並びに開通のハサミ入れ式が現地で行われております。式典についてはカルチャーパレスで行われて、開通につきましては現地で11時半から行われております。

それから、8月26日、町村議会の新議員研修会で、本村からは3名の議員が熊本で行われました研修会に参加をしております。

8月30日、これは人吉球磨広域行政組合の議会の定例会が行われております。後ほどまた報告があるかというふうに思います。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催をされておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されていると思います。

人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いいたします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） おはようございます。

去る8月30日午前10時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室にて、令和元年度第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので、会議の結果を報告いたします。

お手元に資料を配付してあるかと思いますが、まず会議録署名議員の指名の後、会期の決定となり、8月30日、1日限りでありました。

日程第4、一般質問では、人吉市選出の塩見寿子議員が特別養護老人ホーム福寿荘民営化について質問されております。

日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、平成27年11月に人吉球磨クリーンプラザリサイクル工場棟内で発生した労災について和解が成立し、和解案を平成元年6月25日に専決処分されたことに対する承認で、全会一致で承認されました。

日程第6から日程第13までは議案でありまして、議案第13号、令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）では、歳入については平成30年度決算に係る最低剰余金のうち未計上分を繰越金として増額、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の補正及び人吉インターチェンジ出口に設置してある観光看板の改修に伴う増額補正が主なもので、歳入歳出それぞれ6,887万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額17億9,960万2,000円とするもので、満場一致で可決しております。

議案第14号、令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、平成30年度決算にかかわるもので、歳入歳出それぞれ2,206万3,000円を追加し、総額4億1,220万1,000円となるもので、満場一致で可決しております。

議案第15号、人吉球磨広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定、議案第16号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第17号、人吉球磨広域行政組合葬斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の3件については、令和元年10月1日より消費税等の税率の改定に伴い、その課税対象となる使用料の改定によるもので可決されております。

議案第18号、会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備等に関する条例、及び議案第19号、人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員の制度導入に伴い、関係条例の整備及び会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるもので、満場一致で可決いたしました。

議案第20号、議決事項の一部変更については、人吉球磨クリーンプラザごみ焼却施設機器制御装置更新業務の契約について、消費税等の税率の改定に伴い、契約額が増額となるもので、満場一致で可決しております。

日程第14から日程第16につきましては認定に関するものでありまして、認定第1号、平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算、認定第2号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定でありまして、追加日程として平成30年度決算特別委員会が設置され、委員会へ付託されました。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日ここに令和元年第5回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただく中に開催できますこと、心から感謝を申し上げます。

今回は、本年度の上半期の事業が終わろうとしている時期の定例会であります。

若干村政運営の施政の方針について、新しい方もおられますし、また村民の方々に、テレビをご覧の皆様方に改めて若干の時間をいただきながら、施政の方針を申し上げさせていただきたいと思っております。

その前に、まず先般定例会後の行政報告の主なものを申し上げさせていただきます。

6月14日ではありますが、人吉球磨物産販売施設連絡協議会の総会が温泉ほたるで行われております。人吉球磨の第三セクターの物産販売をされるどころ、民間もおられますが、そういう方々が連携をしながら人吉球磨の物産の販売について協議をしていく場でもあります。

それから、6月16日は球磨郡民体育祭とありますが、5月14日、ゲートボールから開始されました郡民体育祭が引き続き開催をされております。あとも出てきますが、割愛をさせていただきたいと思っております。

6月18日、やまえ栗生産向上推進委員会が行われております。栗の収穫時期を前にしながら、今年の栗の増産または品質向上のために各地域の栗園を回るというような打ち合わせをされております。

6月20日、穴見優衣さんが全国空手大会に出場されるということでありますので、村長室に來られ、その激励会を開催しております。

6月、同じ20日ですが、山江村果樹研究会、これは農協の下部組織になるわけですけれども、この総会が改善センターで行われておりますので、出席し、ごあいさつをさせてもらっております。

それから、6月21日、山江村総合エネルギー検討委員会であります。これは、後ほどまた内容につきましては申し上げさせていただきたいと思っております。

6月22日、第52回熊本県商工会青年部の連合会によります球磨地区大会が今年も行われております。一応、町村会長としてちょっとあいさつをさせてもらいながら、参加をさせていただいております。

それから、24日、国家公務員自治体受け入れ研修等をいたしまして、今年も国のキャリアの新人の方々が現場での自治研修を行われるということであります。その方々3名をお迎えしながら自治体の研修を受け入れたということでございます。

それから、県庁織月会におきましては、議長から説明があったとおりであります。

6月26日ではありますが、山江中の生徒激励とありますが、中体連を前にいたしまして、部活の激励に山江中学校に出向いております。

27日がボンネットバス運転委嘱状交付となっておりますけれども、ボンネットバスを運転される方々、保険の問題等々ありますので、そういう方々に委嘱状を交

付しながらボンネットバスの運転をしてもらおうということになっております。7名の方だったと思います。

それから、同じく27日はやまえ栗コンソーシアムとありますが、このコンソーシアムは、実はやまえ栗のブランディングを図るための基礎となる話し合いをする場であります。生産者の方々、加工業者の方々、そして球磨地域振興局、それからフードバレーの事務局も来ておりますし、中小企業大学校の校長も参加させてもらいながら、いろんなやまえ栗のブランディングについて協議をする。この中から、実は、やまえ栗の栗まつりの話も出てきたというようなことでございます。

6月28日は、先ほども議長から報告がありましたとおり、人吉新聞社主催による村制施行130周年記念の座談会が開催されております。内容につきましては、人吉新聞に掲載されておるところであります。

それから、6月29日は、中体連の各会場に出向きまして、その応援に行っております。

次に、7月4日、球磨中央地区林業活性化協議会総会とございますけれども、現在スマート林業を目指して、くま中央森林組合、いわゆる人吉、山江、錦、あさぎりであります。この4つの市町村で、いわゆる空から山を映し、その林積を、林業の積を測るといような、いわゆるG空間の一種でありますけれども、そういう事業を導入しておるところであります。山江も既に航空写真の撮影は終わっております。どこの地域のどれだけの山をと空から見ると、大体的林積がわかるというようにつながってきて、もちろん今、地上から大体その広さとその量を測っているところでもありますけれども、今回は空から大体見れるというように事業に取り組んでおるところであります。

それから、7月8日、村内災害現場を私も視察させてもらっております。

それから、7月9日は、熊本県の道路利用者協会の理事会並びに道路整備促進期成会同盟会の熊本地方協議会の理事会が開催され、出席をしております。私も役員柄、副会長に就任させていただきました。

それから、7月10日、川辺川ダム建設促進協議会の定期総会並びに令和元年度の合同期成会の定期総会が行われておりますので、議長共々参加をしております。

夜は、山江村花木生産組合の総会が温泉センターで行われております。

11日ですが、山江村の生活安全推進協議会並びに山江村の青少年育成の村民会議が、夕方、改善センターで行われましたので、たくさんの方々に参加いただきながら、その青少年をいかに守るか、また防犯についていろんな協議をさせてもらったというところあります。

7月13日、農業法人の万江の里の通常総会が行われたところがございます。第

1 回目の総会でございます。

それから、7月16日は、主要地方道坂本人吉線改良促進期成会の理事会、今は総会を理事会に代えて開催されておりますけれども、その理事会が開催されました。後ほど県道坂本人吉線改良貫通促進期成会の総会もありますけれども、それぞれ県は防災または改良、そして交通安全施設等々を年次計画で整備をいただいているということではありますが、さらに予算をいただきながら、そして将来的には路線を確定していただき、両路線ともその路線が確定していないというのが大きなネックになっておりますから、路線をまず決めていただきたい。県管理として、県道でありますので。その上で、貫通をするに向けての動きをお願いできないかというような要望をしていたところであります。

それから、同じく16日は、山江村の総合公園建設検討会議、委員会でありますけれども、開催しております。議員の皆さん方にも計画書を配付してあろうかと思っておりますけれども、山江村全体を公園とみなし、その地域を整備するという事になっております。私といたしましては、この委員会に諮問をすると、答申をいただくというような立場での会議の立場になっております。

それから、17日でありますけれども、人吉球磨定住自立圏推進協議会の総会がございました。ご案内のとおり、人吉市と各市町村が契約を締結し、その契約の事業内容について、山江村には1,500万円まで交付税の措置があるというような定住自立圏の事業であります。人吉が8,500万円だったと思っておりますけれども、それぞれ締結しながら、山江村もその契約の中でそういう特交の措置をいただいているということになります。

それから、山江土地改良区清算総代会とありますけれども、土地改良区が解散をいたすということになっておりますが、その清算をどうするかというような総代会が開催されているところであります。

それから、7月22日、山江中学校の海外語学研修参加者8名おられましたけれども、表敬訪問を受けました。

そして、7月23日でありますが、区長会議並びに村制施行100周年記念タイムカプセルの発掘式を行いまして、現在、役場玄関横、総務課の前に展示してあるということになります。この開筒につきましては、来年3月の式典におきまして開筒をし、その中に入っているものを展示するという計画になっております。

それから、次に7月26日でありますけれども、これは球磨郡の町村会によります令和元年度の事業であります。令和2年度の予算につきまして、管内の主要事業要望、いわゆる管内9町村がいろんな補助事業をもってありますが、それを合同要望するという形で、九州農政局並びに県議会議長に要望をしたところであります。

す。

7月27日につきましては、味園と合戦ノ峰のそれぞれの祭りに参加をして来ました。

それから、7月29日ではありますが、山江村の民生委員会推薦会とありますけれども、委嘱状を交付させていただいたということで、民生委員の方々は今年11月30日で任期が切れますので、その新しい民生委員の方を推薦をいただくという会議でございます。

それから、同じく29日ではありますが、令和2年度の事業につきまして、郡の町村会によります管内主軸事業要望、九州地方整備局、福岡市に出向きまして、整備局長をはじめ、幹部に要望をしたところであります。

翌日、令和2年度管内主軸事業は、県知事の要望で、県庁におきまして知事本人に要望書を手渡しております。

それから、8月2日ではありますが、長崎県の対馬市から、小綱小から海山交流として来村されておりますので、その表敬訪問を受けたところであります。

8月3日、八代・天草架橋建設促進総会の決起大会が行われました。八代市から上天草市の方に大体8.2キロの架橋を架けようという計画がございます。いよいよその具体化というか、建設促進に向けての運動が非常に盛り上がってきたという感があります。それに向けての決起大会を八代市で行われて、参加をさせていただきました。

それから、8月8日は、新しいALTが来ております。議員の皆様方にもあいさつをしたかと思えますけれども、シンガポールから女性のALTが来られました。ティファニーさんであります。

それから、全国過疎自立促進連盟の熊本県支部総会、それから山村振興連盟の県支部総会が行われておりますので、参加をしております。ちなみに、過疎法が、これは10年間の議員による議員立法でありますけれども、その期限が来年をもって切れようとしておるところで、新しい過疎自立促進法ができるということになります。いろいろと過疎の事業、非常にそれぞれの過疎の町村にとりましては有効に活用させてもらっているということではありますが、いろんな課題もありますし、新しいメニューも出てきておりますので、その過疎法の中のメニューとしていろいろ入れていただきたい。また、過疎法の継続について、議員の皆様方も一緒に声を上げていただければと思うところでございます。

それから、山江村消防団の幹部会議が、夜、行われております。

それから、8月9日ではありますが、人吉球磨地域のサイクルツーリズム推進協議会の総会が行われたということでもあります。人吉球磨全体をサイクリングを

しながら健康づくりをしましょうというような事業が導入されております。併せて、そのサイクリングロードにつきましては、国から補助金を手厚く交付するというようなことになっておりまして、3億円を超えるお金が本年度いろんなところで整備されるということになりました。

それから、10日でありますけれども、人吉球磨スマートインターが開通しておりますので、そのセレモニーを行ったところでございます。ちなみに、国交省の道路局長ご本人に出席をいただきました。通常なら九州地方整備局の道路部長あたりが来るのがこのスマートインターの開通式でありますけれども、本省の局長が来るということもあり、部長、整備局長もおられましたし、道路部長もおられました。非常に盛大な開通式ができたんじゃないかならうかと思えます。

そして、19日でありますけれども、先ほど申し上げました、山江中学校の海外語学研修に8名が行ってまいりましたので、その報告会ということで受けておるところでございます。もちろん語学を中心としながら異文化に触れるということもあり、非常に大きくその一人一人の考え方に影響を及ぼしているのではなからうかというようなことをその報告の中から感じたところもでございます。

そして、同じく19日でありますけれども、人吉下球磨消防組合が、陸上が2組、水泳が1組、3種目に今年は全国大会に出場して、画期的なことでありましたけれども、その消防救助全国大会の出場の壮行会に出席をしております。

それから、8月20日から熊本県の町村会の評議員研修といたしまして、22日まで秋田県の東成瀬村にお邪魔しております。前日の夜、総務省の熊本県関係者の幹部の職員の方々と意見交換会をさせてもらったということであります。後ほども出てきますけれども、これは熊本県の出身の方々、また熊本県庁に来られた方々、木村総務部長も来られておりましたけれども、そういう方々であります。その町村課長の話によりますと、人口減少が進むということになると、町村同士での事務連携・事務補完が必要になってくるというようなことをしゃべられておりまして、ただ押しつけだけはしてくれるなというようなことをみんな申したところでもあります。それから、秋田県の東成瀬村は、秋田県の町村会長であります。熊本県の町村会長は、実は全国の町村会長でありまして、その伝手で秋田県の東成瀬村にお邪魔したということであります。全国学力調査ナンバー1とおっしゃっておりまして、ここはICTを使わずに、先生方の努力により、まさにいろんな教育の環境をつくりながら成績を上げられたというようなところでありまして、その取り組みに感服もいたしました。ただ、成績については、小学校は実は山江が高かったということを確認しております。

それと、23日、総合エネルギーの打ち合わせで、NTTと打ち合わせをしてお

ります。

それから、8月24日から人吉下球磨消防組合全国救助大会に参加をしました。土日でありましたけれども、先ほど激励したメンバーであります、今年はロープブリッジ救助の班が優秀賞を受けました。代表してその表彰状も授与したということで、非常に名誉があるというようなことであります。総じて、全国もそうですけれども、本当に消防署員、毎日、訓練が本分ではありますけれども、しっかり訓練をしながら、いわゆる住民との信頼関係を築いておられるというようなことにつきましては非常に頭も下がりますけれども、それが職業でありますので、更なる訓練をお願いしたいということを申したところであります。

それから、8月26日から27日まで、令和2年度管内主軸事業要望で、球磨郡の町村長によります要望活動、実はこれは8月6、7日に予定していたわけですが、6、7日がちょうど台風11号が上陸いたしたところでもあります。従いまして、延期になっていた分を26、27日と行ったということでもあります。恒例であります、関係省庁、霞ヶ関、それから翌日でもありますけれども、熊本県選出の国会議員の方々との意見交換、また要望書を手渡しをしたということがございます。

それから、8月28日ではありますが、人吉球磨観光地域づくり協議会理事会とございます。いよいよもって人吉球磨の観光地域づくりが動き出そうとしております。いろんな具体的な動きが始まろうという中で、の理事会でございました。ターゲットを南九州としながらも、空港を中心に日本一の観光地域としての人吉球磨を確立したいということで、実は民間の方々を中心にこれは非常に活発に動きが始まろうかというようなところでもあります。受けて、山江村につきましても、観光交流促進協議会がございますので、しっかり受け皿としてその動きに対応をしていければと思っております。

それから、8月29日、年金者連盟球磨支部総会に行つてまいりましたし、それから地域プロジェクトアドバイザー協議とありますけれども、これは小山薫堂さん、くまモンのストーリーを作られた小山薫堂さんがやまえ栗のブランディングにつきましていろいろご指導をいただいておりますので、その打ち合わせとお礼に行つてまいりました。実は、小山さんの方からエスコヤマという兵庫県のお菓子屋を紹介をいただいていたところでもありますけれども、そこにペーストが実は400キロ、既に注文が入っております。そういうこともあり、そのお礼方々、協議をしてきたということがございます。

そして、9月1日は、下払地区の水道まつりに参加をされております。下払地区は地域水道でありまして、毎年、地域を挙げて水道の清掃をされながら、またお祓

いをされながらまつりをされるというようなことをされております。そのまつりに参加したということでございます。

それから、昨日でありますけれども、山江村の特用林産物の振興協議会がありました。これは、山村活性化推進交付金を活用して、その事業をやろうとしているところでございます。この前は、栗をやっておりました。3年間のこれは丸々国の補助の事業でありますので、農業をやりましたので、次は林業ということで、山つきの産業振興についての取り組みをしているところであります。

以上、行政報告を申し上げさせてもらいたいと思います。

そして、若干時間をいただきたいと思いますが、引き続き村政運営につきましての施政方針を若干申し上げさせていただきます。

今、本村がやっぱり置かれている課題と申しますか、社会経済課題が4つあるかと感じております

その1つは、先ほどから申し上げてもおりますが、人口の減少であります。2045年の人口が、これは、社会保障・人口問題研究所によりますと、3,500人おる山江の人口が1,800人になりますよと。地方創生の事業で3,000人まで踏ん張るんだというような目標を掲げ、いろんな事業をしておりますけれども、何もしなかつたら1,800人になりますよと国は言っております。まさに地方創生の事業は、この人口減少、消滅市町村に歯止めをかけなさいということから始まった事業であります。ただ、人口が減るということは、福祉の課題、もちろん産業の課題、農業・林業の課題もありますし、環境問題にも大きく影響を与えますし、教育にも与えますし、人材の育成、いろんなところにすべてのことに絡んでくるこの人口減少問題であります。しっかり地方創生の事業を中心として、今をしっかり生きるということと同時に、将来をしっかり次の世代に託すという2つのことが求められているんだろうということを感じます。

それから、2つ目が多発する大型災害への対応の問題であります。ご案内のとおりでありまして、異常気象、異常気象と皆さんおっしゃっていますが、異常気象が通常であります。今や本当に想定外を想定しなさいと言われておりますし、加えてやっかいなことにこの災害は決してなくなるものでもありません。従いまして、その対策をどのように打っていくかということが大事であろうかと思います。特に、毎年、山江村の防災会議で事細かにその計画を作っております。危険箇所100何十箇所も示しておりますし、ただそれが果たしてしっかりと地域住民の方々に伝達されているかという点非常に疑問視もしております。ただ、地域防災マップは、地域の方々含めて、その作成をしてもらいながら、いざというときはどのように逃げるんだというようなことも、その地図を作ってもらっておりますし、今年ですべ

て終了するということでもありますから、山江村全体のその防災マップを作りたいと思いますし、併せて防災マニュアルを、いわゆる防災対策会議に配付しております資料につきましての抜粋でマニュアルを配付させていただきたいと思っております。

それから、国土強靱化計画が、現在、国を挙げて予算規模7兆円で実施されております。ただし、これが来年度までというふうになっておるわけでありまして、もちろん国土強靱化なるものについては来年でぷつぷつ切られて、それで終わりということにはなりません。従いまして、国からは地域強靱化計画を作っただけでないかというような依頼があります。いわゆる山江村型の強靱化計画であります。いわゆるこの計画に記載されてある事業、防災減災事業を中心に予算をつけるというような言い方をしております。現在、その対応としては、球磨郡の町村会において、その勉強会を今させてもらっております。将来、球磨郡町村会で基本計画を、人吉を引き入れるかどうかちょっと置いておいても、全体的な強靱化計画を作り、それに各市町村の事業メニューがぶら下がるというような形がいいのではなかろうかというようなこともありますけれども、ただ各町村においては、総合計画を作られるところがあるということで、その総合計画と併せてそれを作るんだというところもあるようでありますので、当分その動きを見ながらということでもありますけれども、強靱化計画をしっかり作っていくということが求められているところであります。

それから、今タイムラインによりまして、早め早めに自主避難の情報を出しておりますし、避難勧告も出しております。これは、山江村の状況を得てというよりも、各気象状況の予報において避難準備に段階がありますけれども、その段階に応じて出しています。いわゆる早め早めに出している関係もあります。ただし、村民の方々の誘導と避難先の整備をどうするかという課題がまだ残っているというようなことも感じているところでありますので、その対策をしっかりしなくちゃいけないというようなことを思っております。

それから、3点目は、環境問題への対応が上げられます。異常気象が通常になってきていると言いましたけれども、今、国を挙げて地球温暖化対策、CO₂の削減対策が求められているし、その対策を打とうと、ずっと打ってきているところであります。これは、前回アメリカの副大統領のゴアさんが「不都合な真実」という本を書かれて、映画にもなったんですけれども、地球温暖化がこの地球にとって大変な災害を引き起こしていくんだというドキュメンタリーの映画だったんですけど、まさにそのように世の中動いているような気がいたします。「不都合な真実」にならないようにしっかりその環境問題、またごみ対策を含めて、小さな問題から対応

していく必要があると思います。

それと、もう1つは、第4次産業革命がいよいよ実現化してきました。先般の人吉新聞を見ますと、トラクターの自動運転が人吉球磨でも実験されたというような話であります。それは、私たちが好むと好まざるにかかわらず、必ずやそのAIの社会、それからIoTの社会、ビッグデータを活用する社会、いわゆるICT化が求められているし、加速的に社会が進んでいくんだらうということを感じております。そういう社会に対応するために、今、地域づくり研究所の中でそのICTの中心とした動きを捉えているところではありますが、そういう時代の動きがきた場合、即座に動けるような体制をとっていくということが大事であろうかと思っております。

そういう課題がある中で2点だけ申し上げたいと思っておりますけれども、プロジェクトとして取り組んでいる問題、いわゆる人口問題の中で産業をどう育成するかという問題を申し上げました。特に、やまえ栗のブランディングにつきましては、今まで何度となく私も申し上げてきておりますし、ここでも議論をさせてもらっているところでもあります。やまえ栗のブランディングは、1次、2次、3次の6次産業化と言っております。当然、6次産業というのは、議員の方々も村民の方々もテレビをご覧の、よくお聞きと思っておりますけれども、1次である生産、それから2次である加工、それから3次であるサービス・流通、この3つを1つにしながら、物事を高く、その地域の経済を活性化しましょうという動きであります。1足す2足す3が6になりますので、「6次産業」と言うそうでありますけれども、その事業をやっております。

内容につきましては、まず第1次産業につきましては、生産部門は苗木購入補助につきましてやっております。これは10分の8以内としております。助成額が90万円の予算をつけております。肥料購入の補助であります。これも10分の8であります。これ300万円の予算をつけております。それから、当然、果樹をするときには用意しなければいけない鳥獣被害の対策の施設整備補助であります。これが10分の10、今やっているところではありますが、これが平成29年度実績で520万円、平成30年度は220万円ございました。そういう予算をつけております。それから、耕作放棄地再生及び防止によりまして、1名の方、10アールで、これは10分の7でありますし、これは、刈払い・整地・作業路整備等の経費であります。4万9,000円あります。そして、栗技術指導員派遣であります。要するに、剪定の補助です。これは1万円の経費が1日かかるわけですが、ご本人は1,000円出せばいいと。いわゆる9,000円の補助を役場が出しているところでもあります。これが150万円、今年出してございまして、すべてこれは単独の予算で755万円出してしております。ほか、地方創生の交付金を利用しまし

て、担い手確保、それから新植、いわゆる造成団地におけるものを、これは補助金絡みで2,000万円つけております。また、加工につきましては、ペースト工場を造っております。4,500万円の予算で、これは地方創生の拠点整備事業としてペースト工場をやっておりますし、当初1,000キロ、1トン在今年ペーストを作ろうということでありましたけれども、既に1.3トン、1,300キロの注文がまいておると。今年順調にいきますと、来年2倍、3倍と注文が増加するんじゃないかならうかと思っています。

同じく、2次ですね。2次としては、やまえ栗の商標登録を今しております。いわゆる50万円かけて、やまえ栗の商標登録をしながら、当然、海外に行くとするれば、例えば中国の問題いつも出ますけれども、すぐ中国で商標登録して、その商標登録権が日本にはないと。これは讃岐うどんがそうでありましたけれども、そういうことに対する対策。また、しっかりとしたネーム、やまえ栗のネームを作っていくという意味で認証取得を目指しております。

それと、流通におきましては、ANAの機内誌に置きました。今年もブランディングの経費として、議員の皆様方、440万円、これは推進交付金でありますので、お示しをさせてもらっているところであります。前回修正をいただいたということでもありますけれども、合計440万円は2分の1が補助金で、その8割が交付税として返ってくる。いわゆる44万円の予算で440万円の事業ができると。例えば、1次で750万円いると言いましたけれども、750万円のこれがすべて推進交付金でいくなれば、7,500万円の事業ができるというようなことでもございますので、1次、2次、3次、併せながらやまえ栗のブランディング事業を進めてまいりたいと思います。

ちなみに、やまえ栗の生産量の問題もおっしゃいました。確かに、平成26年には127トンございました。ただ、平成27年、台風で38トンに減ってしまい、その被害からの復興が翌年81トン、平成29年83トン、昨年が102トンと。逆に、ある意味では生産に関する苗木補助、肥料補助、それから鳥獣被害対策に対する補助金、改植、栗技術指導員、生産向上推進委員会の方々も熱心に取り組んでもらっておりますし、その成果も、よそは減っているというふうに聞きますが、山江村におきましては、総生産量は増えつつあるというようなことの確認をいたしておりますし、ある市場関係者に言わせると、ブランディングを山江村が取り組んでいるので、球磨栗を含めて、その価格が上がっているというようなこともおっしゃって、大変うれしく思ったところでもございます。

それから、もう1点が、住み良い環境づくりとして、これは平成28年秋に、今から3年以上前でありまして、山江村総合エネルギー検討委員会を立ち上げ

ております。これは、山江村全体の環境政策のあり方、また異常化する自然災害対策のための山江村としての対応、CO2削減、またごみ問題をはじめとする環境づくりをどうするか、そういう課題がある中に地域循環共生圏を構築したいとして、山江村の豊富な自然資源を活用しながら、自然エネルギーの活用の方策を模索するというものでございました。当時の平成28年9月だったと思いますけれども、10月だったっけ、人吉新聞の1面に載っております、この議会でも一般質問のやり取りをさせてもらったという記憶もあります。いわゆる、風力、バイオ、太陽光、水力、地熱、あらゆる自然エネルギーの可能性を見つけていこうというようなことでもございました。今までバイオガス発電、バイオマス発電、太陽光、水力等につきまして、総合エネルギーの活用はできないかという検討を進めているところがあります。ただ、誤解なきように、私もしっかり発言を、今までもしてきましたけれども、総合的に採算性がないものは将来に負担を強いるということになりますので、そういう方針は一切変わっておりません。今回、補正予算として上げております件につきましては、これは環境省の補助金であります。再生可能エネルギー事業と申しまして、これはまさに地域循環共生圏構築事業と申しております。

全体的に山江村の総発電量がどれぐらいいるかということは、17メガあると山江村の総エネルギーをまかなえるというようなことでもございます。山江村全体で1年間にどれだけ電気料を払っているかと、3億5,000万円払っております。これが、一挙にはできませんけれども、果たして実現できるものか、できないものかというソフトの調査事業を今回100%環境省の補助事業の中に上げさせていただくというのが一つの事業であります。

そして、もう一方は、バイオマスの木質バイオマスの事業につきまして、今まで研究をしてきました。これは温泉センターにおけるバイオマスの可能性ということですが、さらにその収支について、果たして収益的に将来的な社会性も含めた収益的に大丈夫かどうかということ、これは、事業実施団体を一般社団法人日本森林技術協会、株式会社森のエネルギー研究所に対して委託をして、その委託先に林野庁が補助金を流して、その事業の検証をするというような事業でもございますので、村としては、一銭もとは言いませんけど、ほとんど費用は使わず、この可能性をはかっていくという事業でもございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思うものでございます。

最後になりますが、山江村の現状を見据えますと、まだまだ低迷をいたします農産物・木材価格という中で農業離れが進んでおります。なかなか後継者も1人、2人ではありますけれども、ドツとくるようなことがございません。加えて、高齢化の社会の中で、介護、医療、そしてそういうことに対する予防医療をどういう対応

をしながら事業を展開しているかということも必要であります。加えて、防災関係で申し上げましたとおり、道路・橋梁をはじめ、特に橋は危険度3の橋がまだあるわけでありまして、いよいよその寿命がきております。そういう防災対策の事業、生活環境の整備、将来に向けての人材を育成しなければならないという課題も抱えております。村民の方々、子どもから高齢者の方々まで、安心して安全な暮らしの中で、子どもたちが夢を持って、若者が希望を抱きながら、愛郷、郷土愛と誇りを持ち、暮らせるための山江村のあり方をもう一度考えてみたいと思っております。

村民の皆様方が住み良い村づくりを目指し、楽しく、自主的に活動する場が、いわゆる住民自治の場が山江村未来塾100人委員会であります。かつ、皆様方の活躍の場を提供しているところでありますし、その積極的な地域の場の実践にますます多くの方々参加していただきたいと思っております。

そして、村制施行130周年の事業もいよいよ本格化をいたします。本月の栗まつりは、130周年栗まつり月間と位置づけまして様々な事業を計画をしておりますし、10月にはシンポジウムを計画しております。また、来年の式典に向けてタイムカプセルの開筒をはじめとして、村民の方々に道路名をつけていただくというようなこともお願いしておりますので、そういう発表の場でも今からであります。私は、この130周年は、「温故知新」、故きを温ね新しきを知るという位置づけ、また「不易流行」、変わってはいけないものを大事にしながら、時代の流れにあわせて新しいものにも取り組んでいくということを申しておりますけれども、本当に先人のご努力を引き継ぎながら、山江村が新しい一步を踏み出す年になればということを考えているところでございます。

変わらず、山江村で暮らすこと、活動すること、本当に村民の皆さん方の幸せの実現のために、我々職員一同努力してまいりますので、改めて議員の皆様、それから村民の皆様のご理解とご協力、ご指導方をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案につきましては、専決処分が1件、人事案件が2件、条例の改正が1件、条例制定案件が2件、決算認定案計が7件、そして令和元年度補正予算が6件の合計19件でございます。後ほど説明をいたしますが、また審議においてどうぞ慎重に審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつに代えさせていただきます。

大変お世話になります。長時間、ご静聴ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから、令和元年第5回山江村議会定例会を開会いた

します。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、5番、森田俊介議員、6番、横谷巡議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、8月27日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘議員。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和元年第5回山江村議会定例会につきまして、去る8月27日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月4日から12日までの9日間としております。

本日、開会、提案理由説明を行った後、午後から議案審議となっております。

5日は休会で、午前9時から議案審議。

6日は休会で、午前9時より現地調査。

7日、8日は、休日となっております。

9日は休会で、午前9時より議案審議。

10日は休会で、午前9時より議案審議。

8日目、11日は一般質問で、終了後、散会となっております。

なお、8名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間につきましては、質疑・答弁含めて60分となっております。

9日目、12日は、質疑、討論、表決を行い、散会ということで決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定をいたします。

-----○-----

日程第3 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第10号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和元年9月4日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治となっております。

提案理由でございますが、梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の復旧に伴い、緊急に予算措置する必要があったために、令和元年度山江村一般会計補正予算（第2号）を専決処分をさせてもらったというものでございます。

次に、専決処分書がございます。

専第10号でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度山江村一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分をさせていただいたものでございます。令和元年7月16日に専決処分したものであります。

内容につきましては、6月30日から7月3日にかけて梅雨前線が九州から本州にかけて横切ったということでありました。それに伴いまして、井川尻弁慶谷線、議員の皆様方も現地を見ていただいたと思いますけれども、が大きな被害を受けております。また、下払が増水により護岸の一部浸食をしてございました。その2つに伴います応急工事をさせてもらったというものでございます。

専第10号であります。令和元年度山江村一般会計補正予算（第2号）でございます。令和元年度山江村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとしております。

歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,980万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,409万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条でございますが、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

令和元年7月16日に専決をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、専第10号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、21、村債。内容としまして、公共土木施設災害復旧債1,980万円を計上しまして、歳入合計、補正前の額に補正額1,980万円を増額しまして、33億4,409万5,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、10、災害復旧費。内容につきましては、委託料及び工事請負費1,980万円を計上しまして、歳出合計、補正前の額に補正額1,980万円を増額しまして、33億4,409万5,000円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。地方債補正、第2表、1、追加、起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、限度額1,980万円、起債の方法、利率、償還の方法については、記載内容のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第3号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第4、同意第3号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第3号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。山江村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任をしたいので、同意を求めさせてもらうものでございます。令和元年9月4日、本日提出でございます。

記として表を作っておりますが、失礼ですが、敬称は略させていただきます。住所が山江村大字万江甲961番地の1。氏名が橋本誉。生年月日につきましては、昭和53年1月24日。任期ですが、令和元年10月1日から令和4年9月30日までであります。

提案理由でございますけれども、任期満了に伴いまして、引き続き橋本誉氏を適任者と認め、選任するには地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

橋本氏は、現在、評価審査委員を1期されております。今回、再任をお願いするというものでございますが、村税等の納税義務がある者、また固定資産の評価について学識を有する者のうちから、議会の同意を得て、私が選任するというものでございます。

橋本氏の現在の任期が令和元年9月30日をもって任期満了となるために、引き続き適任者として認め、地方税法第423条第3項の規定により選任をしたいので、議会の同意を求めさせてもらうものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第5 同意第4号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第5、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第4号についてご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。山江村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めるというものでございます。令和元年9月4日、本日提出でございます。

記として表を作っておりますが、これも失礼ですが、敬称は略させてもらいたいと思います。住所、山江村大字山田甲1659番地の15。氏名、東亜里砂。生年月日、昭和51年6月22日。任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までとなっております。

提案理由でございますが、現委員の中村誠也氏の任期満了に伴いまして、新たに東亜里砂氏を適任者と認め、任命するには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

現委員、中村誠也さんが今回任期満了に伴いまして辞められたいと意思がございました。従いまして、新しい教育委員を求めるという必要があったということですが、地方教育行政の組織の中には保護者枠として1名教育委員に下さいというのがあるということでありました。そういうのを含め、また女性ということもあり、新たに東亜里砂氏を適任者と認め、任命したいということでございます。そ

のためには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意が必要でありますので、提案をさせていただくというものでございます。

経歴について若干申し上げさせていただきますと、奈良文化女子短期大学幼児教育科を平成10年3月に卒業されております。特に山田小学校と申しますか、山江での活動につきましては、山田小学校のPTAの書記・副会長・幹事等をやられておりました、現在では南稜高等学校育友会の副会長もされているというふうに非常に積極的に活動される方ということでございます。

以上、ご説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第6 議案第34号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第34号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定を別案のとおり改正するものでございます。令和元年9月4日提出でございます。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部改定に伴いまして、本村の条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくこととなります。山江村印鑑条例の一部を改正する条例が次のページにございますし、1枚めくっていただきますと、最後のページに新旧対照表を載せております。これは、いわゆる施行令が変わったという上の法律が変わったということとなりますので、それに伴う一部条例の改正です。

改正の主な内容というのが、令和元年11月5日から申請をした方に限り住民票や個人番号カードに旧氏、いわゆる旧姓というやつでありますけれども、現在の氏とする取り扱いが開始するということになりました。要するに、婚姻による姓が変わった場合でも、旧姓を求められ併記できるというものであります。これに伴いまして、住民票や個人番号カードのほかに住民票等に併記された旧氏、旧姓ですね、での印鑑登録を可能にすることができるということになります。従いまして、本案を提出させていただくということになります。

附則といたしまして、「この条例は、令和元年11月5日から施行する。」といたしております。

以上でございます。

-----○-----

日程第7 議案第35号 山江村森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第35号、山江村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

山江村森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。山江村森林環境譲与税基金条例を別案のとおり制定するというものでございます。令和元年9月4日本日提出でございます。

提案理由ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴いまして、法令で定められた使途事業を確実に執行するため、基金を設置し、適正に管理、運用する必要があるので、提案をさせていただくということでございます。

1枚開けてもらいますと、山江村森林環境譲与税基金条例でございますが、森林環境譲与税、山江村には令和元年度723万3,000円くることになっております。この事業につきましては、メニューがいろいろ決まっているところですが、市町村が行う森林整備、所有者の意向調査、境界確定、人材育成、担い手の確保、そういう事業に対して、森林環境譲与税の一部を充てるとしております。

ただし、いわゆる723万3,000円全部使いきってくださいということではなく、残金については、基金を積み立ててくださいというようなことでございます。従いまして、将来、大きな機械を導入する等の事業にもこの事業、該当するということでもありますので、今回、基金条例を制定しながら使い切れなかった予算につきましては、基金に充当するというものであります。

以上でございます。

-----○-----

- 日程第 8 認定第 1 号 平成 30 年度山江村一般会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 平成 30 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
- 日程第 10 認定第 3 号 平成 30 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
- 日程第 11 認定第 4 号 平成 30 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
- 日程第 12 認定第 5 号 平成 30 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
- 日程第 13 認定第 6 号 平成 30 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
- 日程第 14 認定第 7 号 平成 30 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 8、認定第 1 号から日程第 14、認定第 7 号まで、平成 30 年度山江村一般会計及び特別会計決算の認定となっております。

お諮りします。山江村議会会議規則第 36 条の規定により、一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

一括上程をいたします。

それでは、日程第 8、認定第 1 号、平成 30 年度山江村一般会計決算の認定について、日程第 9、認定第 2 号、平成 30 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第 10、認定第 3 号、平成 30 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第 11、認定第 4 号、平成 30 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第 12、認定第 5 号、平成 30 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第 13、認定第 6 号、平成 30 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第 14、認定第 7 号、平成 30 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、認定第 1 号でございます。平成 30 年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。平成 30 年度山江村一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和元年 9 月 4 日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をするというものでございます。

次に、認定第2号でございます。平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和元年9月4日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をするというものでございます。

次に、認定第3号でございます。平成30年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。平成30年度山江村特別会計簡易水道事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和元年9月4日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をするというものでございます。

次に、認定第4号でございます。平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和元年9月4日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をするというものでございます。

次に、認定第5号でございます。平成30年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。平成30年度山江村特別会計介護保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和元年9月4日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をするというものでございます。

次に、認定第6号でございます。平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和元年9月4日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をするというものでございます。

次に、認定第7号でございます。平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ

事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。令和元年9月4日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案をするというものでございます。

次に、決算書につきましては、会計管理者が簡潔に説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 一二三会計管理者。

○会計管理者（一二三信幸君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、平成30年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明を申し上げます。お手元の平成30年度歳入歳出決算書綴をご覧ください。

はじめに、53ページをお開き願います。平成30年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額38億4,521万8,381円、2、歳出総額36億3,700万7,545円、3、歳入歳出差引額2億821万836円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額1,059万2,000円、よって、5、実質収支額1億9,761万8,836円となります。

次に、54ページをお開き願います。歳入歳出決算比較分類図表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しています。歳入におきましては、地方交付税が15億8,099万5,000円で、全体の41.11%を占めています。歳出におきましては、総務費が最も多く、11億5,995万4,684円で、全体の31.89%を占めています。

次に、55ページをお開きください。財産に関する調書でございます。1、公有財産（1）土地及び建物でございます。土地に関しましては、山田字大平の分収林用地取得による山林面積の増加、また公衆用道路敷地の取得並びに山田字堂園の宅地分譲地の公衆用道路部分の分筆によりまして雑種地が増加しております。宅地に関しましては、同宅地分譲地の公衆用道路部分の分筆により減少しております。

次に、56ページをお開き願います。（2）山林でございます。先ほど申しましたとおり、山田字大平の分収林用地取得によるものが主な要因で、35万6,908平米増加しております。次に、（3）有価証券、及び（4）出資による権利でございますが、いずれも年度中の増減はございません。

次に、57ページをご覧ください。2、基金でございます。平成30年度においては、土地開発基金が廃止されたことに伴い、4億369万491円を財政調整基金、庁舎改築基金、村有施設整備基金、学校建設基金、減災基金、温泉健康センター基金、定住化促進基金にそれぞれ振り分けしております。新規積立金4億8,939万5,483円、取崩し6億2,157万1,491円、利子の総額が295万6,398円で、決算年度中、1億2,921万9,610円の蔽によりまして、年

度末現在高は21億8,401万1,020円となっております。次に、右側のその他の基金ですが、利子合計123円の増加で、決算年度末現在高は6,739万1,737円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえからの償還金100万円があり、決算年度末現在高は600万円の残となっております。

以上が一般会計でございます。

次に、74ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億3,301万3,260円、2、歳出総額4億201万6,437円、3、歳入歳出差引額3,099万6,823円、5、実質収支額、同じく3,099万6,823円となっております。

次に、75ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。1、基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は2,000万4,093円の増で、新規積立額2,000万円、利子4,093円となっております。決算年度末現在高6,008万3,142円となっております。

次に、86ページをご覧ください。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億5,950万1,763円、2、歳出総額1億5,596万1,450円、3、歳入歳出差引額354万313円、5、実質収支額、同じく354万313円となっております。

次に、87ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(2)基金、簡易水道事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は1,600円の利子による増で、決算年度末現在高1,600万2,435円となっております。

次に、98ページをお開き願います。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億4,059万4,178円、2、歳出総額1億3,388万2,888円、3、歳入歳出差引額671万1,290円、5、実質収支額、同じく671万1,290円となっております。

次に、116ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億7,297万7,891円、2、歳出総額4億3,848万126円、3、歳入歳出差引額3,449万7,765円、5、実質収支額3,449万7,765円となっております。

次に、117ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。基金、介護保険事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は4,000万3,423円の増で、新規積立額4,000万円、利子3,423円となっております。決算年度末現在高7,423万5,896円となっております。

次に、127ページをお開き願います。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3,441万8,470円、2、歳出総額3,

284万735円、3、歳入歳出差引額157万7,735円、5、実質収支額157万7,735円となっています。

次に、137ページをお開き願います。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億255万6,687円、2、歳出総額9,629万4,671円、3、歳入歳出差引額626万2,016円、5、実質収支額、同じく626万2,016円となります。

上記のとおり精算したところ相違ありません。令和元年7月1日。山江村会計管理者、一二三信幸。

審査の結果、相違ないものと認める。令和元年8月9日。山江村監査委員、木下久人。同じく、山江村監査委員、西孝恒。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので、議会の認定に付します。令和元年9月4日。山江村長、内山慶治。

以上で、平成30年度山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わります。

-----○-----

日程第15 議案第36号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第15、議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第36号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）でございます。令和元年度山江村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,291万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,700万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

令和元年9月4日提出。山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第36号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて

説明いたします。８、地方特例交付金、国の施策制度改正等の施策に交付される子ども・子育て支援臨時交付金など７３６万２、０００円の増額でございます。９、地方交付税、普通交付税の確定に伴う交付税２、０６３万８、０００円の増額でございます。１４、国庫支出金、保育料無償化に伴う子どものための教育・保育給付金など３、４０６万１、０００円の増額でございます。１５、県支出金、子どものための教育・保育給付費及び補助金など６７９万２、０００円の増額でございます。１６、財産収入、人吉球磨林業機械センター出資金返還金６３０万円の増額でございます。２０、諸収入、プレミアム付商品券販売収入など２、４８６万４、０００円の増額でございます。２１、村債、山田小屋内トイレ整備及び災害復旧事業費債など１、０５０万円を計上しまして、歳入合計、補正前の額に補正額１億９、２９１万２、０００円を増額しまして、３５億３、７００万７、０００円とするものでございます。

２ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。２、総務費、財政調整基金に積み立て及び再生可能エネルギー事業の調査委託料など７、３３２万９、０００円の増額でございます。２、民生費、プレミアム付商品券発行補助及び保育給付負担金など４、１３１万２、０００円の増額でございます。５、農林水産業費、鳥獣被害対策施設整備補助金など３６１万３、０００円の増額でございます。７、土木費、単県事業の負担金など４２１万６、０００円の増額でございます。９、教育費、山田小屋内トイレ整備工事など８４９万８、０００円の増額でございます。１０、災害復旧費、災害復旧に係る工事請負費１、７５０万円の増額でございます。１２、予備費４、０５９万８、０００円を計上しまして、歳出合計、補正前の額に補正額１億９、２９１万２、０００円を増額しまして、３５億３、７００万７、０００円でございます。

４ページをご覧ください。地方債補正、第２表、１、追加、起債の目的、山田小学校屋内トイレ整備事業、限度額４８０万円、起債の方法、利率、償還の方法については、記載内容のとおりでございます。次に、２、変更、限度額の変更でございます。公共土木施設災害復旧事業の１、９８０万円を２、５５０万円に変更するもので、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第１６ 議案第３７号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第１号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１６、議案第３７号、令和元年度山江村特別会計国民

健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第37号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。令和元年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,109万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,909万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和元年9月4日、本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第37号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款6、県支出金につきましては、退職被保険者保険給付費増額による普通交付金157万2,000円の増額でございます。款10、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額2,952万7,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に3,109万9,000円を増額しまして、4億1,909万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、見込額によります退職被保険者等療養給付費及び高額療養費を157万2,000円増額するものでございます。款9、諸支出金につきましては、平成30年度実績によります負担金、返還金6万2,000円を増額するものでございます。款10、予備費につきましては、2,946万5,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に3,109万9,000円を増額しまして、4億1,909万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第17 議案第38号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、議案第38号、令和元年度山江村特別会計簡易

水道事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第38号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）でございます。令和元年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,539万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和元年9月4日提出でございます。

以上でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第38号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、繰越金、平成30年度からの繰越金として89万2,000円を増額しまして、歳入合計を補正前の額に89万2,000円追加し、1億6,539万2,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、簡易水道事業費、施設の修繕費として170万円を増額、5、予備費を80万8,000円減額しまして、歳出合計を補正前の額に89万2,000円を追加し、1億6,539万2,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第18 議案第39号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第2号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第39号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定める

ところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,943万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和元年9月4日提出となっておりますが、内容につきましては建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第39号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、5、繰越金、平成30年度からの繰越金として253万9,000円を増額しまして、歳入合計を補正前の額に253万9,000円追加し、1億3,943万9,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、2、農業集落排水事業費、施設の修繕料として165万3,000円を増額、4、予備費88万6,000円を増額しまして、歳出合計を補正前の額に253万9,000円追加し、1億3,943万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第19 議案第40号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第19、議案第40号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。令和元年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,591万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,644万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和元年9月4日提出でございますが、内容につきましては健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第40号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款8、繰越金、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額3,349万4,000円を追加するものでございます。款9、諸収入につきましては、前年度給付費等の確定によります県負担金及び支払基金交付金が追加交付されることに伴い241万8,000円を増額するものでございます。歳入合計、補正前の額に3,591万2,000円を増額しまして、4億7,644万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款4、地域支援事業費につきましては、旅費及び需用費でございまして、8万2,000円増額するものでございます。款5、諸支出金につきましては、1,163万4,000円増額するものでございまして、前年度の給付費等の確定によります国負担金及び地域支援事業費による支払基金への返還金577万4,000円、一般会計への繰出金586万円となっております。款8、予備費につきましては、2,419万6,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に3,591万2,000円を増額しまして、4億7,644万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第41号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第1号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、議案第41号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第41号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。令和元年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万4,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,593万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和元年9月4日提出になります。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第41号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款4、繰越金、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額93万4,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に93万4,000円を増額しまして、3,593万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款4、予備費、予備費につきましては、93万4,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に93万4,000円を増額しまして、3,593万4,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第21 議案第42号 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第1号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第21、議案第42号、令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。令和元年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,395万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和元年9月4日提出になります。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、議案第42号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、款3、繰入金を462万8,000円追加するものでありまして、一般会計からの繰入金でございます。款4、繰越金を365万8,000円減額するものでありまして、前年度の繰越金の確定によるものでございます。款5、諸収入を48万6,000円追加するものでありまして、前年度の消費税の申告分の還付金でございます。歳入合計、補正前の額に145万6,000円を追加し、9,395万6,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出でございますが、款1、総務費を27万8,000円減額するものでありまして、消費税率の引き上げによります業務請負委託料の増額及び消費税納付予定額の減額によるものでございます。款2、ケーブルテレビ事業費を119万8,000円追加するものでありまして、消費税率の引き上げによります事業運営委託料等の増加によるものでございます。款4、予備費を53万6,000円追加をいたしまして、歳出合計、補正前の額に145万6,000円を追加し、9,395万6,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第22 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、本議会での議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により、配付しております議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

また、3月議会定例会以降、各種団体より陳情・要望が1件提出され、議会へ届いております。

この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料配付することといたします。各議員で内容を検討され、必要な場合は、後日、議員提案等されるようお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時07分

第 2 号

9 月 1 0 日 (火)

令和元年第5回山江村議会9月定例会（第2号）

令和元年9月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 会期の変更について

日程第2 事件の撤回請求書

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------------|---------|-----------|
| 村 長 | 内 山 慶 治 君 | 副 村 長 | 北 田 愛 介 君 |
| 教 育 長 | 藤 本 誠 一 君 | 総 務 課 長 | 白 川 俊 博 君 |
| 税 務 課 長 | 山 口 明 君 | 企画調整課長 | 平 山 辰 也 君 |
| 産業振興課長 | 新 山 孝 博 君 | 健康福祉課長 | 迫 田 教 文 君 |
| 建 設 課 長 | 清 永 弘 文 君 | 教 育 課 長 | 蕨 野 昭 憲 君 |
| 会 計 管 理 者 | 一 二 三 信 幸 君 | | |

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

お諮りします。本日、9月10日は休会の日であります。村長より事件の撤回請求書の提出がありましたので、山江村議会会議規則第9条第3項の規定により会議を開くことにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、会議を開くことに決定をいたしました。

-----○-----

日程第1 会期の変更について

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会期の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、昨日、議会運営委員会が開かれ、会期の変更について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘議員。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和元年第5回山江村議会定例会につきまして、9月9日午前10時30分から議会運営委員会を開催し、会期の変更について協議し、決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、休会でしたが、会議を開き、提案理由説明を行った後、表決をし、散会としております。

明日からの日程については、当初のおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の変更については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第1、会期の変更については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第2 事件の撤回請求書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、事件の撤回請求書を議題とし、提案者より撤回の

説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） おはようございます。本日は、休会、議案審議となっておりますが、急遽本会議を開催いただきまして、大変ありがとうございます。

提案します件につきましては、先般提出をしておりました事件の撤回の請求書でございます。先般、議長に書面を提出しておりますので、この書面によりご説明を申し上げたいと思います。

令和元年9月6日に提出しております。

山江村議会議長、中竹耕一郎様。

山江村長、内山慶治、私から提出したということであります。

中身につきましては、事件の撤回請求書でございます。令和元年9月4日に提出した事件は、次の理由により撤回したいので、山江村議会会議規則第19条第2項の規定により請求しますということでございます。

記として、件名、理由を書いておりますが、1、件名につきましては、同意第3号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。2、その撤回の理由でございますけれども、選任をしておりました選任予定者の強い辞退の申し出がございました。従いまして、ご本人が辞退することであるので、今回は撤回をさせていただくという理由でございます。

どうぞ慎重にご審議をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 撤回理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第2、事件の撤回請求書について承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、事件の撤回請求書については、承認されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前10時05分

第 3 号

9 月 1 1 日 (水)

令和元年第5回山江村議会9月定例会（第3号）

令和元年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 村 長 内 山 慶 治 君 | 副 村 長 北 田 愛 介 君 |
| 教 育 長 藤 本 誠 一 君 | 総 務 課 長 白 川 俊 博 君 |
| 税 務 課 長 山 口 明 君 | 企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君 |
| 産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君 | 健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君 |
| 建 設 課 長 清 永 弘 文 君 | 教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君 |
| 会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君 | |

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程、日次第3、一般質問となっております。

お手元に配付しておりますとおり、8名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、はじめに5番、森田俊介議員より、一つ、林業振興について。一つ、農業振興について。一つ、物産館の運営状況について通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介君。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） おはようございます。議長のお許しができましたので、5番、森田より一般質問を行います。

質問内容は、通告に従いまして行いますので、よろしくお願い致します。

一般質問をする前に、いつも1番ばかりくじを引いてしまいまして、また今回も1番でございます。光栄でございます。よろしくお願い致します。

なお、宝くじには当たっておりませんので、よろしくお願い致します。

1. 林業振興について。2. 農業振興について。3. 物産館の運営と状況についての三つの質問であります。

議会議員は、村長と同様に選挙で選ばれた公選職であり、人数は違えども村民の審判を仰ぎ、村民の代表として同等である。このため、議会議員は行政とともに村生を牽引する車輪の役割だけではなく、行政が村民間感覚や村民目線からかけ離れたならば、ブレーキをかけ、計画どおりに村政が進まないときにはアクセルを踏む、こうした役割、職務だろうと感じております。

まず、森林環境譲与税の配分基準の見直しについてお尋ねいたします。

令和元年、自治体への譲与が開始されましたが、多くの森林を抱える市町村にとって、農林整備のための森林環境譲与税が実現しましたが、要項としては、間伐や

路網による森林整備、林業人材の育成、確保、木材の利用、復旧など制限されてありますが、国からの配分額が全市町村の平均が約920万円に対し、政令都市では7倍の6,880万円が平均で、手厚く配分されている見通しであることですから、このことは資金の一部を人口密度に対し割り振るからであることから、人口が少ない自治体では金額が少なく、何もできないとの声があがっております。配分の基準は法令で決まっていますが、多くの森林を抱える自治体では、少しでも多く配分されるように配分基準の見直しについて要望していく考えはないのか。

現状での山への配分基準は、金額は723万円ぐらいと聞いております。条例に定めるほか、基本の管理に関し必要な事項は村長が定めると条例にあげてありましたが、事業はどのように使用していくのか、村長にお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） おはようございます。それではお答えします。

まず、森林環境譲与税の件について、内容をちょっと若干説明をさせていただきます。

森林の有する地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備等を進めていくことは、我が国、国土や国民の命を守ることにつながります。

しかしながら、森林整備を進めていくにあたっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林所在や担い手不足、大きな課題が起こっております。このような森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林についても、市町村自らが管理を行う新たな森林管理システムを創設し、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、我が国の森林を支える仕組みでございます。

森林環境税は、国民から税をいただく森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税の二つの税から構成されております。森林環境税は、個人住民税の均等割の納税者から、国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村に徴収される予定です。税収については、市町村から国の交付税及び譲与税特別会計に入ります。個人住民税均等割の納税義務者が、全国で約6,000万人というような試算でございますが、税の規模は約600億円となります。期間については、東日本大震災を教訓とした、各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率上げが、令和5年まで行われることとなっておることを踏まえて、令和6年から課税されることとされております。

森林環境税は、国にいったん集められた税の全額を、伐採などを実施する市町村や、それを支援する都道府県に客観的な基準で配分されております。

森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、新たな森林管理システムの施行と併せ、課税に先行して今年度より開始されております。譲与税を先行するにあたって、その資源は交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応されており、譲与税を徐々に増加するように設定されて、借入金は後の森林環境税の税収の一部をもって償還することとされております。剰余額を段階的に増加させるのは、主体となる市町村の整備や所有者意向の確認等に一定の時間を要すると考えられているものから、今年度は全国で約200億円から始まっております。

譲与の基準ですが、先ほど議員から申されましたとおり、市町村と都道府県の譲与の割合は、8対2でスタートし、市町村の譲与割合を徐々に高めていくという設計となっております。全国の剰余額約200億円のうちの8割を、全国の市町村に配分されることになっており、剰余基準は、私有林の人口面積を10分の5で、10分の2を林業従事者数で、10分の3を人口でということで譲与されております。

山江村の剰余額は、全国の各自治体の、数値を山江村の数値で剰余額を算出しておりまして、先ほど言われましたとおり、本年度は723万3,000円が譲与されることとなっております。

先ほど申しましたこの剰余額も、令和3年までは723万3,000円と毎年譲与されることになっておりますが、令和4年度からは1,080万円程度と額が増え、森林環境税が始まる令和6年度以降の令和7年度からは、1,530万円程度となり、徐々に上がってまいります。令和15年度には2,400万円程度が配分されるということになっておりますので、年々先ほど言われました、要望ということでございましたけども、上がっていくような状況となっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議員の方からお答えいたしますが、要望する考えはないかというようにございましたので、それにつきましては私からお答えしたいと思います。

この森林環境譲与税は、実は相当の年月を要しております。始まったのは平成9年、今から21年前、当時は水源税の創設でした。水源税として創設しながら、地方に地球温暖化対策として配分してくれというようなことであつたわけです。その後、平成18年に森林環境税の創設推進連盟、これは市町村長の連盟ですが、特に森林を有する市町村で連盟を組織されながら、その環境税の創設に声をあげてきたところでありまして。と同時に、森林環境税の議員連盟もできました。平成18年でありまして、市町村長と合わせて、議員もこの森林環境税として、市町村

の要するに温暖化の対策、また、山の管理についてのお金をということでありました。

その後、平成24年に名称を変え、平成29年には、平成30年の税制改革において、この森林環境譲与税の結論をだすというふうに、これは政府自民党のプロジェクトチームから方針が決まったわけでありまして、その平成30年の国会で、この森林環境税の制度化がなされたという歴史を持ったところでございます。

従いまして、新しく税が始まったということではありますが、ただ配分については先ほど課長が申し上げましたとおり、全体で600億円あります、税収が。ただ、平成25年度までは復興税が加算されておりますので、復興税が終わった平成26年から均等割を1人1,000円ずつ取って600億円です。その600億円を今は前倒しをして、200億円ずつ今年からやりましょうと。この前倒しの200億円が3年間、それと令和4年から令和6年までが1,200万円ですから300億円、それから、制度がまるまる600億円が入るときには、これは令和7年から令和10年ではありますが、これは山江村に1,600万円で、先ほど言いましたとおり、令和11年度からは、まるまるの2,400万円がくるということになります。

何故その段階的にというのか。令和6年には600億くるじゃないか、何でそれ満額くれんとかということですが、今、前倒した分のお金を返すということ、返す、その満額600億円使えるのが、令和11年からというような運用を国で決めてございます。

その運用方法については、いろんな議論がありました。これは森林環境譲与税の市町村連盟は昨年解散しました。議員連盟は今年までやっております。今年も四国でやられたと思いますが、今年解散です。その中でもいろんな議論があったということではありますが、例えば、市町村と都道府県の割合が8対2と決まりました。何で都道府県にやる必要があるのかというのを我々は申したところではありますが、県から強い要望があり、県の、それぞれの県の森林を保全するためのお金として、要するに600億円のうちの2割をください。ただ、これは順次減らされていきます。順次減らしていくということになりました。

それと、何で都市部にやらなくちゃいけないんだという話になるわけですが、都市部の意見としては、都市部の人間がドーンとお金を出しますので、均等割ですので、そのお金を全部地方にやるというのはいかかなもんかといって、その中の10分の3を人口割でやってくれというような意見があつて、そこで調整ができたということです。先ほども課長が言いましたとおり、半分を私有林、民有林の人工林の

面積で配分します。それと2割、10分の2を林業従事者数で配分します。そして10分の3を人口割で配分して譲与されるということでございます。

そのようなことでありますので、要は、議員のおっしゃっている要望をしてくれというのは、要するに人口割の10分の3をもっと地方に配分をしてくれというようなことであります。ただ、これは山江村だけでは当然どうにもできませんし、市町村の連盟があったということでもありますが、これは地方六団体、地方六団体といえますけれども、これは要するに市長会、町村会、それから知事会、それと県の議長会、それと市の議長会、町村の議長会、これを地方六団体と言うんですけれども、この六団体でしっかり話し合いを煮詰めていかないと、この数字というのはなかなか変わらないんだろうということを考えているところであります。

我々全国の町村会としては、町村会としては、その六団体の一つである、もっと地方に配分を多くやってくれというのは当たり前の話でありまして、今まで反対してきたのは、この森林環境譲与税の創設に反対してきたのは都市部でありますから、一生懸命声あげてきたところ、我々に配分できるような声も、各方面からそういう声も聞こえておりますので、当然議員の皆さん方と一緒に声をあげていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 配分料はよく理解をしましたけれども、言わせれば、今の形でいくと都市型の形でやっているような。人口が多いもんですから、人口の多いところに多くの配分ができるというように理解しております。私たち一番記憶にありますのが、横浜付近が3億円ぐらいくるそうです。それが、私たち去年、議会の研修で横浜からちょっと離れたところなんですけれども、小さな村に行きました。ちょっと名前は忘れましたが、そこが水源地だそうです。横浜の水源地。それで、そこにその譲与税を横浜から還元するというような形も全国であるそうですので、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

村長、先にお尋ねしたいんですが、基金がきますね、基金がきたときにどういうふうに三つの制定で、その事業をいわせれば補助をしていくというような、どんな点を考えていらっしゃいますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

森林環境譲与税、山江村は720万円ちょっとくるわけでありましてけれども、720数万を全部使いきりなさいということではありません。路網整備とか民有林の調査とか、不在地主の調査とか、不在地主で森林が整備されないところは、役場

が、自治体が入って森林整備業者に委託できるというようなこともありますし、若者の今、林業従事者で非常に担い手がない、後継者がいないという問題がありますから、その育成もしなさいというのがあります。もちろんそういう事業を中心に予算を付けていくということですが、720万円使いきれということではありません。したがって、残った分は基金に充てなさい。充てていいですよ、ですね。充てなさいじゃなくて、充てていいですよ。その余った基金で例えば、全体的な機械を共同で買うとかいうこともできるというようなことでありますので、そのような運用を国が認めておりますので、できるだけその基金のほうにも意識しながら運用していきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） より良い案をいただいて、税金を無駄遣いしないようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番目に入ります。特用林産物の補助の方向性、計画についてお尋ねします。

第六次山江村総合計画、2019年から2028年などに特用林産物の増産、地産化を促進し、とあげてありますが、シイタケとかタケノコ、それからヒバなどの花卉類のほか、木炭を作る炭釜などと思いますが、以前炭釜が新設されていたと思いますが、現在の有効活用利用の状況はどうされているのか、お聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

まず、林業の内容のことですが、特用林産物ということで、林業並びに木材産業の低迷、林業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣害被害などにより森林の荒廃が進んでおります。この対策として適正な森林施業の実施と林業事業者の強化、林業従事者の育成、支援を行うことにより、人と森とが共存できる望ましい森林の整備と林業の振興を目的に、山江村林業振興事業補助金制度がございます。

この中の補助対象に特用林産物施設化推進事業として、特用林産物の生産加工、流通促進を図るため、施設化に要する費用に対して10分の3以内、上限を150万円というような補助をしております。ただし、熊本県特用林産物関係補助事業に採択された事業ということでありまして、対象者が森林組合とか農事組合法人、それとか林業者の組織する団体となっております。

また、特用林産物鳥獣被害防止対策事業として、鳥獣害防止ネット及び電気柵の設置に要する資材費等を、10分の10というような事業も個人へ助成する制度ということでもございます。

現在、特用林産物の生産等を行っておられる組合は村内の1組合あります。木材価格の低迷が続き、後継者不足や高齢化など、深刻な問題を抱え、林業の経営が難

しくなっている現状であります。このような中、地域の特産品として、高付加価値の特用林産物、先ほどございましたヒバ等の栽培に取り組まれております。この組合に対しても村としては、申請により助成金等を交付し、生産活動の支援を行ってきております。

林業の担い手の減少、高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の衰退等により、保育、間伐等の適正な施業及び管理が行われない森林や、伐採後に植栽が行われない森林の増加が危惧されております。林業の活性化、林家の生産意欲の増大を図り、所得の向上につなげるには、短期間で収入につながる林産物の生産に力を入れていくことが重要であると考えております。村では、平成30年度より、国の山村活性化支援交付金を活用し、特用林産物振興事業に取り組んでいます。この事業では、特用林産物振興議会を設置し、事業計画を検討しながら、短期収入につながる特用林産物の生産を進めてきております。

先ほどちょっと質問がございましたが、平成29年の特用林産物の中で、タケノコ、シイタケ、木炭等の生産状況はということでございますが、木炭が約4トン、シイタケが0.8トン、タケノコが1トンであり、出荷先は主に市場や物産館であります。また、山江村には山林で栽培されているニオイヒバの生産を行う山江村花木生産組合があり、主にJA、スーパーなどに出荷されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 議会議員も、議会中に9月6日に現地調査がありました。万江、横手地区の竹林に特用林産物鳥獣被害対策防御柵設置がしてありました。地権者の要望もあったと思いますが、以前にネットも設置してありました。また、その周囲を1キロ周りメッシュの金網がしてありまして、補助金とはあり得ども竹林の中は荒れ放題で、多額の費用がかかるにもかかわらずと思いましたが、以前、作業やタケノコなどを収穫した跡はありませんでしたが、今から手入れをし、収穫などを計画してあるのか、大変な作業と思いますが、人手不足で高齢化が進む中で、はたして気掛かりな事業と思うところではありますが、どういう考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

議員申されたとおり、現地に行ってくださいました。現地のほうでは、特用林産物のタケノコを主として今後進めていきたいということで、今まではネットを實際張られておりましたが、張っておる中でも、鳥獣が入り収穫が少ないというような現状でございましたので、今回、先ほど申しました事業を使いまして、ワイヤーメッシュを1キロ張りめぐらしていただいて、中で生産を行うというような取り組み

を考えております。

また、今年度についても1キロ程度、また新たに囲みながら生産を進めていくということですが、先ほど言われましたとおり、なかなか中のほうでは荒れ放題といいますか、すごく密植、竹の密植がされておりましたので、今後につきましては生産者の方々とお話をさせていただきながら、間伐をしながら、生産性を上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 大変だろうと思いますが、いろいろと生産者とも協議をしながら、また、手伝いしながら頑張っていたきたいというふうに考えております。

山江村では、5月のころ各地で花祭りが行われております。そのときに甘茶、甘茶がふるわれていますが、その甘茶が屋形地区の戸屋に栽培されていることはご存じでしょうか、課長。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

甘茶ということですが、先般といいますか、議会の、1回現地調査で戸屋のほうに行ったときに、森田議員から甘茶があるというところを教えていただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この甘茶づる、生産地も人吉球磨では戸屋地区しかないわけなんですけど、限られた土地で生産支援の増殖と促進をし、地域の人たちと計画をお願いし、今後とも地域の願い事でしたので、特産物補助金のほうでよろしくお願いたしと考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

一応地元の生産者といいますか、の方々とちょっとお話をさせていただきながら、そういう補助を要望されるのであれば考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） じゃあ私からもお答えいたします。

この特用林産物の事業は、山村活性化支援交付金事業で毎年1,000万円まるまる国が3年間にわたって支給するという額であります。実は、この特用林産物の

前は、栗を六次化を目指していろいろな事業をしたという事業でありまして、農水省の課長直々に、私のほうに山江の成功事例を国の成功事例の中で次もやってくれというような要請があった事業でもありました。

要は、栗が里部とするならば、山間地域の要するに林業育成だけでは、要するに林業を育成しながらお金にするには、30年、40年、50年いりますので、短期で現金化できるような作物を作りながら、その山間部で住む方々の暮らしをもっと豊にしようというようなことの目的であります。

従いまして、その木炭、シイタケ、タケノコだけではなく、タラノメもありますしウドもありますし、ワラビ、ゼンマイもありますし、いろいろな山林でできる産物があるかと思えます。そういうものをあまねく調査しながら、どういう可能性があるのか。どういう、例えば安くて量が少ないものについては、やっぱりやればやるほど赤字になりますので、量がある程度採れてどれぐらいのものがあるか。例えば、量は少なくとも高く、例えばゼンマイあたりは売れますので、そういうものを選びながら、しっかりその戦略を練っていこうというようなことでございます。

また、この事業はその協議会の委員さん方がおられますけれども、これは振興局の林務も入っておりますが、委員さん方では太刀打ちできないような事業でありますから、地域の方々が、いかにこの事業を理解して協力してもらうか、また、村民の方々がいかに理解して協力してもらうか。あと、これも六次化をねらって、山菜のまぜ飯の素とか、山菜の炊き込みご飯の素を作りながら、その事業を完成させようというようなことでありますから、当然ご婦人方のご協力も要るわけありますので、もちろんその多様な林産物でありますから、その甘茶づるのほうも、これは実は、甘茶づるは昭和50年代に役場から、経済課と言ってましたけれども、そのほうから戸屋地区に甘茶づるを植えませんかというような事業で植えられて、一時的に活性化した事業でもあります。そういう責任もありますので、ご希望があれば、積極的に取り入れさせていただきたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） ひとつ甘茶の件に関してはよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

また、その補助金で加工場や設置、整備、冷蔵庫とかなんのかんの計画はありますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ねらいは六次化でありますから、当然その加工場の建設等も視野に入れなければいけないんですけれども、議員心配のとおり、はたしてこの事業がどれぐらいの量を産出できるのか。あんまり最初から無理をして、どーんと作っ

て、「はい、やりなさい」と言うよりも、小さくても加工場を地域の人たちがより集まって、炊き込みご飯の素とかまぜ飯の素とかを作られながら、それを徐々に広げていくという、そっちのほうがいいかと思っているところでもありますので、最初からドンという加工場を造ろうという計画は、今のところ持っておりませんし、今ある加工場が活用できるということであれば、活用していきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 次に、農地集積についてお尋ねいたします。

農地法の特例として設置されました農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業、利用権設定等の促進事業によって促進され、農地中間管理機構を活用することによって、地域の農地を任せられる後継者や担い手を見いだし、集積事業につなげていくことですが、平成26年ごろから始められたとは思いますが、山江村の集積事業の実績はどのぐらい進んでいるのかお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

まず、農地集積、集約についてということで、農地利用最適化、つまり農地を農地として守り、地域の農業を未来へつなぐ活動の一つであります。まず簡単に言いますと、農地集積は農地の担い手へ貸し出すことでありまして、農地集積は農地の場所の交換や所有者の移転により、農業担い手ごとに農地を集め、まとめることでございます。農地集積は、地域の中心となる農業経営体に農地利用集積させることを意味してございます。

この活動の一番の目的でございますが、先ほど申し上げましたとおり、何らかの理由により耕作されなくなる農地を農業の担い手を集めることにより、農地を農地として活用していくということでございます。農地を守るだけでなく、農業の担い手においては、経営規模拡大といううえで有効な手段でございます。

農地集積を進めるに当たっては、法の農地法や基盤強化法に基づいての契約を行い、なおかつ、農業委員会を通して貸借を行っておりますので、貸借期間中に農地所有者や農業の担い手が代替わりをしましても、契約内容がわかるため、農地所有者及び農業担い手のそれぞれの権利、賃借料とか貸借期間、などがあることを保障することができるということでございます。また、農地所有者においては、貸借期間満了となりますと、必ず所有者に農地が返還されることとなりますので、安心感もございます。

一方、農地の担い手においては、10年単位での借用ができますので、営農計画を立てやすくなりますし、現在の契約が任期満了を迎えましても、農地所有者との

協議で支障がなければ更新の契約を行うことができます。

また、農地集積につきましても、法に基づいて行うことは農地集積と同じでございますが、農地を農業の担い手ごとに集め、複数ある農地を一つに統合することにより、農業用機械などを利用した営農を行いやすくし、農業の効率化を図ることができます。

山江村においては現在、農地集積活動を中心に行ってきておりまして、先ほど議員が言われましたとおり、いろんな形態がございます。まず、契約の方法といたしましては、熊本県が公益財団法人熊本県農業公社に農業委託をし、その期間を介して貸借契約を行う農地中間管理事業、農業協同組合を介して貸借契約を行う農地利用集積円滑化事業、先ほども申しましたが、関係機関を介さず農地所有者との農業の担い手の直接契約方式の三つがあります。本村といたしましても最初に申しあげました農地中間管理事業制度の推進を進めてきております。

次に、農地集積の現状ということでございますが、まず、実績につきまして申し上げます。平成30年度事務報告に記載しておりますが、産業振興課で事務を行っております基盤強化法に基づいたもののみになりますが、貸借につきましては、田んぼが10万7,042平方メートル、畑、普通畑が5万2,607平方メートル、樹園地が5,000平方メートル、合計の16万4,649平方メートルでございます。また、所有権移転につきましては、田んぼが4,962平方メートル、畑が2,835平方メートル、樹園地は0平方メートルでございます、合計の7,797平方メートルでございます。

農地集積につきましては、主に農地所有者や農業担い手による申し出だけでなく、農地相談等とともに農業委員会と連携して情報を共有し、活動をつなげておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君）　ここでお願いします。時間の制約もありますので、質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君）　今、数字で述べてもらいましたが、何%ぐらいでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君）　新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君）　それではお答えいたします。

現在、万江地区で進めております農地集積につきましては、範囲面積が22ヘクタールございまして、現在の集積面積は11ヘクタールでございますので、50%を達成しております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 私もちよっとご相談を受けたこともありますけれども、今後の見通しとしての考えですね、1. 農業所得が不安定とか、農産物の価格の不安定、それから農地が分散している。集落内に担い手がいない。農地資産固有意識が強い。兼業農家が農地を手放さないということがありますもんですから、なかなかうまくいかないのが現状でございます。地域の農地を任せられるものと見いだすためには、農業法人や認定農業者などが農地集積につなげていくことだろうと思いますが、どのように理解され、協力されることがいいか、お考えをよろしくお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

現在、先ほど申しました農地集積につきましては、役場の農地集積専門員、また、県の農業公社の専門員のほうが各農家をまわっております。先ほど議員が申されましたとおり、担い手不足、また最終的には農業経営を大きくできるようなことがこの一つの施策でございますので、今後はまたいろいろな方々に、家をまわりながら、この集積についてご協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私から補足ですが、農地の集積のことを人・農地プランと今言っております。人・農地プランの人は、担い手をつくりなさいということで、これは法人でも変わりません。万江の里もそうですけれども、それと人・農地プランの農地は、その農地を守ってください、というのは、耕作放棄地にならないようにしてくださいというようなことです。担い手をつくり農地を守っていくというプランが、まさに今、お尋ねの農地の集積事業でございます。いろんな条件の中でなかなかうまくいかないというような話もございましたが、ただ、5年後、10年後の経営者の年齢をみますと、やっぱりどんどん農地が荒れていくというか、経営できないような状況になりますので、しっかりそういう情報をつかみながら、行政として先ほどそういう職員も雇っておりますので、しっかり対応していきたいということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） ひとつ大変だろうと思いますがよろしくお願い申し上げます。

次に、物産館の運営と今後の計画についてお尋ねいたします。

昨年度事業からペースト加工場の新設や各機械導入、またボイラーの入れ替えなどいよいよスタートするわけなのですが、やまえ栗の生産量は平成29年度が83トン、平成30年度が102トンがあったという報告を受けました。また、実績入荷がJAが66トン、山江の加工販売店が27トン、物産館が7.4トン、残りは自家消費だったということで報告を受けましたけれども、本年度も集荷期間中になってきましたが、物産館の本年度のペースト加工や栗まんじゅう、その他の加工が何トンの栗が必要か、わかったら教えていただければ、よろしくお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） ペースト工場につきましては、やまえ栗の生産量の増加と品質向上を図り、物産館「ゆっくり」の栗加工施設の規模拡大と機能強化により、施設の生産性、収益性の向上や雇用の創出に加え、生産量の増加及び品質向上に伴います農家所得の向上による地域の活性化を図るために、地方創生の拠点整備事業交付金を活用しまして、総事業費約4,800万円で整備をした施設であります。この施設につきましては、今年度から稼働し、ペーストの製造が始まるということであります。このペーストの試作品を製造しまして、取引先を模索し、交渉を行った結果、今年度の取引量は、約1.3トンの契約が取れたということであります。また、このペーストを工場の契約につきましては、ペーストの契約につきましては、年々増加するんじゃないかというふうに見込みをしているところであります。

議員お尋ねの生栗の集荷量ということでございますけれども、ペーストの契約が1.3トンということで、歩留りを約50%というふうに計算した場合、倍のペーストに使う栗の原料としましては、2.6トンは必要ということになります。

あと、栗まんじゅうにいたします生栗の集荷ということですが、栗まんじゅうが大体年間に6,000万円ぐらいの売上げということになりますけれども、正確にどのぐらいの集荷が必要かということは、今ちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 去年が7.4トンで、栗まんじゅうだけに使われたとは思いますが、今現状では計画がわからないということですか。

ほんなら逆に、ペーストにかかわる従業員の確保なんかはできていらっしゃるのか。それとJAと、またほかの加工場の市町との栗の値段の格差はどのように考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今年度の栗の状況ですが、まず、先ほど栗まんじゅうのトン数ということですが、大体毎年、9トンから10トン要ります。むき栗で集める

のが、基本的に集めるんですけれども、ただ、むき栗が集まらないときはいわゆる生栗を購入して剥いてもらうという、外注に出して剥いてもらうという作業をしています。それと1トンだった予定だったペーストが、1.3トン、要するに1,300キロを超えたということでえありますからその倍ですので、そういう栗を確保したいということでもあります。

ただ、今年は、台風が四国のほうに来まして、今回の台風15号は茨城のほうにも行きました。相当な被害を受けているんだろうということを予測しておりますので、全国各地から栗の引き合いが多くなるんだろうと。ただ私たちは、農協じゃありませんので、流通の制御は役場としてはできませんから、一番その高いところに流れていくんだろうというふうに思いますけれども、そういうことを用心しながら、しっかり確保していければというふうに思っております。

あと加工場の人員、それから、先ほど球磨栗との格差は、当然やまえ栗の、それとやまえ栗のブランディングで、実は、副村長が、株式会社やまえの取締役役に就任してもらいました。そして私がしょっちゅう行けないということもあり、その経営についての戦略は指示をしながら、協議をしながら進めておりますので、具体的にその付近の話については、あと副村長からしゃべってみたいと思います。

まず雇用については企画調整課長が申します。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） ペーストの製造に対します雇用関係ということでございます。この1.3トン製造するのに人員の確保は確かに必要というふうに思っております。現在の加工場専門で、栗まんじゅうとかびっくり団子を作ってる専門、専門というか、従業員の方おられますけども、このペースト工場を整備しまして、従業員の募集をしました。問い合わせが4件あったということでもありますけども、正式に契約に至ったという方が2名ということで、その2名の方が一時従業員として来られていたわけですけども、1人が退職されたということで、今現在は1名の雇用ということでもあります。このペーストに対しましても、今までおられた方と兼務をしながら、今、一生懸命頑張ってるということでございます。今後もこのペースト量が増えますと、どうしても今の従業員数では賄えないというふうに思いますので、また今後も募集を引き続きかけていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 先ほど村長から申しましたように、私も取締役に就任いたしまして、できるときに部長会議に出ておまして、その経営の内容等についてもいろいろと聞いております。先ほど課長が申しましたように、ペースト工場のほう、

担当者もちょっと腰を痛めまして、1人治療してるというような状況でもございまして、継続して職員の採用を募集をいたしております。工場のほうにつきましては、シフトを変えて対応してるということで、工場の運営には支障ないようなことでございます。

それから、栗の他の栗との調整でございますけれども、これにつきましてもいろいろと市況がございまして、やはり栗の価格と販売の価格、これを見合いながらやはり購入していかなければならないということで、JA等との調整も行っているようでございます。

それから、栗ペーストの販売について、非常に売り先がないんじゃないかというふうなご懸念もございましたので、その販売につきましても、私も商談に出かけていって販売先を確保いたしております。

まず、熊本県の地域プロジェクトアドバイザー事業によりまして、県へ販路拡大ということで相談もいたしてまいりました。この結果、県のアドバイザーであります小山薫堂氏、これはくまモンの生みの親でありますけれども、こちらの紹介で兵庫県のお菓子屋を紹介いただいております。こちらにつきましては、2月に村長、私、担当課長、担当者出向きまして、トップセールスといった形で交渉してまいりました。その結果、6月にサンプルを送りまして、その後、物産館も直接営業にまいりました。それから、それで400キロぐらいの、注文をいただいております。こちらは会社が年商20億円を超えておりまして、お菓子のテーマパークのようなところでもございまして、ここには多いときには1日4,000人が押しかけてくるようなところでもございます。こことも継続した販売をお願いしておるところでございます。

また、その足で大阪の商社へも出かけております。こちらでその兵庫県との取引の話をしたところ、よく取引ができたということで驚いておられましたし、この商社からは、東京の老舗の餡子の会社をご紹介いただくことになっております。ここは皇室へも納入してるというふうな会社でございます。

それから、京都にあります老舗の会社にも商談に行きました。こちらのほうでもサンプルを食べていただいたわけですがけれども、ここは、フランスからペーストを輸入しております。サバトン社という会社でございましてけれども、その会社はフランスのコロブリエール村というところが、山江村へ交流の要望をしてくているところですが、ここの村に工場がございまして、ここからわざわざ輸入してると。その輸入に際しては、現地へ赴き、工場や栗園を視察しながら決定したというところでもございまして、今後交流が始まればこういった情報の交換もできますし、流通にも入っていけるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 時間もチンと鳴りましたので、あと1点だけお尋ねいたします。

栗のペーストが、収量次第の、あと何か農産物でペーストにする考えはございませんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） 栗の加工が終わった時点でということでございますけれども、現在カボチャであるとか、カンショ、カライモ等を予定をいたしておりますけれども、カボチャについては非常に水分が多いということで、試作をしておりますけれどもなかなかペーストというのは難しいだろうと。ピューレがいいんじゃないかなというふうな検討をいたしております。

まず、使います機械の中のメッシュ、それが1ミリとか2ミリとかございます。このようなものをいろいろな野菜で試しながら、研究を今後進めていくというふうなことになるかと思っておりますので、研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） もう時間もまいりましたので、次もまだいっぱい聞くことがあろうと思うんですけども、時間がきましたので、最後に一番気になっているのが、昔、ほたる米、お米がありましたけれども、今はそのほたる米がないといえますか、減少してるというような形なものですから、今からこの確保や入荷または貯蓄などをして、この山江のほたる米としての特産物として再起はないだろうか、最後にお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 北田副村長。

○副村長（北田愛介君） ほたる米の件でございます。これにつきましては、私が担当をしておりましたので、ほたる米のできました経緯、これは山江村のきれいな水、これはホタルが生息するようなきれいな水と、収穫の際は天火で干すということが大体定義でございます。やっぱり手間暇をかけて作ったお米で、ほたる米というふうな名称を付けております。今は竿がけをされる農家が減っておりますので、この点につきましては、やはり生産が減ってるというのが現状でございます。今後いろいろそういう定義もございますので、そのあたり消費者の方々に納得していただけるような、きちんとした定義のもとにほたる米を生産していくべきと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 粟も大事ですけれども、なんせ山江の農業というのは稲作も大事だろうというふうにも考えております。ひとつこの山江ほたる米を、またいろいろ副村長をはじめとして、再起を起こしてお願いしたいというふうに考えております。

これで一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時10分とします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、8番、西孝恒議員より、一つ、防災について。一つ、学校における熱中症予防対策について。一つ、AEDの設置状況について。一つ、参道や遊歩道の現状についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒議員。

西孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、質問の通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

今回通告いたしております質問内容は、1. 防災について。2. 学校における熱中症予防対策について。3. AEDの設置状況について。4. 参道や遊歩道の現状についての4点としていますが、このうち防災については、内容が後ほど行われます中村議員と重なりましたので、私のほうが質問を割愛させていただきます。

次の学校における熱中症対策につきましては、昨今の異常な暑さに、気象庁も「命を守る行動をとってください」と、災害同様表現になりまして、危機的状況を感じるわけですが、質問は以前にありましたことと重なりましたので、これも割愛させていただきます。

では、次の3点目からお願いします。

まず、AEDの設置状況についてであります。自動体外式助動器、いわゆるAEDについてであります。AEDは、その使用が認められましたのは、平成16

年7月からのようですが、その後AEDの設置は飛躍的に増加しているようです。AEDの効果は、総務省消防庁統計資料によりますと、心肺停止状態の負傷者を対象に、心肺蘇生、胸骨圧迫と、人工呼吸も何もしなかった場合の1カ月後の生存率、これは8.4%とされていますが、それに比較して、心肺蘇生、胸骨圧迫を行うと、1.8倍ほど高いということでもあります。

また、さらにAEDを使用した場合、1カ月後の生存率は50.4%に増えるということでもあります。その適切な使用により命を救える効果が高いAEDですが、本村におけるAEDの設置箇所、設置数、そして、その管理状況など3点についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、村が管理しますAEDの設置状況ですけれども、まず山江村役場に1台、それから山江村体育館に1台、歴史民俗資料館に1台、それから健康の駅1台となっております。万江地区におきましては、温泉「ほたる」に1台、それから自然休養村管理センターへ1台、屋形多目的集会施設に1台を設置しておりまして、関係各課及び施設の管理者が管理をしている状況でございます。

さらに学校におきましても山田小学校に2台、万江小学校に2台、山江中に2台設置してありまして、各学校がそれぞれ管理をしているところでございます。

いずれのAEDのほとんどが、専門業者によります保守業務を含むリース契約をして機器の管理を行っております。また、本村が把握をしている民間施設ですけれども、山江老健施設で1台、JAくま山江店に1台、それから高速道路のサービスエリア上下線に1台ずつ設置されており、また、さらに保育園、章鹿倉保育園、山江保育園、万江保育園にそれぞれ1台設置されておりまして、それぞれの事業所が管理しているという状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） AEDの設置箇所などお尋ねしましたが、主な施設にそれぞれ設置ありますようですね。実は、私ごとで習ったことですが、私は人吉アマチュア無線クラブに加入してまして、同クラブは、人吉市と大災害時の無線通信などの支援に関する協定が締結されていまして、先ほどのAEDや心肺蘇生法も毎年消防署にて講習もあっているところです。一応これがそのときの講習テキストでございますが、その中で、その手順としてご承知のことと思いますが、心原性の心肺停止のような倒れた人に遭遇した場合、一分一秒を争う処置が必要でありますから、その順序として、講習会ではどこも同じかと思いますが、まずその周囲の安全確認、そして本人の意識はどうか、そして心肺停止の場合は大声で人を呼んで、来てもら

った人の中から、その人には119番通報を、そしてまたほかの人にはAEDを持ってきてくださいと具体的に依頼して、自分はその人の胸骨圧迫を続けるというように講習を受けているわけですが、そこでAEDを持ってきてくださいと言われても、どこにあるのか、また、あまり遠いところにあっても救急車を待ったほうが早いかもしれません。救急車は通報から約平均で9分かかると言われていますので、このテキストにも救急車が来るまでにとということになっております。その間の応急処置手当ては非常に大事ということでもあります。AEDの使用は、生存の確率が高いわけですから、そのAEDの場所など把握しているなら、意外に近くにあることもあるかもしれません。

それでお尋ねをされましたけれども、そのような状況にどなたが遭遇するかわかりませんから、村民の皆様にも日ごろから周知することも大事かと思えます。AEDにも耐用年数があるようですが、機種により4年から8年ぐらいのようです。本村では取り替えとか設置基準など、条例については特にないようではございますけれども、その経緯についてはどのようになっていますか。先ほどもちょっと述べられたところもあるかと思いますが、またありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まず、本村においての設置の基準状況ですけれども、一般的にAEDの設置基準としましては、厚生労働省のAEDの適正配置に関するガイドラインに定めてある基準により、必要に応じて設置されているのが現状でございます。

その適正配置につきましては、効率的、効果的に考慮し、具体的な業種や配置すべき場所を検討すべきとあります。その具体的に推奨される業種、施設におきましては、大きく駅、空港、それからスポーツ関連施設、大規模な商業施設、高齢者福祉施設、それから会社、工場などの大勢の人が利用する施設などがあげられます。

本村においては、議員申されましたように条例で設置基準等は定めておりませんが、役場や体育館など、多くの村民が利用する公共施設等へは設置をしているところでございます。また、不特定多数の人が利用する民間施設にも設置されておりますので、条例を制定しなくても厚生労働省のガイドラインの設置の必要性に基づき、備え付けてあると認識しておりますので、今後ですけれども、改めて条例の制定については、現在のところも考えていないところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） その設置箇所など、村民の皆様にも日ごろから周知すること、重ねて大事かと思えます。

では、その心臓自身の、心臓の原因が原因で心肺停止になる心原性停止の状態の

負傷者を、目撃や遭遇することは滅多にないわけですが、それだけ突然にあるということでもあります。そのような場合に全く知識がないと手をこまねいてしまうということから、事前の心肺蘇生やAEDの取り扱いについて、村内でも一学一スポーツなどであるかと思いますが、その講習や訓練の状況についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 先ほどから議員申されているように、AEDは突然に起こります心肺停止に対しての心臓に電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻す医療機器でございます。ほとんどの機器が電源を入れれば音声流れまして、使い方を指示してくれるのでございます。誰でも使用でき、救急活動ができる機器で、心肺蘇生法と組み合わせて使用することで、人命救助への最大の効果を発揮いたします。取り扱いにつきましては、講習義務等はありませんが、救急現場に居合わせ、いざという時のために積極的に使用できるよう、日ごろから正しい使い方を学ぶことが必要かと思われまます。

現在は、消防団、PTA、各事業所等で講習会を開催しておりまして、地区単位でも直接消防署へ依頼をされまして、行政区でも行っております。また、地区の自主防災活動の中でも講習を行っているところもございます。また最近では、社協による見守りネットワーク協力員に対しての講習会、日赤による一般の方への講習会も開催されたところでございます。

心肺停止などの事故の状況に接した場合は、先ほども言われましたけれども、救急隊員が到着するまで一分一秒が争われる状況でのAEDの除細動が実現できるかが、生死にかかわると言われておりますので、機器の使用講習に努めていただければと思います。今後講習を希望される団体等がございましたら、役場または直接消防署へ御連絡いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） その救急救命に関しては、私も消防署の人吉下球磨消防組合の管理者をしておりますので、その状況なりをちょっと申し上げたいと思いますが、まず、先ほど議員おっしゃいました、その勇気があるかどうかというのは非常に大事なことであろうかと思います。

実は、人吉市で交通事故が起きた事例がありました。それを見て、たまたま通りかかった役場健康福祉課の保健師が、実はそれを見て胸骨圧迫の心臓マッサージをずっとしたそうであります。そしてまたそこにたまたま通りかかった健康福祉課の臨時職員の方が交通整理をしたと。残念ながらその方は、お亡くなりになったということでもありますけれども、非常にそういう勇気ある活動というか、行動といいま

すかね、誇りに思ったところでもあります。

ただ、そういう今、救急車の出動回数が年々増加しているということでありまして、これはもちろん高齢化社会を背景にしているということでもあります。ただ、消防署も救急隊を増やすということは限界があるということでもあります。いかにしてその救急業務を社会全体で行うかということが必要になってきますし、それが救命率を上げるというようなことをございます。

先般、畜産共進会の午後、実は人吉下球磨消防組合の救急フェアがございました。人吉市医師会との共催で行っているところでもありますけれども、しっかり医師会と消防署も連携して、救命率を上げようというようなことで努力をしているところでもありますし、議員おっしゃいましたその救急フェアの大きな目的は、その救急講習に誰でも救急できるように救急講習の普及を図っていきたいというようなことでもあります。そういう体制の充実に今、取り組んでいるところでもありますので、本当にいつどこで、どのような形でその助けを必要とする人が起きるかわからないと。消防署の救急自動車に来るまでのその救命活動が非常に重要な要素にありますので、このへんにつきましても、広く啓発を図っていかなくちゃいけないというふうに思っているところでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） はい、どうも、村長からありましたが、救命率を上げること、救急車が到着するまでの間の救急法というのは本当に大事なことと思います。実際私も毎年習ってはおりますが、そういう立場に遭うことはないだろうと内心は思っていたんですが、実はあったんですね、ありました。そういうことを、それでちょっとこれは意外と咄嗟の場合に必要なことと思います。

そのような万一の事態に居合わせた場合、咄嗟に対応ができますように、AEDの取り扱いや心肺蘇生を行う順序など身に付けることは大事なことと思います。

以上でAEDの設置状況についての質問を終わります。

では最後に、4点目の本村の参道や遊歩道の現地状況についてであります。村内の文化財や神社への参道と遊歩道の中で、それぞれ1カ所についてですが、まず参道については、実は私も以前、議会だよりの広報委員でありましたときに、区の宝と題しまして、各区の文化財をシリーズとして、議会だよりの表紙に写真を掲載させていただきました。その写真撮影のために私も現地に行かせてもらいましたが、その中で、今回の1カ所は山田地区の諏訪神社への参道であります。それは議会だよりの平成27年の1月30日発行の表紙に載っています。また広報やまへの表紙にもありますが、それはこれですね、これは昨年、平成30年の6月号のほうで、6月の分ですが、執行部でこのすばらしい写真が載せてあります。私も諏訪神

社に行き着くまでの参道が、これが特に良い感じでありまして、この写真からもまさに世界遺産の熊野古道のようなイメージであります。熊野古道も写真をやっぱり見てみました。

この写真から、私、今回の質問は、この参道の登り口付近なんですけど、この付近は雨のときは溝になって、土が流れて掘れてしまっているようであります。見た目はそれほどでないかもしれませんが。もちろん参道は自然な感じがよいのですが、その付近はまだ森林の外でありますし、地元の方による作業だけではいかがかと思いますので、行政による部分的な改修など、補助はできないかと思うわけです。

また、ここはフットパスコースにもなっております、一応このマップにも、それが載っているところであります。この写真も、これもフットパスのときの写真ですね。ただ、雨のときはその地形上、相当な水量が流れるようです。そのため土の段を作っているところに穴が空いたりしてしまっていて危険なところもあります。神社を管理される方々により美化作業や、できるところは補修などもなさっておられるようですけども、特に大雨のときの参道を流れる水量はどれだけ増水するか、近くの方は本当に心配なさると思います。

先日、ちょうど現地でちょうどお会いしました方からもそのような状況をお聞きしました。それで排水対策も含めて、安全・安心な道が必要と思いますが、その点について執行部のお考えや計画がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

考えや計画というようなことですが、文化財は、本村の歴史文化等を正しく理解するために欠くことのできないものであり、その保存、活用は心ゆたかな生活の根源となります。この貴重な財産であります有形文化財や史跡などを、村指定文化財として指定し、保護、保存に努めているところでございます。

本村は、村内に点在する96の重要文化財を指定文化財として指定しております。特に今申されました神社やお堂、お寺などにつきましては、局地的な大雨や台風の上陸等によりまして、参道が傷んだり、また、建物本体が年数経過によりまして老朽化が進み、破損など見受けられるものもございまして。指定以外でも、先ほど言われた諏訪神社も参道が若干傷んでいるようでございます。

そのような中、村といたしましては、山江村文化財保存事業補助金交付要綱、平成29年度から施行しておりますが、これに基づき事業費の2分の1程度の補助金を交付して、支援に努めているところでございます。建物、建造物等の修理やその他保存にかかる整備など、村指定文化財の所有者や、管理をされておられる方々で、今のように、整備を計画される場合は、この補助金を活用していただければと

いうふうに考えております。

また教育委員会といたしまして、この村指定文化財に指定しております神社や史跡などには、文化財の案内板などの看板を、各年度10基程度年次計画で設置するように計画をしているところでございます。

また、フットパスコースに位置する文化財につきましては、未指定文化財に登録されている建造物や仏像も各コースに含まれているようでございますので、このようなものにつきましては、専門家による調査を行いまして、歴史的価値、それから重要性の高いということがわかりましたら、村指定文化財に指定する方向で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、村内の文化財など、この地域資源や観光資源を生かした観光振興の推進に向けた施策につきましては、関係課などと協議しながら整備を進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 主に文化財として教育委員会からご答弁でしたけれども、フットパスコースとしても企画からもぜひ対応をお願いできればと思います。

山江村の総合公園は、これからのイメージとして、まるごと公園ということで、山田川エリア、また丸岡公園、万江川エリアが重点拠点として位置づけや、それにフットパスコースも含めてまるごとですから、山江村の豊かな自然、歴史、文化も満喫できるような大事なところは、参拝やフットパスのためでもあります、やはりその地域の、地域の安全優先に整備が必要かと思えます。

では、次の遊歩道ですが、ここは山江温泉「ほたる」からホテル亭を歩いて丸岡へ上がる村道へ出る歩道でありまして、丸岡近くの村道から入っていくと、そこには標識がありまして、山江温泉「ほたる」まで徒歩20分と書いてあります。実際に歩いてみましたが、途中荒れていましてお知らせが書いてありました。内容は、当分の間危険な状態であるから、当分の間、歩道の通行を禁止させていただいておりますということでありまして、山江温泉「ほたる」と書いてあります。そのところは通っていませんけれども、この遊歩道の見どころと申しますか、価値あるところは、森林の中の溪流と、特に夏場はひんやりとして、別天地となっております。

質問通告の前に私は行って見たんですけども、その時の写真をちょっと撮りました。通告前の写真でございます。ここはちょっと広いところでありまして、ここを歩いて丸岡のほうに行くわけですが、そっちはとても行かれません。一応このような状態ですね、なかなかひんやりとして良いところです。本当に汗がひっこむぐらいあります。

ここを通りまして、それから丸岡のほうへ上がると急に暑くなってきます。山江

温泉「ほたる」を紹介してありますインターネットを見ますと、ここの遊歩道の情報もあります。通行止めの情報ではありませんけれども、このようにマイナスイオンがあふれる渓谷ですので、この場所の復活と、そのためには安全・安心な道が大事かと思えます。現在はその渓谷の付近、この渓谷のこことか、途中の歩道は、実はきれいに草をはらってありまして、現在はですね。その後はらわれたと思いますが、また片づけてありました。その通告後なんですけど、写真は違うですけど今度はきれいになって現在はあります。

ここは元養魚場のところでありまして、やっぱり水槽があって、そこにはわさび田が前はあったようではありますが、その水槽などの活用も含めて、今後執行部のお考えや計画がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私からも文化財の保護のことでちょっと付け足して申し上げたいと思います。

教育課長が答えましたけれども、2分の1の補助は、山江村の指定文化財については、補助出せんですね。ただ、指定してないところにつきましては、政教分離の法則がありますので、大河内の神社がそうでありましたように、自治体としては、役場としては手を出せないというような状況でありますから、そういう非常に価値ある文化財につきましては指定をしていくというようなことでありまして、今、今回も増やして96の文化財を指定をさせてもらったということであります。

それともう一つ、参道の問題もおっしゃいました。これも実はその道路の所有者の問題があるわけでありまして。里道であれば、その参道が里道であれば役場で当然整備はできますけれども、人の土地を参道だからといって、うちで勝手にいいますか、というようなことは、管理をされる方で基本的にやってもらうということが原則であります。

実は、東浦の息吹墓というのが百日咳の神さんが登って行った途中にあるんですけども、あそこは地域の人その息吹墓自体を守って、きれいに掃除して土台をつくり、家まで造られました。息吹墓さんを守る。同時に周りの木を切って参道をきれいにされた。地域の管理でありましょうからそうされたということでもありますので、できるならばその管理者の方々でまずやってもらいたいと思えますし、また、そのいろんな政策的にフットパスコースという言葉が出ましたけれども、政策的に大事なところでどうしても、その所有者また管理をされる方で手が届かないということであれば、役場に相談をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、温泉センターの遊歩道のことは、ちょっと動きはありますけれども、

これにつきましては、企画調整課長が答えさせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 温泉センターの遊歩道につきましては、地域景観を保全し、目的でありますけれども、温泉センター、物産館への都市住民の来館を促進するという目的で、平成19年度に国の交付金を活用して整備した施設であります。遊歩道と東屋を整備をいたしまして、棚田的な施設にわさびを植栽するなどの事業の内容ということでございます。

当時は、温泉センターやボランティアの方、村民の方ですけれども、適正に管理をしていただいておりますので、宿泊者が遊歩道を活用し、利用し、散歩するなど来館者の癒しの場としても活用されておりました。また、棚田的な施設には、わさびも植栽をして、温泉センターの料理の食材としても利用をされていたということでもあります。しかしながら、現在は議員ご承知のとおり、倒木や鳥獣被害、そして土砂の堆積等により、本来の目的が達成されていない状況であります。

今後どういうふうに活用するかということでございます。先ほども申しましたとおり、この施設は国の交付金も活用しておりますし、温泉センターの集客を図る施設ということでもありますので、今後どのようなことが、目的に沿った施設としてどのような利活用があるのか、しっかりとした検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ありがとうございます。先ほど村長からもご答弁いただきました。参道のこの道は、地元にちょっとお話聞いたんですが、この通りとこっちの山とは別で、実はこの所有者とこの道がまたちょっと、参道は昔からあるけど、一応この両側の森というか森林は、ちょっと所有者が別におられるということでありました。そのような関係もあるのかなあと思います。

この通りは地形が迫になっておりまして、そして、この道がそのまま参道の入り口まで続くわけであります。それで大雨のときはここにどうしても水が集まるということで、大変これは難しい状況だなあと私も思いながら、ちょうど近所の方のお話もお聞きしましたところでありました。

それから、温泉センターの遊歩道ですけれども、今後検討ということですが、10年前は120周年記念ですけれども、そのときの村政要覧がありますけれども、ここに120周年記念誌であります。この中に山江のよかところマップとしてこの遊歩道、整備されたばかりの写真も載っております。春にはシャクナゲがきれいな花を咲かせます。わさび田も広がっていますと。温泉のあとはさわやかな沢でリフレッシュしませんかと紹介してあります。また、現在もこのパンフレット

を、これは売店に置いてありますけれども、それにもそのように書いてあります。

それで、ここを復活されますと、山江村のまるごと公園ということで、先ほどの諏訪神社への参道と同様に、よいスポットではないかなと思うところであります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、2番、久保山直巳議員より、一つ、2020年から始まる「教育改革」への対応について。一つ、ICT教育のデメリットについて通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳議員。

久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） 議長のお許しがありましたので、通告に従いまして、2点、教育改革、ICT教育について質問をいたします。

2020年から小・中学校においてプログラミング思考の導入、ICTを活用した習熟度別学習、アクティブラーニング導入、自主的・対話的で深い学習、また、英語が小学3、4年生から始まり、小学5、6年生から成績評価の対象になる必須教科となるなど、戦後最大の大規模な教育改革が始まろうとしております。

そこで、教育改革についてお尋ねをいたします。

小学生の対応もさることながら、保護者の不安や疑問、こういったものについて内容の周知はどのようにされているか。また、英語については他町村、小学校においては先行して令和元年度より実施しているところもあるようですが、本校においての状況はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。

2020年の教育改革制度ということでございますけれども、これは大きく二つありまして、一つは大学入試制度の改革、それからもう一つは、義務教育におきましては、学習指導要領が実施されるということで、来年度が小学校でございます。その次が中学校というふうにならざるにずっと進んでいくというような状況でございます。そういう点が大きく変わってくるというところでございます。小学校が来年度から実施されるわけでございますけれども、新しい学習指導要領におきましては、教育によってより良い社会をつくり、社会と連携して子どもたちの生きる力を育むという理念が示されております。そして何が出来るようになるのか、それから何を学ぶのか、どのように学ぶのかという三つの方向性を示されております。

このことにつきましては、文科省から実はこのようなリーフレットというかポス

ターが配布されております。これは小学校用、中学校用ございますけど、大体同じような感じで中身が少し違うという形でございます。これを各家庭に配布して、この趣旨の徹底を図っているというところでございます。特に先ほどもありましたように、新しく始まるのが小学校の3、4年生の英語活動、英語活動といいます。それから5、6年生では英語教育というふうに教科化されるわけでございます。そしてもう一つがプログラミング教育ということでございます。

これにつきましては、本村では一昨年度よりいち早く2020年を見越しまして試行しておりますので、スムーズに新しい学習指導要領への対応ができるかと思っております。また保護者の方にも授業参観を行ったり、あるいは、懇談会等を通してその趣旨、それから取り組み等につきましても説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） はい、よろしくお願いをいたします。

続きまして、小学校英語教諭においては、得意、不得意による指導力の差はどのようにされるか。またALT、外国語指導助手における授業や定期的な研修等もされると思いますが、具体的にどのような対策をされるのか。また、中には英語のせいで他教科も嫌いになる児童もいるのではないかと危惧するところでもございます。英語習熟のできない児童に対しての対応はどのようにされていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。英語教育につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年度から中学年での英語活動、それから高学年、5、6年生での教科化ということで、現在試行的に行っているわけでございますけれども、中学年では、聞く・話す、これが中心でございます。そして外国語になれ親しませるということを目的に今、行っております。そして5、6年生に入りますと、今度はその中学年で学びました学習を土台としまして、今度は文字を読む、それから書く、この二つが付け加えられて指導を行っているというところでございます。時数としましては3、4年生が1時間、週1時間、それから高学年で週2時間の授業を行っているところでございます。

授業は基本的には学級担任が行うということとなっております。週1時間はALTが指導助手として入ります。そして授業を行っているというところでございますが、それから、また県教育委員会といたしましては、来年度からの英語の教科化に向けまして、小学校の英語教育のフォローアップ研修とか、そういう研修をたくさ

んやっております。小学校の先生方の指導力の向上を図るといような目的で、そういう研修会がたくさん今、行われているということでございます。

今、ご質問ございました英語の指導力の差ということでございますけども、これにつきましては、小学校におきましてはまだ始まったばかりということでございまして、まだ差ができる段階ではないと捉えております。小学校の先生方が誰でもこの英語の指導ができるような指導力研修が今いろんな形で行われているというような状況でございます。今後も指導力の差が生じないように段階的に指導が行われていくものとは思っておりますが、教育委員会といたしましても、例えば中学校の英語教諭がおりますので、それを兼務発令とかすることもできますので、兼務発令して小学校で授業をしてもらうとか、それから、本村には指導主事がおりますので、その指導主事を小学校へ派遣したりしながら、小学校の先生方にも子どもたちにも英語を楽しく教えたり学んだりできるような環境をつくっていきたいと思っております。

それから、もう一つありました習熟できない児童への指導ということでございましたけれども、現在は来年度へ向けました試行の段階ということで先ほど申し上げましたが、習熟というよりも、子どもたちが英語になれ親しみ、すすんでコミュニケーションをとり、英語で伝えあおうとする意欲を喚起するような指導が中心ということでございますので、今後も、子どもたちが英語嫌いにならずに、楽しく英語が学べる環境をつくってもらいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） よろしく願いをいたします。

続きまして、教育改革における教諭の負担増、時間外残業等が心配されますが、現時点において予想される問題と対策を伺います。

また、現在のALT、外国語指導助手の配属は1名と聞いておりますが、英語教科、小・中学校教諭の指導助手、ALT一人で対応できるのか心配であります。第六次山江総合振興計画、第5章、教育文化、ビジョンが、未来を拓き輝く人材を育むであります。本村の中学校3年生の英語検定3級以上の取得は、2018年度が26%、また、10年後の2028年度は60%の目標でございます。教諭負担軽減と目標達成するためにも、ALTの増員の考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。英語教育の導入によりまして、週の授業時数が、3、4年生で1時間増えます。それから高学年、いわゆる5、6年生は2時間増加するわけでございます。先生方は教えることには非常に

使命感を持って取り組んでおられますので、その教えることに対する不安感はないと私は思っておりますが、ただ、自分の専門ではない英語を教えることへの不安感、これは持っておられるのではないかと思っております。

ある民間会社の、ちょっと調べましたが、調査では、約6割の教員が自分の英語力に自信がないと回答されております。現在本村では1名のALTが英語指導助手として、教育の補助として、発音のモデルというような形で小・中学校で指導を行っておりますけれども、今後授業時数等が増加します。そういうことを考えますと十分な指導ができない状況にあるかと思っておりますので、来年度、来年度からの小学校での英語の教科化、それから中学校における英語力の強化を図るためには、財政状況を勘案しながらでございますけれども、ALTの増員等も必要ではないかと考えているところでございます。

また、本村ではICT教育が充実しておりますので、今たくさんデジタル教材等がございますので、そういうのも英語教材を使いながら、その導入に向けまして英語教育の充実に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） はい、よろしくお願ひしたいというふうに思います。熊本市でも昨日の新聞に出ておりましたけれども、教科担当制ということで導入を検討しているということも記事に出ておりましたので、山江においてもいろいろな方策をお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、ICT教育のデメリットについてということでお尋ねいたします。

本村においては、全国に先立ってICT教育、情報通信技術を取り入れており、今後もさらに情報活用能力を高めていく教育の推進が必要だろうというふうに考えます。全国学力学習調査結果、全国平均を上回っており、実績も着実に出ているところでもあります。

しかし、その裏にありますデメリットについて、2点お尋ねをいたします。まず、授業中の機器の不具合の対処、対応はどのようにされているのか。また、長時間のディスプレイを見ることで起きる目や身体、心の病気も問題になっており、VDT症候群が心配されてるところでもあります。機器の使用しすぎによる健康の配慮、対策はどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。

基本的には、私はICT教育これだけ成果も上げておりますので、デメリットはないと考えてはおります。ただ、いろいろ今、ご質問をいただきましたので、その点についてちょっとお答えをしたいと思いますのでございます。

ICT教育のデメリットということもございますけれども、本村では、ご承知のように平成23年度から、ICT教育、十年構想のもとに村当局、それから村議会の皆様のご支援や先生方の授業改善等の努力によりまして、着実な進化を遂げ、今年で9年目を迎えております。

また学力向上という確かなエビデンスも示しまして、教育界ではICT教育は山江村の代名詞となっているところでもございます。そのため、毎年山江村へはICT教育の視察研修に来られる方が大変多ございまして、昨年度は、全国の教育委員会、それから市町村議会、学校関係者等27件、74名の方が視察には来られております。ここ4、5年は毎年100名前後の方の視察を受け入れて、その対応を行っているということもございます。

それから、毎年開催しております、議員さんの方々もご参加していただいておりますけれども、ICT教育研究発表会へは、全国より300名を超える方が毎年研修に来られているというようなところで、非常にありがたく思っているところがございます。

そこで、ご質問の機器の不具合の対応でございますけれども、本村では、平成28年度から各学校にICT支援を1名配置をしております。このICT支援は、授業に使いますICT教材の作成であったり、それから授業支援、そういうのも行います。それから、授業中の機器の不具合のときにはすぐ対応いたしまして、授業に支障がないようにしておるところでございます。また、その授業中はタブレットパソコンは予備機を準備してございまして、不具合が起きてもすぐ予備機で対応して、授業がストップしないようにスムーズに授業ができるような体制を整えております。ICT支援は修理はできませんので、いわゆる不具合がでた場合に、操作のほうを担当するというような形になりますので、どうしても修理等が必要な場合には、業者に依頼をして修理してもらおうというような対策を講じているところがございます。

それから、もう一点質問ございました、機器の使いすぎによる健康被害ということもございますけれども、授業におきましては、ICT機器はあくまでツール、道具という捉え方で活用しておりますので、本村のICT教育の特徴でございますけれども、これはいわゆるデジタル、ICTというのはデジタル、デジタルとアナログの融合を図った取り組み、これがうちの特徴でございまして、1時間の授業の中では、タブレットパソコンを使う時間としましては、平均して5分から10分程度だろうと思っております。そのほかは、ノートを使って書く活動であったり、それから子どもたち同士の話し合いによる活動であったり、そういう活動を行いますので、長時間ずっとタブレットとか、それを使っている授業ではございません。それ

からまた毎日、毎時間使うわけでもございませんので、日によって使わない日もありますし、授業の内容にあわせて活用を図っているというようなところで、それが効果があっているということでございます。

ご質問の健康への影響ということでございますけれども、全国のICT教育の会議等に私もよく出席させていただいておりますけれども、そういう会議に起きましてもそのICT教育の中でVDT、さっきあげました障害、そういうとの報告はあっておりません。それから、本村でもそういう報告はあっておりませんが、特に影響があるとすれば視力低下ではないかと思っておりますが、昨年度の健康診断の結果をちょっと調べてみましたが、本村の子どもたちの裸眼視力1.0未満の子どもの割合は、小学校で12.57%、これは全国平均は、34.10%ですので、非常に低いと、3分の1ぐらいしかないということですね。中学校が本村の中学校の1.0未満の子どもの割合は29.55%、これは全国平均は半分、56.04%でございます。ということで、全国平均よりも低い数値を示しております、それが一概にICT機器を使ったことによるということではないと思っております。いろんな要因があるかと思いますが、その機器の使用によります視力低下への影響はあまりないのではないかと捉えております。ICT教育は、子どもたちにとりましては大変効果のある教育と考えておりますので、今後も子どもたちの健康状況を常に把握して、適切な活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） よく理解できました。これをもちまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時07分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 次に、6番、横谷巡議員より質問を行います。休憩前に引き続き、ただいまから再開をいたします。

一つ、村民の声から、丸岡公園の活用について、道路の維持管理について。一

つ、平成30年度決算を受けての財政運営について。一つ、教職員の不祥事についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、6番議員、横谷巡から一般質問を行います。

質問事項の1として、村民の声から、丸岡公園の活用について、道路の維持管理について、2点を通告しております。

まず、丸岡公園の活用についてであります。村においては、当初、南九州から集客できるような大きな総合公園整備事業の計画をされ、国等へも財政措置を講じていただくよう要望をなされてきたところです。

それから、総合公園建設検討委員会の立ち上げやアンケート調査などをされ、総合公園のあり方を検討され、本村を万江川、山田川、丸岡公園の三つのエリアを整備拠点として、まるごと総合公園の整備計画のようであります。

そこでお尋ねをいたしますが、現在の段階で結構ですので、この総合公園建設整備の検討状況についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 総合公園の検討状況ということでございます。いきさつは議員申されたとおりでございます。平成29年にこの検討委員会を開催をしまして、基本計画を策定をいたしております。総合公園の定義としまして、今ある資源を最大限に活用し、山江村全体を大きな公園とする山江まるごと公園としております。整備エリアを議員申されたとおり、山田エリア、万江エリア、丸岡エリアとしながら、山江村全体を大きな自然公園にみたとて、それぞれ子どもから高齢者の方々まで、幅広い年齢層の方々に利用できるような公園整備を進めていきたいと考えております。

検討の状況ということであります。現在、今年も1回検討委員会を開催をさせていただきました。その中で具体的な整備内容を今、検討委員会で協議中でありまして、今後も現地調査、来月ぐらいにまた会議を開きまして、現地調査を行うということを計画しておりますけれども、現地調査等を行いながら、今後の整備に向けて進めていきたいということでございます。

以上が今までの検討状況ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、検討状況について説明をいただきましたが、三つのエリアの整備構想の中で、万江川、山田川は自然景観、歴史文化財等の資源を軸とした整備構想でいいのではないかと私は考えます。まるごと総合公園の中心的な核は、何といっても村のシンボルである丸岡公園ではないでしょうか。小さな子どもをお持ちのお母さんが、丸岡公園をもう少し整備していただくことはできないものでしょうかというようなお尋ねを何回か受けております。

私が総合公園について一般質問をいたしますのは今回で4回目です。いろんな角度からの質疑、提言をしてきたところでありますが、これからの社会、時代を担う少子化対策、これは非常に重要な施策でもあります。子どもの成長を応援し、遊び環境の自然と触れ合うコンパクトな遊具を設置した丸岡公園の整備はできないものか、お尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 丸岡公園に対します整備ということでございます。この検討委員会で整備する箇所につきましては、検討委員会に諮問をいたしております山江村総合公園基本計画によりまして、行政主導ではなくて、検討委員会を中心に村民の方々の意見を重点に聞きながら整備を進めていきたいというふうにも思っております。

議員が言われます丸岡公園につきましても、もちろん整備するエリアの一つであると考えておまして、今後どのような順序で箇所を選定していくのか、また、どういうふうな公園にするのか、今後も協議を重ね、自然と触れ合いながら交流ができ、また健康づくりの面からも活用できる公園整備を目指していきたいというふうに思っております。

今後検討委員会の中で、どこから整備するかというのは、検討委員会に諮問をしておりますので、その結果によっていろいろ検討していきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 委員会に諮問する、意見をいただく、決定するのは行政であります。今、丸岡公園の維持管理費業務委託料が約700万円かかっております。今回の議会にも補正予算で200万円整備費が計上してあります。今の社会、非常に子どもたちも昔のような公園のイメージから変わっています、時代とともに。ですから、やはり本村のいろんな財政面とか利用度を考えたときには、しっかりとした、諮問を受けたとしてもしっかりとした判断のもとに行政が決めることですから、その点はお願したいというふうに思います。よって、丸岡公園に今これだけ投資をしておられますから、これに見合った、充実した丸岡公園の整備もぜひ検討

をいただきたいというふうに思います。

次に、道路の維持管理についてであります。

村道、県道に水溜まりができています箇所が何カ所か見受けられます。児童・生徒、高齢者等弱者においては、不便を被り、また、交通安全上からも危険であります。今の子どもたちは雨が降っても長靴を履く半分、運動靴が半分なんです。水溜まりのところが歩道いっぱい溜まったときには、縁石に乗って車が通る道路に出たときには、車が来たときにはとても危険です。障がい者、高齢者等もやはりそういう水溜まりがあったら不便だと思います。そういったことから、歩道の水溜まり箇所の調査点検と補修についてが1点。

2点目は、村道の除草下刈りを今、業者に委託されています。除草後の片づけがあまりよくなされていなくて、側溝や排水柵に溜まると。そして、大雨のときにそれが詰まってせつ切って、農地に被害を受けたという相談を受けました。そういったことから除草、下刈り後の片づけ指導も含め、竣工検査の徹底ということで、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

まず1点目の歩道の水溜まり箇所の補修でございますが、村道の維持管理業務として、道路パトロール業務を委託し、道路の路面の状況や付随する道路施設の点検等の実施を行っております。簡易的な補修であれば点検とあわせて補修も行っております。また、排水機能が低下しているところにつきましては修繕を行い、道路排水の未整備の区間におきましても、新たに側溝を整備するなど、排水の確保にも努めているところです。

そのほか、ソフト事業として山江村通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検も行っております。今年8月22日に実施し、事前に学校から要望がありました箇所の点検を行い、通学路に潜む危険箇所の改善に向けて協議を行ったところでございます。

今回ご質問であります歩道の水溜まりにつきましては、合同点検の際にも点検箇所としてあがったところもでございます。また、水溜まりは一時的ではございますが、道路利用者の障害となる恐れがありますので、今後も雨天時のパトロールを行うなど、危険箇所の早期発見、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと思います。

2点目の除草下刈り後の側溝の整頓、片づけについてでございますが、今年も道路の除草作業を委託し、村内路線のうち50路線の除草を行っているところです。作業箇所が道路の法面であり、道路沿いには側溝が整備されているところもござい

ます。

今回ご質問がありました除草後の側溝の整頓でございますが、現在交わしております契約書に整頓作業を明記しておりませんでしたので、作業箇所によっては、下刈り後の草が原因で排水の悪化につながったところもあったかと思えます。今後は排水施設の機能低下につながらないよう、除草作業後の側溝の整頓も含めた契約の内容に見直しを進めてまいります。あわせて、現在委託しているものに関しましても、除草後の側溝の整頓を努めていただきますよう協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今年は本当に雨の日が多いことでした。ですから、本当に水溜まりの箇所が引かなくて、本当に子どもたち困っていたようであります。

今、2点申し上げましたところ、これは本当に身近なことでございますので、実践できると思えますので、対応方をお願いしたいというふうに思います。

次に、平成30年度決算を受けての財政運営について通告しております。もう議会が始まってからお手元にこの監査委員からの審査意見書、この中にうたってあるんですけども、一般質問の通告書が今月の23日でございます。そのときには全然この決算状況の内容がわかりませんでしたので、それを含めて伺います。

本村の平成28年度、平成29年度の決算は、実質収支は黒字であります。実質単年度収支は赤字となっております。適格な財政状況を判断できる平成30年度決算の実質収支と実質単年度収支の状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、収支状況ということですが、平成30年度の決算からみます実質収支は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額でございます。実質的な収支は、会計別に見ますと、一般会計につきましては1億9,761万9,000円でございます。特別会計ごとですが、国民健康保険事業3,099万7,000円でございます。次に簡易水道事業354万円でございます、農業集落排水事業671万1,000円、介護保険事業3,449万8,000円、後期高齢者医療事業157万8,000円、ケーブルテレビ事業626万2,000円となっております。一般会計と特別会計合わせました実質収支額は2億8,120万5,000円となっております。

また、ご質問の実質単年度収支ですが、これにつきましては、単年度収支に基金積立額を加えた額から基金取崩し額を差し引いた額となります。会計別では、一般会計これはマイナスの1億1,507万9,000円でございます。特別会

計ごとですけれども、国民健康保険事業1,538万6,000円、次に簡易水道事業、これはマイナスの153万円でございます。次に農業集落排水事業77万8,000円、介護保険事業104万8,000円、後期高齢者医療事業30万6,000円、次にケーブルテレビ事業、これはマイナスの714万4,000円となっております。一般会計と特別会計合わせました実質単年度収支額は、マイナスの1億623万5,000円となっております。

以上が収支の状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ただいま、平成30年度の決算、実質収支と実質単年度収支について説明を受けました。この単年度収支は繰越金を除いた単年度の収支状況を表したものであります。ここ数年、実質単年度収支が赤字が続いています。財政は健全性が担保され、持続可能な財政運営が必要であります。今後の財政見通しについての所見を伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、今後の財政の見通しということですが、平成30年度決算からみます財政運営状況について説明いたします。

先ほど議員申されましたけれども、決算審査意見書でも報告されているところでございますが、まずは実質収支比率でございます。先ほども実質収支で述べさせていただきましたが、その収支の額の標準財政規模に占める割合を示したもので、平成30年度の実質収支額は、2億388万1,000円で、割合が11%となっております。通常は3%から5%が望ましいとありますので、本村は標準より高い状況にあります。

また経常収支比率でございますが、人件費、扶助費などの経常経費に地方税、地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを見る指標でございます。平成30年度が93.1%でございます。一般的には75%以下が望ましいとされておりますが、年々上昇の傾向にある状況でございます。

次に、財政力指数でございます。0.144となっております。通常1に近いほど良好とされておりますが、本村のような企業などの法人税、固定資産税等の収入の少ない自治体が低い数値となります。

次に、実質公債費比率でございますが、経常的な一般財源に占める起債償還額等の割合を示すもので、元利償還額の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、25%以下が標準とされております。本村は9.7%と低い数値となっております。

また、将来負担費比率でございますけれども、将来負担すべき実質的な負債の標

準財政規模を基本とした額に対する比率でございまして、将来の財政を圧迫する度合いを示す指標で、350%以下が基準とされております。本村はゼロとなっておりますので問題等はございません。

以上のことから財政状況を見ますと、財政指標におきましては、本村は特に財政が危機的状況にある状況ではございません。

ご質問の今後の財政の見通しということでございますけれども、先ほど申しましたが、実質収支比率は前年度より0.9%上昇し、これは繰越事業の減少が主な要因で、今後実質収支に開きがでないよう基金への積み立てを行うなど、財政運営の安定に向け対応してまいりたいと思います。

また、経常収支比率は、前年度と比較しまして3.1%上昇しております。これは普通交付税の減額や人件費の増によりまして、年々上昇傾向にあることでございます。要因でございます。今後は、非常勤職員から会計年度任用職員へと移行されますので、より一層の適正な人員管理を行い、人件費の抑制を図ってまいります。

このようなことから、今後におきまして厳しい財政状況ですので、財政改革委員会等を開催しまして、各種補助金の精査や行政経費の削減など、経常的経費を節約しまして、財政の健全化を図ってまいりたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 財政調整基金も少しずつ減り続けているようです。依存財源に頼るところの多い我が村の財政状況の中、持続可能な財政運営のための方策が必要であります。自治体財政は、収支均衡で運営されるべきと考えますが、今後社会保障費、扶助費など増加が懸念されます。そこで、財政運営上、本村にとって課題といたしますか、課題について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 収支の均衡についてということでございますけれども、決算から見ます収入で構成比の大きいものから説明させていただきます。

まず、村の自主財源となります地方税は、昨年度と比較しますと2.6%、固定資産税が6.7%、軽自動車税が3.2%とそれぞれ伸びております。普通税全体では3.9%と近年増加傾向にあり、今後も徴収率向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、地方交付税ですけれども、これにつきましては、国の財政事情から年々減少をしまして、前年比で0.3%の減少となっており、今後も厳しい状況にあるかと思われま。

国県支出金におきましては、社会資本整備や地方創生事業で事業及び子育て支援事業など、事業に対しまして交付金等で配分され、事業量に対して増減があります

が、住民の生活環境や福祉の向上に努め、国・県の交付金を活用してまいりたいと思っております。

次に、繰入金として収入減となります基金でありますけれども、一般会計で年度末現在高が約21億8,401万1,000円でございます。特別会計を合わせますと総額の23億3,433万2,000円となりますので、昨年度と比較しまして、約6,900万円の減少となっております。これにつきましては、今年度においては繰越金が確定しましたのに伴いまして、今回の9月議会にも計上しておりますけれども、5,000万円の積み立てを計上しております。今後も財政状況によりまして、基金の積み立てを行う予定でございます。

さらに、歳出からみますと、総務費が昨年費で69.4%とかなり伸びておりますけれども、これはケーブルテレビの機器更新や130周年記念事業等実施したものでございまして、これについては臨時的な支出が要因でございますが、財源として財政措置の有利な過疎債等を活用しております。

次に、起債償還を行います公債費ですけれども、平成30年度末現在の一般会計の残高は、33億7,100万円となっております。防災無線整備の元金償還が始まったことや、近年整備しましたケーブルテレビの機器更新など、利子償還などがあり、令和元年度までの元金は増加するものの、それ以降は減少していく傾向にあります。

このようなことから、今後もその財政運営につきまして、国の地方財政計画に左右されることが大きいところですので、村税等の自主財源を確保しながら、住民の福祉の向上、必要に応じたインフラ整備などの施策は、国の補助金や交付金を活用しまして、地方債におきましても過疎債などの有利な起債を活用して事業を進めていくことが、今後の財政上の課題であると思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、総務課長から、本村の財政の見通し、課題について詳しく説明していただきました。今後も厳しい財政状況が続くと思います。自主財源の確保、事業の選定、経常的経費の節約など、計画性、効率性をもって、健全な財政運営に当たっていただくようお願いしたいというふうに思います。

次に、教職員の不祥事について通告をしています。

人は誰も過ちを犯すときがあります。しかし、今回の本村の学校教職員の不祥事については、突然のテレビ等のマスコミ報道と相まって、大変驚愕いたしました。教育行政にかかわる教職員の使命は、とりわけ重要であり、高い倫理観が求められてしかるべきであります。直接教壇に立ち、子どもたちを指導する教員の立場にあり、職業としての教育に携わる者として、その自覚の薄れを疑うところであり

ます。

教育は、教員と児童・生徒との信頼関係のもとではじめて成り立つ営みであると考えます。真面目に頑張り努力しておられる先生方が、どんなに素晴らしい教育活動を展開しても、教育効果は半減してしまうと危惧いたします。これは未来を担う子どもたちにとっても大きな損失ですし、このことについて、教育行政として不祥事の再発防止に向けた取り組み、これが1点目ですね。これまで再発防止に向けて、どのように取り組みをされてきたのが1点目。2点目に、村民から失われた信頼を早急に回復し、児童・生徒、保護者との信頼関係の醸成に向けて、そのような取り組みをなされたのか、教育行政のトップである教育長の見解を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えをいたします。

教職員の不祥事防止につきましては、教育委員会としても、これまでことあるごとに再三注意喚起を行ってまいりました。学校におきましても、学期に1回は必ず1時間程度の不祥事防止研修を行っております。にもかかわらず今回、中学校の教員が酒気帯び運転で逮捕されるという、あってはならない事案が発生してしまいました。この事案により、地域の皆様や保護者の皆様、そして生徒たちに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。

酒気帯び運転の防止については、学校では、こういうふうな飲酒運転しない宣言書というのを書かせております。年度当初に必ず。自分は絶対しませんということで署名をして、そして、そのあとに家族の承認を得るということまでしております。家族がこれを認めます。絶対しません、させますというそこまでしております。そして学校長もきちんとしますというような形で宣言書まで書かせていたわけでございます。そういう取り組みもやっておりました。

それから、さらには飲酒習慣のセルフチェックというのがございまして、これはWHOがやっているやつですけども、10問ほどの質問がありまして、それを点数化いたしまして、その点数によりまして、自分の飲酒度を把握するというようなところでございます。

例えば、点数によりましては、あなたは現在、社会生活に影響が出る恐れがありますから、1日に2本ぐらいのドリンクのビールにしなさいとか、そういうのがございますし、あるいは点数が高い人は、あなたはアルコール依存症の疑いがあります。酒の飲み方については一度専門医にご相談くださいとか、そこまであるようなセルフチェック表というのがございまして、そういうのをさせながら自分のアルコール度合いを確認させるというような、そこまでやっていたわけでございますけど

も、そういう取り組みにもかかわらず、こういう今回のような事故が起きてしまったということに対しまして、この取り組みが職員一人一人に届いていなかったということ、大変私は残念に思っております。これを受けまして、今後は再度その研修に見直しを行いまして、職員一人一人の心に響く研修のあり方、これをしっかり検討して、再発防止にしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、次の質問でございますが、児童・生徒、保護者との信頼関係の醸成でございますけれども、今回の事故発生を受けまして、学校として本人からの確実な事情聴取を行いました。そしてその後、PTAの本部役員会並びに保護者会を開催させていただきました。その中で、教育委員会並びに学校より謝罪と事故の概要報告いたしました。保護者の方より厳しいご意見もございましたし、たくさんの激励の言葉をいただきました。

ご意見の中で一番多かったのは、子どものことを最優先に考えた取り組みをやってほしいというご意見がほとんどでございました。また、その翌日には生徒集会が開かれまして、校長より生徒へ事実を伝え、君たちが安心して学校や部活動ができる学校になるよう、先生方が一緒になって頑張るといふ校長の決意が述べられております。今後不祥事防止に向けて真摯に取り組むとともに、教育委員会と学校が一体となって、生徒たちの将来の夢の実現のため、また、保護者、地域の信頼回復に向けまして、誠心誠意取り組んでいく所存でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 要はこれからが大切だというふうに思います。やる気のある教職員先生方が、モチベーションが低下しないように、しっかりと激励方をお願いしたいというふうに思います。

次に、これは村長に伺いますが、村として今回の学校教職員不祥事を受けて、このことは他山の石ではないというふうに思います。公務員としての倫理観の自覚徹底や綱紀肅正、また、村全般にわたって不祥事防止に向けてどのように取り組みをなされていくのか、なされたのか、そのお考えを、そして村長の見解を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まずは職員の服務規律につきましては、地方公務員法及び山江村職員服務規程により定められております。また、臨時職員、非常勤職員におきましても、分限、懲戒及び服務については、山江村臨時職員任用等取扱要項によりまして、一般職の職員の例によると規定されております。職員の法令順守の徹底につきましては、毎週金曜日に実施しております課長会において、必要に応じて文書により職員へ指示を行っておりますし、必要な場合は毎朝行っております朝礼を

活用して、法令順守の徹底を行っております。

最近では、朝の酒気帯び運転などが問題視されておりますので、翌朝車を運転する場合は、前日の飲酒につきましては、午後10時以降原則禁止ということで職員に再度徹底しているところでございます。今後も当然のことではございますが、公務員としての自覚を持ち、村民の不審や疑惑をまねくような行動は、日ごろから慎むよう指導してまいります。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私からも考え方を含めて述べさせていただきます。

職員の不祥事、また飲酒運転は、役場全体の村民からの信頼失墜につながるということでありますので、日ごろから総務課長申したように、朝会の場、また課長会の場でいろんなことを申しているところであります。特に飲酒運転については、朝の飲酒運転も非常に問題視されておりますので、午後10以降の飲酒原則禁止としておりますが、もし飲酒の、アルコールが残っているようなことであれば、私自身は、実はアルコールチェッカーを持っておりまして、チェッカーに少しでも出たら送ってもらおうと、そのようなチェッカーを持ちながら管理しなさいとも言っておりますが、要するにアルコールが酒気を帯びたことで、そういう状態で運転は慎むことと。

そして、もうご案内のとおり、今そういう事案が発覚したということであれば、服務規程もそうですけれども、世の中の公務員に向ける非常に厳しい目がありますので、厳重な処罰をせざるを得ないというような状況もありますので、そのことも含めて常日頃から申しているところでございます。

先ほど教職員の酒気帯び運転であります。実は教職員も再任用の職員ということではあったんですけれども、県費の山江村職員であります。従いまして、私自身も非常に責任を感じているところでありまして、先ほど飲酒運転をしない宣言書のことを教育長が申し上げました。こういう宣言書を本人に書いてもらいながら、家族がさらに署名する。家族が飲ませないというようなことでありましようけれども、こういうことも今後の再発防止という面においては、考えていかなくちゃいけないんだなということを思っているところであります。ただ、締め付けをきつくしたから必ずしも撲滅するかというような問題ではないと思います。先ほど教育長が申し上げましたとおり、本当に職員の皆さんの一人一人に響くそういう研修といいますか、この飲酒運転に対する自覚を持っていただくよう努力もしてまいりたいと思うところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 飲酒運転は本当に重大事故へとつながってまいります。そして

大きな代償を払うこととなります。社会的制裁を受け、人生を棒にふる、後悔しても後の祭りとなります。ぜひ本村においては飲酒運転の啓発運動を進めていただき、再発防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、7番、立道徹議員より、一つ、定住化促進について。一つ、砂防工事について。一つ、不登校児童・生徒の対応についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、定住化促進について。この質問は、平成27年9月にもしております。その質問に対しての答弁には、5カ所ほど現地調査をし、検討してるところでございました。1カ所は、山田堂園地区に分譲地を建設し、売却済みということですが、他の候補地について、計画中、進行中の土地はあるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。

定住化を促進するうえで、現在計画中、進行中の土地はあるのかというご質問でございます。ご承知のとおり、山江村は人吉や高速道路インターチェンジが近く、子育て環境もよいことから、山江村の移住希望者が少なくはございません。このことから、現在分譲住宅の整備や空き家の活用などを含めて、定住化対策を進めているところでございます。

その中で、宅地分譲は定住化の有効な手段であるため、昨年度堂園地区に、議員申されたとおり分譲地を3区画整備をしたところでございます。この分譲地につきましても3区画とも既に契約が終わっておりまして、近々住宅の建設に着手されるものと思われまます。今後も新たな分譲地について検討しているところでございます。例えば、耕作放棄地となった田畑等、多様面からの用地活用を考慮に入れ、住民の方々の理解を得ながら検討し、整備をしたいというふうに思っております。

また、地方創生総合戦略の中でも、定住化対策にも宅地分譲整備が組み込んでございますので、次期計画、今年度でこの計画は一回見直しということでありまますけれども、次期計画にももちろん取り組むこととしております。また、最近空き家

が増加しており、管理されないで危険な空き家もあることから、村で買収し、更地にして分譲することができないかということも検討しておりますので、今後、移住定住促進委員会がごぞいますけれども、その中でも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議員がお尋ねがありました現在、計画中、進行中の土地はあるかということですが、今現在模索中でありまして、現在のところ具体的な候補地はございません。宅地造成の条件としまして、道路、上水道や電気などのインフラがつながっていることが非常に重要というふうになりますので、今後も民間による整備も視野に入れながら、定住促進に向けて宅地分譲地などの用地の確保を検討していきたいというふうに思っております。

それから、平成27年の一般質問の中に5カ所ほどの候補地があるというふうな答弁をしたということがございます。そのいろいろ現地調査も行いまして、1カ所は堂園の分譲住宅ということで、昨年度整備をさせていただきました。あとの4カ所につきましては、調査をしまして、農振地ということでもありますし、そしてこの農振除外にも具体的な計画がないとなかなか県の許可も下りないということでもありますので、今度その4カ所につきまして、具体的な計画があったら、この農振除外に具体的な計画が立てるような検討をしながら、農振除外に向けた申請も今後必要に応じて行っていくということがございますので、平成27年度の5カ所については、1カ所だけが今、整備を終わったというところでありまして、今は現在模索中ということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 4カ所ほどは、農振地であったということで、1点だけですけど、今、山田地区の元ごみ処理場の裏になりますけど、この辺の土地が買収等の動きがあっているようですが、その場所は村としてはタッチはされていないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 埋立地の件だと思いますけれども、埋立地の計画は持っておりましたが、今のところ村としての動きはいたしておりません。定住化についての諸々の政策、先ほど課長が答えたところであります。定住化、要するによその町村から、また県外から山江村に移住してきてもらって定住してもらおうというやり方がありますけれども、役場がする、公営住宅を建設すること、それから分譲地を役場がつくるということ、それから空き家については斡旋をすることが主にあげられます。ただもう一方では、あえて役場がやらなくてもこれだけ移住、それから定住の希望者が多いということであれば、民間の方々の力を借りながら民間のアパートを

造ったり、分譲をしたり、それから空き家の斡旋をしたりと、逆に言うと、先ほど財政の問題も出ましたけれども、民間にやってもらったほうが役場としては非常にメリットが多いというふうに考えておりますので、そのような方向も視野に入れながら、ちょっと動いていきたいというところであります。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 村長も9月4日には、施政方針の中で人口減少の課題に触れました。2045年には当村においても現在の人口の半分になると予想されているということで、とても宅地造成を進めていくうえでは、これも大変な重要なことだと思いますけど、先ほど村長言われましたとおり、堂園地区この造成工事においても、多分概算計算したら、村も多分メリットはないと思うんですね。だから村長の先ほどの考え、民間、特に建設業関係も入れて、造成こういった関係も、今、ただで盛土していくような時代ですから、そのへん考えておられたら村としての財政が大変な時期にとってもいい案だと思います。そのように進んでいただければと思います。

先ほど課長から言われましたとおり、現在のところは具体的な候補地がないということですので、2点目、3点目、4点目は、質問できませんので、割愛させていただきます。

次の質問に入りたいと思います。

現在、これは公共工事についてですけど、これは県の工事になります。万江神園地区に計画中であります砂防ダムの進行状況ですけど、これは県の仕事ですので村当局で答えられる分だけ答えていただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

万江地区、神園地区の砂防ダムの事業でございますが、現在熊本県が土石流の土砂災害警戒区域として指定をしている神園1・2砂防堰堤の建設の計画をしている事業でございます。

平成28年12月に国土交通省の事業認可を受け、神園1防災安全交付金事業として取り組んでおり、平成29年度には測量設計、地質調査などが実施されております。平成30年度におきましては、用地測量も実施されている状況です。あわせて、平成29年7月には、事業概要の説明会を山江村自然休養村センターで行っております。また、平成30年6月には万江コミュニティセンターで、7月には山江村自然休養村管理センターで事業計画の説明会を開催しております。

今年度の事業でございますが、まず令和元年6月4日に国土交通省から砂防指定

地としての指定を受けております。あわせて、前年度に実施しました用地測量が完了しておりますので、現在用地交渉に向けた準備段階と伺っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） この工事については、村からの陳情によって計画されたのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

今回の神園1の事業につきましては、直接的な陳情等はございませんが、以前、神園2の建設を県が進めておりました。こちらは2基の砂防ダムの建設を予定しておりましたが、事業自体は1基で終わっております。その後、県が調査を行い、この地区に神園1が土砂災害警戒区域として指定され、また、その地区には、小学校、保育園があるということで、県が今回、先ほど申しましたとおり、平成28年12月に事業の認可を受けて事業を今、進めている事業でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 計画中の砂防ダムの谷からは、多分神園、城内地区は、水源地があり、最近は、地元からダム反対の声もあがってきております。先ほど課長が言われましたとおり、土砂災害危険区域でもありまして、いろいろな条件で計画されたと思います。特に地球温暖化であり、どのくらいの降雨が発生するか予想もできない気象状況でもあります。これは発注者は県でありますけど、仮に村発注の場合、このような反対の動きがあった場合、この工事は中止するのか施工するのか、ちょっと県の発注者になった言葉で伺いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 発注責任者は私でありますから、私から答えさせていただきたいと思います。

基本的に反対の意思がある公共工事は、もう私やらないということを言っておりますし言ってきました。ということで、実はこの地域の砂防ダムにつきましても、座談会等ではもうやりませんと反対運動が起きて、無理はやるなと言っておりました。ただし、県の責任において砂防ダムを造るということは、下の地域は、イエローゾーンであります。非常に危ないという地域でありますので、もし何かがある場合は、県は責任持ちませんよと、村ももちろん責任持てませんので、逃げて下さいというようなことをそのとき申したところであります。

ただ、ちょっと今回、建設課と詳しく打ち合わせたら、この砂防事業のイエロー

ゾーンの中に万江小学校と万江保育園が入っているんですね。いわゆる災害時要援護者関連施設が入っているというように確認したところであります。私、民家の家だけかと思っておりましたら、子どもたちの危険がさらされるというようなことであります。その県が示してある県の事業でありますけれども、県のイエローゾーンがこう示されておまして、ちょっと小さいですが、ここに小学校、ここに保育園があるわけですね。民家もありますけれども、このことについては、実は先般と申しますか、最近また宮城県の石巻の大川小学校というところが、津波で74名の犠牲者を出した。その責任をその先生たちの誘導が悪かったのも含めて、市と県に提訴されております。賠償の提訴も含めてですね。そういう責任が生じるということであれば、当然これは私としては子どもたちの命にかかわる、保育園児の命にかかわるような事業に該当しますので、井戸があつて、その井戸を大事にしたいという意向での反対であったんですけれども、教育委員会をはじめ学校それから保育園、そしてPTA、保護者会あたりと再度、これは地元の皆さん方と協議が必要だなと、今思っているところであります。

従いまして、その協議の中で、どのように地域の皆さん方が判断されるのか。ただ、私の立場としては、もちろん教育委員会もそうでありましようけれども、イエローゾーンに学校、保育園が入っているのに、簡単に、はいやめましたとは言えないという状況でありますので、しっかりちょっとその付近のところは役場も入りながら、県の事業であります。地域の住民の方々、関係者の方々と、さらにいろんな意見交換をする必要があるなと今、思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） そう簡単には中止にはできないといういろんな条件で、ということでございましたけど、本当子どもたちの、やっぱり命にかかわることで、誰が責任を取るかというそういう重要な問題になってきた場合、本当大変なことになりますので、いろんな意見があると思いますけど、やっぱり命を守るためには必要な工事じゃないかと思っております。

続きまして、3点目、質問に入りたいと思います。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況の児童・生徒は年々増えている現状であります。そこで当村の不登校児童・生徒の対応について、4項目ありますけど、まず、過去3年間の不登校児童・生徒数は、小学校、中学校どれほどいたかお尋ねしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたしたいと思いますが、まず、不登校の定

義について申し上げますと、今、議員から申されましたとおり、文部科学省で定義をいたしております。不登校児童・生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」ということで定義をなされております。

それに照らし合わせまして、本村の実態を申し上げますと、平成28年度が小学校がゼロでございます。それから中学校が1名。それから、平成29年度が小学校がゼロ、それから中学校が2名。それから、平成30年度が小学校が1名、中学校が5名ということになっております。

今現在の状況でございますと、今はもう卒業、中学校を卒業したりなんかしておりますので、中学生が3名という状況でございます。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） やっぱり年々増えているような状況でございますけど、この不登校の児童・生徒に対して、学校では具体的にどのように取り組んでおられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。

今、議員申されましたように、本当に年々増えてきておりますが、うちとしては今は少ないほうかなとは思っておりますが、そういう生徒がいるということでございますので、日々取り組んでいるわけでございますけれども、学校では、その不登校防止に向けまして様々な現在取り組みを行っております。

例えば、まず学校としましては、子どもが1日休みますと、まず保護者へ連絡をいたします。それから、そしてまた様子を伺うということですね。それから2日休みますと今度は家庭訪問を行うと。それから、3日目からは、今度は学年主任、それから管理職、それから担任が家庭訪問を行います。ということで、私たちは愛の123運動と申し上げておりますけれども、そういう感じで把握をしながら続けております。その後も続くようであれば、家庭訪問の継続はもちろんでございますけれども、同時に今度はスクールソーシャルワーカーと連携をして、保護者面談、それから本人の面談等を行います。その後も続くようであれば、医師を含めました不登校対策委員会、こういうのを開催いたしまして、サポートチームを結成いたしまして、組織的に取り組み、不登校にならないように早め早めの対応を行っているところでございます。これらの取り組みによりまして、学校に来れるようになる子どももいます。しかし、どうしてもやっぱり来れない子ども、いろんな要因がございまして来れない子どももいます。

不登校の要因といたしましては、非常に多岐にわたっているわけでございますけれども、人間関係、子どもたちの人間、子ども同士あるいは子どもと教師、子どもと保護者、それから家庭環境などの要因がございます。しかも一人一人の要因が全然違いますし、多岐にわたっております。そのため、場合によっては病院とか、それから関係機関、こういうところとしっかり連携を図りながら、不登校解消に向けた取り組みを根気強くやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 本当多岐にわたっていろんな悩み、苦しみ、いろんな要因があると思います。先ほど教育長からも言われましたとおり、スクールソーシャルワーカー、どういうものかということ、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、協議の支援をしたりする福祉の専門家であるということで、このスクールソーシャルワーカーの状況とその効果について、教育長、先ほども述べられましたけど、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、スクールソーシャルワーカーの現状とその効果ということでございますけれども、本村では、平成23年度から村独自でスクールソーシャルワーカーを1名、非常勤職員ということで雇用をいたしております。スクールソーシャルワーカーは、今申し上げられましたように、児童・生徒を取り巻くいろんな環境に対応して、いろんな角度から支援をしております。

例えば、不登校の問題に関して申し上げますと、学校が開催いたします不登校開催委員会というのがございますけれども、そういうのに出席をしてアドバイスを日ごろからしていると。それから、不登校の児童・生徒との面談、それから授業参観をします。その後、その保護者と面談を行ったり、また、その子どもの置かれた状況、そういうのもしっかり確認しながらアドバイスを行うと。そして、それをまた学校へつないだりしてします。そしてまた、場合によっては関係機関へ、どうしても難しいようであれば関係機関専門のたくさんございますので、そういうところにつないだりしますし、不登校解消へ向けたいろんなアドバイスを行いながら、多方面からコーディネートしてもらっているところでございます。

それから、こういう多様化するこのような時代でございますので、どうしても、やっぱり学校だけでは解決できない困難な事例が非常にたくさん今、発生をしております、そんなときこそこのスクールソーシャルワーカーの力を借りながら、チーム学校として児童・生徒を見つめ、しっかりとかがわりながら、学校と家庭、及び関係機関との連絡を密にしながら、希望に満ちた子どもたちの未来を築っていくこ

とが重要であると私は考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 最後の質問になりますけど、不登校の原因というか要因は、先ほど教育長が言われましたとおり、学校生活に起因、家庭生活に起因、また本人の問題に起因とあります。また、新たに指摘されている議題として、学習障害とか注意欠陥、多動性障害等があり、また周囲との人間関係がうまくいかない、学習のつまずきが克服できなく、不登校に至る事例があるということで、またさらに、今いろいろ新聞紙上で賑わってます、紙上に載ってます保護者による子どもの虐待等、登校を困難にすることもあるということでございますけど、不登校の原因、要因をどのように捉えているか、最後の質問でありますけどお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、不登校の原因ということでございますけれども、本当に先ほど議員申されますとおりでございました。本当に今はこの多様化の時代でございます、多岐にわたっております、本当に本人だけの問題ではない、いろんな社会的要因、家庭環境、それからいろんな要因が重なりまして、不登校になっているという子どもがたくさんいるわけでございます。本当に自分は行きたくてもなかなか行けないという子どももおります。それが何なのかわからない。何故行けないのかわからないということで、自分自身も悩んでしまうというような子どもさんがたくさんおられるわけでございますけれども、やはりそういう人間関係の悩みとか家庭環境、本当に理由はないけれども、無気力で行きたくないとか、そういう本当に多岐にわたっておりますので、そしてまた、それが幾つか重なって、それだけではなくて、それがいつのまにか複合型になりまして、重なってしまっただけでなくなったという子どもさんもたくさんいるわけでございます。その原因がわかれば本当にいいんですけども、それを取り除いてやれば学校に行けるようになるわけでございますけれども、なかなか今のところ、それを取り除いたからすぐ来れるという状態ではないというような状況でございますので、非常に複雑に絡んだ複合型の子どもさんが多く見られますので、そのためにも、そういうスクールソーシャルワーカーの活用とか、それから、今いろんな関係機関でございますので、そういう関係機関と連携を図りながら、しっかり粘り強く子どものために頑張っていかなければ、なかなか解消できないんじゃないかと思っております。

本当に私も現役時代は何回も何回も通い続けた、1カ月ぐらい私、通った、毎日通った経験もございます。そういうふうにしてやっぱり粘り強く粘り強く取り組んでいかないと、なかなか難しい問題だと思いますので、本当に前向きに子どもたちが安心して来られるような学校にできるようにしっかり取り組んでいきたいと思

ます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 本当これは大変な問題というか、多様化してますので、学校の先生方も大変お忙しい中、ご苦労されてると思います。児童生徒数が多い学校、大きな学校でございますけど、保健室に来る児童・生徒が大変多いということで、そういうことを聞きました。このような児童・生徒にとっては、保健室はとても大切な居場所ではないかと思えます。特に養護教諭の役割と保健室の環境条件の整備をまた充実していただいて、1人でもやっぱり不登校児童・生徒がなくなるような社会にしていかなければならないんじゃないかと思っております。

そしてまた、自分で自立して世の中に出て行って、立派な社会人になるようなことを期待しながら、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時18分

再開 午後2時29分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、4番、赤坂修議員より、一つ、投票率向上対策について。一つ、第六次総合振興計画の企業誘致の推進・雇用創出について。一つ、小さな産業づくり事業交付金についての通告がでております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修議員。

赤坂修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、1点目として、投票率向上対策についてということで通告しております。

本日は、選挙管理委員会からの出席はないようですが、よろしく願いいたします。

今年統一地方選挙の年でありました。4月23日の熊日新聞の記事ではありますが、総務省から統一地方選挙後半戦の平均投票率が発表され、市長選、市議選、町村長選、町村議選と相次いで最低を更新したという記事が載っておりました。県内でも五つの市町長選と14の市町村議選の選挙が実施され、52年ぶりに町長選挙と町議選が同一選となった錦町以外の17選挙で、投票率が前回の選挙戦よりも低下したということでありました。山江村議選におきましても、86.12%、産山村議選の89.87%、に次いで投票率ではありましたが、前回は88.34%ということで2.22%低下しております。また、7月に実施されました第25回参議院選挙では、選挙区で48.8%と前回は5.9%下回り、過去2番目の投票率でありました。山江村の投票率を見ますと62.88%で、前回よりも6.31%低下しております。

全国的な傾向であります投票率の低下には、様々な要因や有権者ご自身の意思もあると思いますが、投票率低下に対する要因として、どのように考えておられるのか。また、投票率の向上対策として、現在どのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、選挙投票率についてでございますけれども、国政及び地方選挙も同様で、近年は前回の選挙を上回ることなく、選挙離れが進み、投票率は低下をしております。全国的に見ましても投票率の低下は見受けられまして、2016年、18歳から選挙ができるようになって、投票率は上がらないという結果が出ているようです。

全国的な投票率の低下についての分析ということですが、国政選挙においては、政治家の不祥事など報道され、政治への関心がなくなっている。政策での期待が感じられない。自分が選びたい政党及び候補者がいないなどがあげられ、国政政治が日常生活に感じられなく、全く政治に関心がないなどがあげられております。

また一般的には、今の生活に満足して、わざわざ投票に行く必要もない。それから、自分が選びたい候補者がいないと。18歳からの投票にメリットが感じられないなどがございます。さらに、仕事が忙しくて投票に行く時間がない。また特例としては、選挙当日ですけれども、雨などで天候次第での投票に行かないというなどが、投票率の低下につながっていると思われているところでございます。

ご質問の取り組みと今後の対策ということでございますけれども、現在は投票率を上げるための取り組みとして、これは毎回ですけれども、やまえ広報によります事前周知、期日前投票日や当日の投票時間、場所を知らせるチラシの配布、また、

告示後におきましては、毎日のように防災行政無線及びケーブルテレビによる周知、さらに期日前日及び投票日におきましては、広報車による村内巡回広報などを行いまして投票を呼び掛けております。今後の対策としましては、期日前の投票者数も定着してきておりますので、さらにまるおか号を利用した投票呼び掛けなど、防災行政無線やケーブルテレビによります呼び掛けの回数を増やしまして、期日前投票の利便性の周知を図りたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 要因についてはそれぞれ、政治への関心、政策への関心の薄れとかいろいろあるかと思えます。またこれについては、立候補される方の、そのへんの政治的な姿勢とかいろいろな問題もあるかと思えますけれども、向上対策については、今申していただきましたように、選挙期日が近くなりますと広報等、また当日においては、広報車による投票への呼び掛けなど、様々な取り組みが行われているようではありますが、なかなかその投票率の向上にはつながっていないようであります。有権者に対する主権者としての意識の向上など、恒常的な啓発活動が必要ではないのかなあというふうに思っております。

また、ただいま、平成27年6月からですけれども、18歳に選挙権が引き下げられておりますけれども、18歳は高校卒業して、在籍中とか高校卒業してすぐということで、ある程度投票率は高いということですが、19歳になりますと投票率が下がる傾向であるようであります。それによって、現在の10代、20代、30代など、若い世代への投票率の向上対策として、選挙管理委員会では、特に何か議論されているような案件とかありますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 選挙管理委員会での議論ということですが、投票が期日が迫りますと、選挙管理委員会を開催いたします。具体的な呼び掛けということまでは検討しておりませんが、やり方としては、各学校のほうに投票してくれとか、事業所にも投票してくれとかいう、そういうことを今後も検討していかなければならないかと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 7月に行われました今回の参議院選挙では、台風5号による影響で、雨もあったということで、これもやっぱり要因の一つに入るのかなあというふうに考えております。

これは3月の定例会においてですけれども、選挙公報の発行に関する条例が否決されております。平成30年6月の定例会での一般質問の中で、条例の制定権は議会にあるが、村として、将来は選挙公報を発行されるような考えはないかという

質問に対して、答弁では、議会選挙では、選挙期日が5日間と非常に短く、選挙公報は選挙日の2日前までに配布しなければならないということで、日程が非常に厳しいという意見があった。しかし、候補者の考えが投票される方々、住民の方々への伝わりという面で、非常に有効な手段であるという意見も出て、選挙管理委員会等で今後検討していきたいという答弁でありました。この選挙公報の発行も、一つの対策ではないでしょうか。村外出身の方で山江村に住んでおられる方、若い世代の方に対する投票率向上対策の一つの手段ではないだろうかとは考えております。議会としても引き続き議論していく課題だと私は考えております。選挙管理委員会でも十分今後検討していただき、執行部から条例の提案をしていただけるような取り組みを期待しております。

次にお伺いいたしますが、参議院選挙では、期日前投票者数が1,706万人で過去最多ということでした。県内でも25万8,000人で、17.58%の有権者の方が期日前投票をされております。一つの要因としては、期日前投票所が全国で約400カ所ふえたということも、期日前投票を押し上げた要因だと分析されております。

そこで、今年実施されました村議選、参議院選挙での期日前投票者数と有権者に占める割合は、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 今年行われました村議選及び参議院選挙の有権者の占める割合ということでございますけれども、4月21日に執行されました山江村議会議員一般選挙の結果ですけれども、先ほど議員言われましたが、投票率は86.12%、期日前投票者数は654人でございました。これの投票者数のうち、期日前投票者数の有権者に占める割合は23%を占めております。

また、7月21日に執行されました参議院議員通常選挙においては、投票率は62.88%、期日前投票者数は574人でございまして、有権者に占める割合は20%でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま有権者に占める割合としては、村議選で23%、参議院選で20%ということですが、今度は投票者に占める割合から見ますと、村議選で約27%、参議院選挙で約32%の方が期日前投票をしておられます。

現在、山江村では、福祉保健センター「健康の駅」1カ所を期日前投票所として開設されておりますが、投票しやすい環境づくりということで、万江地区にも投票

所の増設は考えられないかお伺いをいたします。

また、投票所への送迎支援ということでお尋ねいたしますが、少子高齢化が進む中、ひとり住まいの高齢者で、投票に行きたくても交通手段を持たない方や身体が不自由な方、今後多くなると考えますが、高齢者運転者で免許証の自主返納された方など、いわゆる交通弱者に対する対策として、投票所までの移動支援についてどのように考えておられるのか、2点をお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、期日前投票所の増設ということのご質問ですが、まず1点目ですが、投票率の傾向を見ますと、期日前の投票率が上がっておりますので、期日前投票の増設については、期日前投票所内における従事者の状況をまず説明しますと、現在は立会人及び従事者の人数は、投票管理者1名、それから事務補助者2名、それから投票立会人2名の5名で投票所に配置しております。投票管理者につきましては、選挙管理委員会の委員が従事をしておりまして、事務補助は役場職員が当たっております。投票立会人につきましては、選挙管理委員会において無作為に抽出して選出しております。選挙のたびに選出をし、承諾を得ておりますが、平日など仕事で引き受けがなかなかおらず、立会人の選任は苦慮しているのが現状でございます。増設となると、さらに選任が厳しくなる見込みも考えられます。また増設となりますと選挙事務手当等の人件費も増え、それに、またさらに、それに経費等も増加するという見込みですので、現在のところ期日前の投票所の増設は考えていないところでございます。

それから、もう一点目の交通弱者への送迎支援ということでございますけれども、県内におきましても期日前投票及び投票日当日に投票所へ行きたいが、交通の便がなく投票所へ行けない交通弱者の投票所までの交通支援を行っている自治体もでございます。本村の投票率を見ますと、国政選挙で62.8%、村議選で86.1%でございましたので、前回からすると国政選挙では6.3ポイントの減、それから村議選におきましては、前回から2.2ポイントの減でございますので、前回より投票率が低くなった結果でございました。このような結果から、村内において障がい者の方や高齢者など、交通弱者の方が実際に投票に行けないなどが要因でございましたならば、皆様からのご意見などを参考にし、検討しなければならないと思っておりますのでございます。今後このような要望などの情報を収集しまして、選挙管理委員会等で検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 投票所の増設については、立会人等の人員の確保が難しいということですね。今現在のところ考えていないというようなことでございますけれど

も、先ほども言いましたように、全国的に期日前投票者数は増えておりますが、全体の投票率は低下しているということを考えると、期日前投票所を増設したからといって投票率が上がるとは一概では言えないと思いますが、万江地区への期日前投票所を増設することにより、仕事帰りに投票してもらおうとか、期日前投票期間の中で、投票への啓発活動などの実施など、有効な対策が打てるのではないかと思います。

また、予算のことも言われましたけれども、今年度の当初予算では、期日前投票所開設経費として、今回の参議院選挙では、期日前投票管理者報酬等、48万2,000円計上されております。村議選では12万1,000円ということでございますので、予算的には実現可能な金額ではないかと思っておりますので、その後ご検討いただき、早期の実現を期待しております。

また送迎支援については、意見を聞きながら、検討していくということでございますけれども、これ私も村民の方から伺ったんですが、村議選でのことですが、自転車で投票所に行かれるということで、投票所は第4投票所、3キロぐらいあるでしょうか、今は自転車に乗れるが、次からは行ききらんかもわからんと言われたのを聞いております。また高齢で独居世帯も増えております。いろいろな課題があるかと思っておりますが、公平な立場である選挙管理委員会主導で、まるおか号の活用や社会福祉協議会の支援など、身体が不自由な方や、高齢で投票に行きたくても行けない方などのいわゆる交通弱者への送迎支援の検討、対応を今後期待をしております。

次の質問に移らせていただきます。次、2点目でございますけれども、企業誘致についてということでお伺いをいたします。

第六次山江村総合振興計画、これは2019年から2028年度までの計画であります。この計画のアンケート調査の中から、山江村の行政で今後特に力を入れてほしいと思われるものは何かというアンケート項目で、企業誘致、雇用対策が福祉対策に次いで2番目にきており、4番目にも若者の定住促進対策となっております。

また、前回の第五次の振興計画では、1番目に企業誘致、雇用対策、3番目に若者の定住促進対策の推進となっており、今回の六次振興計画では、その結果を踏まえて企業誘致の推進と雇用の創出をあげられておられると思っております。

そこで企業誘致に対する現在の進捗状況と、振興計画の中で、山江村の環境、資源を生かすことができる企業とのマッチングを図るとありますが、具体的にどのような企業を考えておられるのか、2点お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 今年の3月に策定しました第六次山江村総合振興計画の中の商工業の振興の中で、企業誘致の推進、雇用の創出を載せております。内容としましては、山江村の環境、資源を生かすことのできる企業とのマッチングを図るということでございます。議員が申されたとおりでございますけども。

今の企業誘致の進捗状況ということでございます。いろいろな企業誘致に対しまず広域的に人吉球磨で協議会を設立しまして、いろいろな研修会、情報の共有をしているということでございますけども、具体的なまだ企業誘致というところまでは至っていないのが現状でございます。

この振興計画の中で、さっきのマッチングを図るという企業がどのような企業ということでございますけども、本村は自然豊かな村でありますので、その資源を損なわない企業、地域資源を生かした企業であります。例えば、清流の万江川の水、豊富な森林を利活用した企業、及び本村の地域資源でありますやまえ栗を活用した企業等を想定しておるということが、山江村の環境、資源を生かすことのできる企業とマッチングを図るということ、このような企業を想定してということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 現在の進捗状況については、人吉球磨の広域の協議会ですかね、それを設立されて、企業誘致の推進をされてるということでございますけれども、山江村独自の誘致活動というのは別にやっておられないのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 山江村独自の誘致活動ということでございますけども、なかなか土地も立地条件もございまして、またこれも、本村独自ではなかなか難しいということもあります。その対策を打ってないということではありませんけども、いろいろ模索をしてるということでもあります。

しかしながら、もちろん企業誘致ということ振興を図ることが目的でありますけども、しかし、今ある企業をいかに残すかということも非常に重要な施策というふうに思っておりますので、その両方の面から、いろいろ対策を練ってるといってございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 次の質問に移ります。第六次総合振興計画では、企業誘致の現在の3社から4社とし、1社増やすという計画となっておりますが、企業誘致の支援策として、平成21年度山江村企業立地促進条例が制定されておりますが、奨励としてどのような内容となっているのか、大まかなものでかまいません。

また、3社の誘致企業は、この条例を活用されたのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 条例の内容ということでございます。この条例につきましては、平成21年に制定をいたしております。内容としましては、主に申し上げますと、総資産総額2,000万円以上、そして新規雇用者5人以上などのある一定の条件を満たしますと、村長が適用工場として指定を行います。指定を受けた企業につきましては、固定資産税の減免とか、工場等の建設に係る土地取得奨励金や雇用奨励金の交付が受けられるということでございます。

以上が条例の主な内容でありまして、活用状況についてということもお尋ねでございますけれども、今まで3社ご存じのとおりでございます。その中で、この条例を活用されている企業は、今のところ該当がないということで、ありません。しかしながら、該当がないということでもありますけれども、現在の状況に則した活用しやすい条例とするためにも改正する必要があるというふうなことがあれば、必要に応じて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 促進条例制定されて、優遇措置を、現在の誘致企業3社は活用されていないということでございますけれども、事務報告を見ますと、平成22年度、万江地区に用地買収、造成工事、出資金など約1,300万円を村が投資され、1社の企業誘致が実現し、4名の地元雇用があったと記載されております。平成22年度から平成23年度にかけては、約2,600万円の投資をされ、サービスエリア周辺の建物、用地などの取得、周辺整備の実施をされ、1社の企業誘致が実現しております。本年度も村の所有地ということで、90万円をかけ誘致企業駐車場の増設工事をされておりますが、企業誘致の目的といたしましては、人口減少対策、定住対策としての雇用の創出、また、税収の増加などあるかと思いますが、今現在、この3社の誘致企業の地元の方の雇用状況についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 3社の地元の方の雇用状況ということでございます。この3社の総従業員数、合計しますと34名ということでありまして、今現在は山江村の従業員数は4名ということであります。3社合計ですね。でも一番最大の過去最大の山江村の従業員数は9名ということでございました。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 現在の誘致企業の地元雇用が4名ということでございますが、地元からの雇用については、誘致企業の方針など事情もあるかと思いますが、就業

される方からすれば、希望職種、都会との賃金格差など様々な問題があるかと思いますが、企業誘致には村として用地の取得、整備等など投資をして、奨励措置は活用されていないということでございますけれども、誘致企業に対しては、地元の方を優先して採用していただきたいと考えるところですが、村として誘致企業に対して、会社訪問とか、雇用のお願いと、今後対応されるお考えはないでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 地元雇用者の推進ということでございます。この3社に対しましては、雇用者の募集ももちろん図っておられるということでございますけれども、これがハローワークとかということで、もうハローワークにも募集をかかっておられるということでございますけれども、まずは山江村の村の雇用者を優先的にお願いしたいというふうな申し出は行っておりますので、今後もその募集に対しまして、村の回覧等が必要であれば、会社と連携しながら雇用の促進を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 昨日の新聞に、芦北町に東京のIT企業が進出するという記事が載っておりました。6月には錦町が熊本市のIT企業と進出協定を結んだという記事も載っておりましたが、地元雇用の創出対策、企業誘致に対する展望について、村長は何か施策とか誘致に対して温めておられるのがないのか、お考えをお聞かせもらえませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。企業誘致自体は、相手の企業がこの山江村に進出してくるといようなことで、その環境をしっかりと整えていくということが求められると思います。ただ、先ほど既存の企業があるのが、なかなか村出身者が雇用されないということでも言われましたけれども、人吉球磨全体見て、人吉球磨全体を見て、新卒者が700人、706人だったですかね、いるうちの62人が地元に残る、高校の新卒者が残るということです。いわゆる1割にも満たないということ。

一つの要因は、それぞれの人吉球磨にある企業がしっかりその高校に対して求人をしていない、マッチングが上手にできていないというのが原因としてあげられております。あの伸和コントロールズあたりは非常に優秀な企業ですが、人材を求めておられますけれども、球磨工業生徒のマッチングはなかなか難しいという。高校は高校で実は都会の企業との付き合いもありますので、そちらを優先させて送り込み、なかなか地元に残らないという現状もあるようであります。そういうことも踏まえて、しっかりとよその企業というか、圏域外の企業のいろんな募集に先んじ

て、いろんなマッチングをしてくれというようなことを、町村会、それから雇用の対策協議会もありますので、そこで申しているというところでもあります。

そして、議員お話のとおり、最近ではICT関係の、IT関係、ICT関係の企業が人吉球磨にやってくるという事例があります。多良木がそうでありましたし、おっしゃいました錦にも来ます。人吉のほうもそういう話があるということでございます。そのIT関係の企業につきましては、実は山江村の場合は、ほかの市町村に先んじて、全家庭に光ケーブルを張りめぐらせてありますので、非常に有利な状況にあらうかと思えます。サテライトのオフィスも実は山江中学校の今、全然使われていないコンピュータ室あたりは、外部、要するに社会人枠として、シャッターが閉まりながらあそこを活用してくださいというような場でもありますので、そういうことも考えられようかと思っております。

その地場産業としてのその会社、これも実は万江の里あたりも、実はひとつの地場産業を生かした、誘致でなきにしろ、新しい産業をつくるというようなことでありますけれども、そういう求人を求められるような会社がしっかりと自立をしていくということが求められているんでありましようし、また、今の中学3年生にも将来は山江に残って農業をしたいという子もおりますので、しっかりそういう環境を整えていくということが大事だと思います。

今どちらかという、非常にグローバル化していて、大きな会社がドーンとその地域にやってくるというのは、非常に景気の変動が大きいわけですので、ドーンとやってきてその会社がドーンと引かれたら、そこに勤めていた人たちがあぶれてしまう。この人たちはよそに行ってしまうというようなことにもなりかねませんので、しっかりとした地域密着型の会社を、小さくとも一つずつ誘致することが大事だろうと思っておりますし、今、人吉球磨を中心に動いてはおりますけれども、ある意味では、市町村間の競争でもこの誘致合戦はありますので、しっかりよその地域に負けないように頑張っていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。なかなか企業誘致については、難しいところがございますけれども、広域で十分知恵を出し合って、早急に誘致ができますことを期待しております。

次、3点目になりますけれども、6月の定例議会において、補正予算として小さな産業づくり事業交付金90万円が計上されておりました。私も議会に出まして初めての事業予算というところとで、意欲のある方の起業を支援し、雇用の創出を図るうえで良い制度ではないかと思っておりますので、今回質問させていただきますが、小さな産業づくり事業補助金交付要綱の目的として、村政施行120年を記念し、住

民による話し合いにより、地域の活性化と地域産業の企業化による所得の増加により、しあわせづくりを推進するための事業とあります。ちょうど10年になりますが、平成31年3月に発行されました地方創生情報化戦略の進捗状況、このページ数は23ページになりますけれども、起業支援策として、小さな産業づくり事業補助金の制度があるが、現行の要項では原則5名以上の組織となっている。そのため人が集まらず困難であることから、例えば3名以上などに変更の声が村民から寄せられており、今後検討が必要であると見受けられている。というような報告がされております。

これにつきましては6月の定例議会で村長より担当課に指示し、早急に検討するというような前向きな答弁をされておりますが、今後要項の改定など、企業支援策として、この小さな産業づくり事業、補助事業を積極的に推進していただけるのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

議員申されましたとおり、これにつきましては、村政施行120周年の記念として、平成20年度から始まった事業でございます。中身につきましても先ほど申されましたとおり、地域活性化と地域産業の起業化による農林業の所得の増加を地域の話し合いによって起こしていくような事業でございます。

先ほどお話がありました5名以上という枠組みがございましたので、それをどうなったかということでございますが、8月末に一部この事業の要項を変更しております。5名以上でありましたものを3名以上の団体というようなことに変更しておりますので、今後はそれで進めていきたいというふうに思っております。今後におきましても、いろんな変更しました要項も周知を行いながら、やる気のある団体等へ、この事業を活用した取り組みの実現に向けて支援を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 早速8月に要項の改定をしていただいたということで、積極的な推進を期待しております。この小さな産業づくり事業については、平成20年度から実施をされているようでありますが、年度ごとの件数と、どのような事業をされているのか、事業については、その年度ごとの大まかな実績でかまいません。また、申請段階で団体規約、名簿を提出するようになっておりますが、今現在、当初計画のとおり、5名以上で事業を継続されている団体は幾つあるのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

平成20年度から行っております事業でございますが、まず平成24年度では4件でございます。炭窯の建設、それから機械購入等、カンショ、エゴマ等でございますが、が行っております。それから、平成21年度に4件です。栗まんじゅう加工施設、機械購入、焼き栗の機械でございます。平成22年度で4件、梅干し加工施設、機械購入、ウッドチップーほかとなっております。平成23年度が3件、機械購入、にんにく、栽培圃場整備、キクラゲほかということになっております。平成24年度、2件、機械購入、樹木粉碎機ほかということで、計17団体がこの補助事業を活用されております。

先ほどありました現段階での活動されてるということで、5名以上ということでございますが、今のところ5名以上ではございませんが、この17団体のうちに、現在10団体が活動をされております。それから、5名以上のところが、今のところ5団体ほどが5名以上でそのまま活動されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。

平成20年度からの事業ということで、17団体の申請があり、現在15団体で継続して事業をしていただいているということで、順調にいつているのではないかなというふうに思っております。

この申請書になりますけれども、この申請所の内容から見てみますと、事業年度に先ほど答弁をいただきました加工所建設、炭窯、いろんな事業を実施され、完了報告書の提出、確認により補助金の交付、それで事業は完了したということでございますけれども、15団体の方が継続して事業をされているということではございますけれども、地域の活性化、所得の増加による雇用の創出を実現していくためには、継続して事業を実施していく。そのためには、現在申請書では単年度の計画になっておりますけれども、少なくとも、5年間ぐらいの事業計画、収支計画が必要ではないでしょうか。

また、補助金を交付して終わりではなく、その後の支援、例えば、販路や流通の拡大支援、長期的な事業計画に基づいた事業実績の検証、経営指導など、ほかの補助事業もですが、事業実施後の経営指導、支援がなされていないと私は思っております。

この2点について、どのように考えておられるのか答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） 先ほどの団体数ですが、私は10というふうにお答えしたつもりでしたけども、15ということで。

○4番（赤坂 修君） 5名以上が5団体で、10、全体が10あるたい。

○産業振興課長（新山孝博君） 10ですね。

○4番（赤坂 修君） はい、わかりました。

○産業振興課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

事業申請についてはということで、単年度計画による申請だったということですが、先ほど申しましたとおり8月に一部改正をいたしまして、要綱の改正をしております。複数年といたしまして、申請時に3年間の複数年計画をまず申請時に行うというふうにしております。事業にあっては、事業完了後に施設建設、それから機械機器の購入等の事業計画に対する実績に対する補助金の事業要項が必要となっておりますが、完了後、翌年度から3年間、計画に基づき事業が適正になされているか、また、事業により導入された施設、機械が適正に使用されているか。事業計画に対する実績、施設、機械の稼動状況、販売実績額、収益等の報告が求められるようにしております。この報告、達成度合いによりましては、事業計画と実績の開きの原因、今後達成に向けた取り組みについて報告をいただきたいとも考えておりますので、申請時に団体から年次計画、目標を立てていただくことなど、生産性、継続性、意識の向上等も必要だろうと思われまますので、今回変更したところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 申請内容についても変更していただいたということですが、経営支援については、商工会の協力やその方面に精通した地域おこし協力隊の募集なども方策ではないだろうかと思っております。90万円の補助金は高額であります。農林業振興のためには多くの一般財源を活用されておりますが、税金、行政サービス利用料など、一般財源には農業以外で生計を立てられておられる方や、サラリーマンの方などの税金等も当然含まれておると思っております。小さな産業づくり補助金やそのほかの事業に対する補助金の有効な活用と、企業化支援による所得の増大と、地域の活性化が着実に実現していくことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、1番、本田りか議員より、一つ、女性が働きやすい職場環境の整備について。一つ、山江村の地方創生事業についての通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 1番、本田りかでございます。通告文に従い一般質問をいたします。

質問は2点あり、1点目は、女性が働きやすい職場環境の整備について。2点目は、山江村の地方創生事業についてです。

最初に、女性が働きやすい職場環境の整備について質問いたします。

村長が社長を務め、多くの女性が働く株式会社やまへの産前産後休暇、育児休暇等、女性が働きやすい職場環境の整備を進める考えはないか、村長の答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 質問が（株）やまへの件でありますので、社長として私から答弁させていただきたいと思っております。

（株）やまへは、村が多額を出資している第三セクターでありますし、また、指定管理者として（株）やまへを指定させてもらって経営をしているという団体であります。その女性が働きやすい環境ということですが、あそこの施設は当然女性がほとんどおられますので、数多くおられますので、意識してそういう働きやすい職場の形成といいますか、環境づくりには口うるさく言っているところであります。

ただ、産前産後休業、また、育児休暇について、改めて私、（株）やまへに聞きましましたところ、産前産後休業は、通常なら前後8週間、前後8週ですね。それと育児休業が1年間ということですが、その産前産後休業期間については、無給ということがわかりました。無給でございます。それから育児休業については、標準報酬の67%を払っている。180日を超える日から50%の社会保険が支給されているということでもあります。もちろん育児休業後の職場復帰につきましては、本人が希望あれば復職できるという体制をとっているということでもあります。

今、男女雇用機会均等も含めてそういう育児休暇、産前産後休業あたりの制度もでございます。そういう面におきましては、その8週、前後8週が無給ということで定めがありませんので、しっかりと働き方改革もありますので、その体制をつくっていきたいと思っているところであります。と同時に、そういう支給制度をつくるということであれば、経営状況にもまた若干影響してくることでありますので、しっかりとまた経営的なものも、また全員でそういう環境をつくっていきたいと思っているところであります。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 今月8日、新聞の一面に大きく2017年度の男性育児休暇の取得率が、全国平均3.1%と大変低いという、熊本県においては0.37%と全国最下位だと言われている中、今の話では、産前産後休暇はあるというお話ですね。

○1番（本田りかさん） 無給です。無給の産前産後休暇というお話でしたが、それを前に進めていただけるようによろしくお願いいたします。

また、出産後に育児休暇が無給のために、仕方なく退職された従業員とかはおられなかったのでしょうか。質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 産前産後休暇をとった間に退職されたということがおられるかということでもあります。これは、本人の希望によりまして復職できる体制も取っておりますので、自分本人自ら退職したいということであれば、退職されることもできるということでもありますけども、現在のところ、それが原因で退職されたという方は聞いてはおりません。

○村長（内山慶治君） ちょっと議長、付け加えていいですか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 付け加えますけども、今1人、育児休業を取っておられる職員がおられます。その方は復職希望でありますから、当然育児休暇後には（株）やまえに復職されるということになっている予定です。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 先ほどのお話では、多分表面上、形式上出てこないだけではないでしょうか。現実的には給料が出ないので辞められる方がおられたはずだと思います。ですので、直ちに十分な産前産後休暇、育児休暇を制定していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、山江村の地方創生事業について質問いたします。

これまで山江村が取り組んできた地方創生事業の概略、目的、事業効果について答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 今までに取り組んできた地方創生事業の概略目的、事業効果ということでございます。まずは目的から答弁したいと思いますけども、国立社会保障人口問題研究所という機関がありますけども、そこによりますと山江村の将来の人口の推計をしております。2030年には2,572人になるだろうということ、それから2045年には1,783人になるだろうと推計が出ており

ます。今現在3,500人ぐらいですけども、このように人口が減っていくんじゃないかというふうな推計がされております。

このような推計が出ている中、危機感を持ち、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過密の集中を是正し、そして、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、様々な事業を展開しているということでございます。

事業の内容、概要ということでございます。平成27年7月に山江村人口ビジョンを作成しまして、また同じ年に山江村総合戦略を策定をいたしております。総合戦略に基づいた施策の実施によりまして、山江村はなんとか3,000人を維持するんだというふうな気持ちを持って、3,000人を目標にしております。

また、総合戦略におきましては、むらの活性化につながる雇用づくり、移住・定住の促進づくり、妊娠、出産、子育ての希望をかなえ、笑顔のたえないむらづくり、安心な暮らしを実現するむらづくりの四つを基本目標としまして、その実現に向けた62の施策をあげております。

これまでに実施しました主な事業としましては、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業という事業がありますけど、これにおきまして、消費喚起、生活支援型事業としまして、プレミアム商品券の発行事業、低所得者向け商品購入助成事業、それから地方創生先行型事業としまして、山江村総合戦略策定事業、山江村地域仕事支援事業、山江村地域自立支援事業、山江村総合情報化システム構築事業、それと地方創生拠点整備事業によりまして、日本遺産の活用を含めた合戦ノ峰地区での物産販売を目的とした拠点施設や、やまえ栗の生産量の増加と品質向上を図り、物産館「ゆっくり」の栗加工施設の規模拡大と機能強化により、施設の生産性、収益性の向上や雇用の創出に加え、生産量の増加及び品質向上に伴います農家所得の向上等による地域の活性化を図るために、昨年度、物産館にペースト工場を整備をしたところでございます。

その他の地方創生に関連した事業としまして、山村活性化支援交付金事業、農村集落活性化支援事業、学校給食地場食材拡大モデル事業、山江村地方創生情報化戦略作成と、それと東京大学による共同研究、東京大学との共同研究により、やまえ栗の現状、調査研究などを実施をいたしております。また、現在進行中の事業もありまして、山江村地域づくり研究所や百人委員会の運営、フットパスツールの開発、移住・定住促進ツールの作成等を行っております。

続きまして、事業効果ということでございますけども、効果につきましては、毎年検証を行っております。計画当初からしますと、数値的に効果が出ている事業

としましては、農業の新規就農者が2名から4名に増加したということもありますし、そして、有害鳥獣の被害額が780万円から120万円へ減少したということです。それから、観光客の入り込み客数が18万人から現在22万人への増加ということがあります。このほかにもこれから効果が見込まれる事業もありますが、今年度が総合戦略の節目の年ありますので、しっかりと検証しながら、今後も事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 人口問題研究所の推計によりますとというお話でしたが、山江村の人口は16年後に3,000人弱、26年後に1,783人ということでしたが、この人口では山江村の存続もどうなるかわからないので、各種の事業を推進し、何とかして山江村の人口を減らさないとの計画のようです。

そのためには、1.雇用の確保、2.移住・定住の促進、3.妊娠出産、子育て支援、4.安心な暮らしの実現、この四つの基本目標を定めて、平成27年度から継続して各種の地方創生事業を推進しておられるのだと私は理解します。

また、地方創生関連事業として、山村活性化支援交付金事業、農村集落活性化支援事業、学校給食地場食材拡大モデル事業、山江村情報化戦略策定事業などを、山江村の存続をかけて一体となって推進しておられるとのこと。何の事業もすぐに成果が出ることは少なく、要は、40年後、50年後、山江村の人口を減らさないように、各種事業の計画策定を実施しておられることは理解しました。

続きまして、地方創生事業の財源とその内訳についてですが、地方創生交付金、一般財源、起債、償還状況と償還計画、起債の現在高について答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 地方創生事業の財源の内訳ということでございます。

交付金と一般財源、起債ということでございます。今までに実施しました地方創生交付金事業の財源ということでございますけれども、今まで交付金を活用した事業は、先ほども申しましたが、具体的に言いますと、平成26年度の繰越事業として、平成27年度に実施しました人口ビジョン策定、それと総合戦略策定、プレミアム商品券の発行事業など、地域活性化地域住民生活等支援交付金として、総事業費で約2,580万円ということでございまして、この交付金は2,580万円、100%ということでございました。

それから、平成27年度の繰越事業として、平成28年度に実施した百人委員会の運営支援業務、フットパスコースの開発業務、移住・定住促進ツールの作成業務、東京大学の研究業務など、これは過疎化交付金といたしまして、総事業費で約

4,430万円、これも地方創生の交付金は100%ということで、4,430万円ということでございます。

それから、平成28年度の繰り越しの事業としまして、平成28年度から平成30年度に整備をしました合戦ノ峰物産販売所整備事業など、拠点整備交付金としまして、総事業費、約5,600万円で、交付金が1,950万円、一般財源3,650万円、一般財源の3,650万円のうち1,180万円が起債の借入額であります。

それから、平成29年度の繰越事業として、平成30年度に整備をしましたやまえ栗加工施設整備事業で、ペースと工場ですけれども、拠点整備交付金としまして、総事業費、約4,870万円で、交付金が約1,860万円、一般財源が約3,010万円ということであります。

それから、平成30年度の事業としまして、栗の新植、改植、やまえ栗部ランディング事業、やまえ栗まつり、観光交流ホームページ開発業務、東京大学共同研究業務など、推進交付金ということであります。この推進交付金の総事業費が、約4,560万円で、交付金が約2,230万円、一般財源2,330万円ということであります。この2,330万円の一般財源のうち、80%にあたる1,860万円が特別交付税として措置をされます。今までに実施しました事業の総事業費は、合計しますと約2億2,000万円ということでありまして、この総事業費に対します交付金は、約1億3,000万円、起債借入額1,180万円、一般財源、約7,800万円ありますが、一般財源のうち、先ほど申しましたが、推進交付金の一般財源の分につきましては、特別交付税80%が措置され、措置される額が1,860万円ということであります。

議員お尋ねの起債としましては、合戦ノ峰物産販売所整備事業に対します1,180万円が起債の借入額でありまして、起債のうち今までの基準財政需要額に算定される額は、全額の1,180万円であります。償還状況につきましては、平成31年3月から償還が始まり、償還計画は20年ということであります。起債の残高は現在の借入額の1,180万円ということでございます。

以上が取り組んできた地方創生の財源の内訳ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ありがとうございます。

各種の地方創生事業からは、何としても将来の山江村の人口を確保したい、その執行部の決意を見てとることができます。財政的にも6割が交付金事業、後年度に地方交付税に算入される起債など、山江村にとってとても有利な事業だと考えます。

3. 本年度の事業計画と進捗状況。事業の目的と将来見込まれる効果について答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 本年度の事業計画と進捗状況と将来見込まれる効果ということでございます。本年度の事業計画につきましては、地方創生推進交付金を活用しまして、やまえ栗の振興策として、担い手の確保に向けた栗の新植、改植等やブランディング事業、観光客の受け入れ体制の強化のための栗まつりの開催、観光キョウリョウ促進協議会の運営、農泊・民泊の推進、また、東京大学との共同研究や百人委員会の取り組み、支援などの人材育成事業を計画をいたしております。進捗状況につきましては、ほとんど事業が着手しておりますけれども、一部まだ着手してないという事業もありますけれども、まだ事業が全部は着手はしておりません。

事業の目的ということでありますけれども、やまえ栗につきましては、生産性の向上と担い手の確保を推進し、やまえ栗による地域の活性化を図るため、また、やまえ栗の付加価値と認知度向上による消費拡大と観光客による交流人口の増加を図るため。また、栗や観光を生かした地域づくりを推進するため、情報や分析をもとに、事業の検証や課題解決に取り組む組織のさらなるスキルアップを図り、自立的な運営につなげることを目的に事業を展開をいたしております。

将来見込まれる効果ということであります。本村の特産品でありますやまえ栗の増産、品質向上、ブランディングを進めることにより、将来の生産者の所得向上や後継者の育成、また、やまえ栗による地域の活性化が見込まれるというふうを考えております。

栗の数字的に見込まれる効果というのを数字的に言うのもちょっと難しい面もありますけれども、ちょっと試算が、ある程度予測した数値を申し上げたいと思います。栗の新植、改植につきましては、今年4ヘクタールを計画しております。収穫がこれができるようになれば、将来的には5トン以上の収穫が見込まれ、500万円以上の売上げが期待できるというふうにも考えています。また、この成果が出るように、行政としてもしっかりと支援をしていかなければならないなというふうに思っておりますし、栗まつりにつきましては、昨年度も9,500人の来場者がおられたということでありますけれども、村内の出店、やま栗販売によりますより550万円の売上げがあったということ報告を受けておりまして、今年もこれ以上の売上げがあるかなというふうにも思われます。

また、国内、海外へのブランディング事業につきましては、海外でやまえ栗が好評だったことを武器に営業活動を行い、1,000万円を超える新たな売り先を国内に開拓できたという報告も受けておりますので、これもこの効果の一つというこ

とでございます。

このようなことから一応試算をしましたが、この事業に対する効果としましては、単年度で1,000万円から2,000万円ぐらい、金額にしますとそのくらいの効果が期待できるのではないかというふうに思っております。

以上が将来見込まれる効果であります。今までも、今後も地域の活性化のため事業を展開しておりますので、しっかり効果ができるよう、毎年検証しながら、行政としても深く支援をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 本年度の地方創生事業の進捗状況も答弁いただきました。栗の生産対策や担い手対策、新植、改植なども4ヘクタールなど、生産対策にも十分に取り組んでおられ、ブランディング事業も進行中のようです。入場者9,500人以上が見込まれるやまえ栗まつりもいよいよ9月22日に迫ってきました。聞くところでは、世界的に有名なシンガポールのパティシエ、ジャニス・ウォンさんがやまえ栗を使った月餅を製作され、やまえ栗まつりにそれを持ってこられるとのことですが、これはとても宣伝効果が高いことだと今からわくわくしながら期待しています。

今年度事業について再度質問いたしますが、今議会の一般会計補正予算（第3号）に計上してある企画振興費の中のやまえ栗ブランディング事業委託費438万9,000円はどのような委託費なのか、どのようなことをされるのか、執行部の答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りか議員、ただいまの質問については、後日一般会計の審議の際にお願いいたします。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 4番、これまでの地方創生事業の総括と、今後の地方創生事業を核とした村づくりの方針について答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 地方創生の事業の総括と方針と、地方創生事業の方針ということでございます。今まで話しましたように、その地方創生事業というのが非常に幅広く、いわゆる企画調整課、そして産業振興課、健康福祉課、あらゆる課をまたぎながら、展開をしているところであります。いわゆる村民の方々が、暮らしやすい、また、しっかり稼げる村をつくっていかうと。それにより山江での暮らしを豊かにしていこう。そのことで、いわゆる結果観光といいますか、暮らしやすいから山江村に来るんだ。また結果定住、また山江村に来たいんだというようなことをつ

くっていくことが、この事業の目的であろうかと思えます。

ちょっと時間をいただきますと、平成28年の2月だったと思いますが、地方創生という言葉が出てきて、熊本のフォーラムがありました。熊本フォーラムがありました。その折、私がパネリストとしてフォーラムに出場しました。当時のパネリストは、いわゆる蒲島知事と大西市長と、玉名市長の高崙市長と小国の北里町長と私が、山江村長、5人でパネリストをして、それぞれの立場から地方創生を語ったわけであります。

その折に私が申し上げたのが、栗に、栗と書いて、栗によりすべてを語り尽くそうと思いました。もちろん栗といますので、産業をしっかり、山江の栗というのが一番山江村はほかの町村も知っておりますので、そういうことを主体としながら産業をもっと活性化させたい、もちろん栗だけじゃなくて農林業を活性化させたいというのがありましたし、当然、栗条例の話もそのときしておりますけれども、将来的には栗条例をつくりながら、シンボリックな環境を大事にする山江で、栗ができる環境を大事にするような村づくりをしたいんだというようなこともっておりますし、福祉の関係あたりもそのことから話しております。

そして、より良い観光づくりとしては、国内外にその栗を売っていきたいということもっております。そして内外の外、外に売っていくということについては、非常にこれは大西市長からエールを受けたわけですが、外に出て、いわゆる国内でいろんなことをやるよりも外でいろいろなことをやって、外の方を呼び込んだほうが、発信力が全然違うというようなことを確信しておりましたので、その折にフランス展開の話もしていたわけであります。その結果がどうだこうだと言うよりも、その海外戦略の結果、実はジャニス・ウォンさんが、これはアジア一のパティシエさんでありますけれども、が、山江村の栗まつりに来るようになったというようなことも起きました。

実はこのジャニス・ウォンさんが来るということは、例えば、新聞雑誌にいろんな山江の栗を載せる。翼の王国にも山江の栗を載せるというよりも、何倍も、2倍も3倍も効果があることでありますし、今後やまえ栗の販路を拡大していくうえで、非常に有利になろうかと今、思っているところであります。

総括と方針ということでありまして、非常にアバウトでありますので、ひと言では言い尽くせませんが、そういう思いの中で、私この村の方々が、本当に住みよい環境の中で、産業もしっかり自立するような産業もつくっていきながら、子どもたちが夢を持ち、お年寄りが住みよい村づくり、そういうことの中での定住を図っていったら、またよそから定住者を呼び込めたらということを考えているところであります。言葉足りませんが、そのようなことでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 昭和30年代の山江村の人口は、約7,000人であったと聞いています。そして50年が経過した今は、3,500人とほぼ半数になっています。これ以上人口を減らさないためにも、また定住者を増やすためにも、村長を中心にそれぞれの課で工夫を懲らして各種事業を推進し、中でも地方創生事業推進によってその成果を上げていただき、山江村の一定の人口を確保し、村民が仲良く幸せに暮らしていける山江村の実現を希望して、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後3時55分にします。

-----○-----

休憩 午後3時46分

再開 午後3時53分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、3番、中村龍喜議員より、一つ、再生エネルギーについて。一つ、ブランディング事業について。一つ、防災事業についての通告がでております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3番、中村が一般質問を行います。

今、議長のほうから質問事項について言われたとおり、1番目の再生エネルギーについてですが、これは6月26日、人吉新聞の1面に、村内の電力自給自足へという見出しで大きく報じられました。村長は木質バイオの調査検討も具体的に動いていくということになっていると言っておられますけれども、この発電の供給先等については考えておられるのでしょうか。このことについてお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） まずは、このエネルギー政策についてということ、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、これは国と県が進めます政策でありまして、本村でも豊かな自然が育む自然エネルギーの活用と、省エネルギーの推進を図り、環境温暖化に資するために、山江村総合エネルギー計画を策定を

いたしております。それによって環境にやさしい村づくりを目指そうということでございます。

このエネルギー再生化のエネルギーにつきましては、木質バイオマスという議員からの言葉も出ましたけれども、木質バイオマスによりますエネルギーにつきましては、現在衰退状態であります林業の振興策を図る目的も踏まえまして、林業の活性化並びに山林保全策の一助となる間伐材及び森林に残っている木材を燃料とした、木質バイオマスエネルギーの推進強化をエネルギーの政策の一つとして掲げ、山江村総合エネルギー検討委員会で議論を行い、事業の計画書を策定をいたしたところでございます。

また、同じ再生エネルギーとしまして、地域循環共生圏構築事業といいまして、村内に電力供給のサービスをする事業ができないかという調査をする予定でもございます。

木質バイオマス、木質バイオマスの供給先ということでございます。また、今年度一応調査をする計画をしております、それがどこがいいのか、温泉センターがいいのか、温泉センターという計画書を作成しております、そこがはたして妥当なのかという調査をさせていくための今回の事業ということでありまして、まだ供給先としましては、はっきりここというふうには断定はできないということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 再生エネルギーのことについてお尋ねでございます。これは冒頭の挨拶で若干触れさせていただいたということでもありますけれども、このエネルギー検討委員会は、村民の方々の委員さんを含めて専門家も含めて、これ専門家はNTTファシリティーズの委員もおりますけれども、そのいろんな検討を行ってきたということでもあります。当初から、これは平成29年だったと思いますが、当初から山江村のこの豊かな自然を活用しながら、エネルギーの供給について検討はできないかということ、その総合エネルギーでありますから、いろんなエネルギーの可能性について検討してきたということでもあります。

目的は、家庭に供給したいというようなことでもございました。ただ、なかなか投資額が大きく現実的でないというのにずいぶん壁にぶち当たってきたということでもあります。

その一つが、バイオガスがありました、まずですね。バイオガスがあって、これは焼酎粕を今、海洋投棄できないもんだから、自家処理しよっやっつとですね、その焼酎粕の処理量が1トン当たり1万3,000円ぐらい、これは大柿かどっかに焼酎組合の白岳の社長を中心にまわっているんですけども、その焼酎粕がそういう

無駄であれば、それで発電できないかということもやります。ただ、結論としては、その焼酎粕の量が安定的に供給できないというような現実にもぶち当たりましたので、いったん引き出しにしまいましたその事業はですね。

それと、その次が木質のバイオであります。今年で3年目になりますけれども、また議員の皆様方も先進地視察で小国のほうを見ていただいたということですが、まさに木質バイオの可能性を図るということです。課長は、まだはっきりしてないということですが、発電ではなくて、今の目的は、発電ではなくて、熱としての温泉センターへの供給事業としての可能性をみていくということです。

今回の事業については、ソフト事業です。ハードではなくて。物をつくるという、形をつくるという事業じゃなくて、調査研究の事業であります。その事業名が林業成長産業化総合対策補助金と、いわゆる木材需要の創出、木材をどれぐらい使って活用できるかというような事業でありまして、通称地域内における、山江村内におけるエコシステムの構築事業であります。いわゆる、これは森林環境譲与税のときから話題になっております地球温暖化、CO₂削減のための事業であります。事業の実施団体が山江村じゃないということは、冒頭申し上げましたけれども、これは一般社団法人日本森林技術協会と株式会社森のエネルギー研究所が、林野庁の委託を受けて山江村の事業を行うということです。調査事業を行う、調査研究を行う。こちらとしてお願いしたいのは、諸々視察研修をしてもらったということですが、はたして本当に事業を採算性としてペイするのかというようなことを、総合的に判断をしてもらいたいということでございます。

調査内容が二つありまして、一つが林業活性化、今でいう木材を活用した活性化ということの将来にわたっての木の駅プロジェクトの可能性、そのシステム構築。それともう一つは、木質ボイラーがいろいろありますので、そのいろいろの木質ボイラーは、チップもありますし木のかけらもありますし、ペレットもありますし、木材の小国の方式では何ていうかな、薪をそのままくべるのがありますし、その効率性も含めて、いろんな可能性を図っていくという事業であります。いわゆる木質ボイラーの導入施設を検討する。そして導入燃料種を選定するというようなことでやっていることでありまして、電気を発電するという事業ではなくて、熱を供給するというこの木質の事業については、目的とした事業を今年起こす。もう一方、さっき言いました二酸化炭素のほうは、また別事業としてまたございます。従いまして、二本立てで行うということでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長から電力じゃなくて熱だというようなことを聞きました。私はまだ2月当時は議員でもありませんでしたけども、2月20日に産業厚生

委員会が、村長が言いなつたように、阿蘇の小国町に研修に行かれております。その中で再生エネルギー、木質バイオ利活用及び林業振興政策についてということで研修されておりました、その報告の中で、燃料、木材の調達などを含め、後々経営の維持が大変ではないかと不安視されているというようなことが報告されております。本村においても言われるとおりの80パーセントが山林でありまして、林業の活性化のためにもというふうな思いはありますけれども、先進地研修の報告の中にこのようなことが書いてありました。

それと、山江村総合エネルギー検討委員会によると、村全体の電気使用料、1,753万5,774キロワットアワー、電気代にしますと3億5,000万円で、自給自足するには、太陽光発電は17メガワット、水力発電とバイオマス発電で4メガワットとなるように新聞には載っていました。

先ほど私が質問した中に、このバイオというのが、電力のこの4メガワットの中に含まれとつとじゃなかろうかと思いましたので、その供給先はどのように考えとられますかという質問をいたしました。新聞だけで判断してはいけないと思いますけれども、このように新聞に載っていましたので、そのことについてお伺いしているところですけども、太陽光発電についても九州電力さんあたりについては、9月5日に、再生エネルギーよりも原発を優先という記事が載っておりました。これは熊日の9月5日の新聞です。「再生エネルギーよりも原発優先」と、これは九電からの主な考えだと思いますが、九電の今年6月に発表した経営ビジョンで、原発の最大限活用を明記したというふうなことが載っております。そういう面からしましても、山江村でこの総合エネルギー検討委員会ですべての村全域の自給自足というのには、いろんな問題があるんじゃないかというふうに思います。

また、今回台風15号におきましては、太陽光発電のパネルが火災になったというのでも新聞等に出ております。そういういろんなリスクがある中で、この再生エネルギーが必要なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今、国は、この脱炭素型というか、地域循環共生圏構築事業、この事業は国の再生エネルギーのほうに舵を切っております。先ほどそのことは別に、我々は、私自身は、原発がどうのこうのを言っておりません。ただ、方向上、当然原発もいずれ原発神話が福島で崩れましたので、いずれその原発から再生可能エネルギーにシフトを移さなくちゃいけないという方向であります。

これは蒲島知事におかれましても、九州のその地域循環共生圏の会議の中で最後までおられて、これについては非常に興味を持たれつつ、県の職員をエネルギー検討委員会のほうに派遣をされております。そして、原発のことがどうこうというこ

とじゃなくて、原発は、来年はテロの標的になりやすい、なるということで、東京オリンピックのときには止まるんですね。仙台原発止まります。その折に電気の不足量をじゃあどうするかというような実は課題もあるわけでありまして。

もう一つ、その台風15号の話をして、もちろんいろんなものが犠牲になりますが、もう一つは、一点主義の電力配給主義であればまだ停電が続いています。停電が続くということです。分散型電気恒久型じゃありませんので、そういうことも実はいろんなメリット、デメリットがありますから、そういうことを含めて今回検討しようということでありまして。今回、これは、平成28年からずっと同じことを言ってるんですね。ただ平成28年も新聞の1面に載って、実はあのときは西議員から質問を受けたということでありました。

今回はそうということですがけれども、このことは、先ほども言いましたとおり、3億5,000万円が外に出ていってるお金です。太陽光発電といいますか、17メガあるとその山江の総発電は賄えるということです、賄える。要は、今、家庭用の電気量が、1キロワット当たり17円、家庭で1キロ当たり17円払ってらっしゃいます。1,200キロ、120キロだったかな、超えると22円になる。また、使用量が大きくなるとまた28円ぐらいになっていくというような計算式になっております。

それが今回の試算といいますか、これはもちろんしっかりとした日本の大手に試算させるんですけれども、7、8円でできるんじゃないかという話が出てます。7、8円で発電できるんじゃないか、1キロワット当たりですね。そうなりますと、いろんなメリットを事業でできるということでありまして、もちろんまだ具体的にその計算してみないと、今から始まりますからわかりませんが、もしそれができるとなれば、3億5,000万円山江村で要っているお金が2億円ですむかもしれないということになるわけでありまして。

もちろん地方創生として、お金を稼ぐということも大事でありますけれども、経費を落とすということも生活を豊かにする一歩でもありますので、そういう調査をこれもソフト事業、ハード事業ではなくてそういう調査をしていく。執行団体、環境省の、これは環境省の補助でありまして、二酸化炭素排出抑制対策事業費、要するに地球温暖化対策の事業のうち、地域循環共生圏構築事業にて、この事業を実は5、6倍の競争率があったんですけれども、山江村のほうに配分されたというような事業であります。加えて、1,000万円ほどお金はきますけど、ほとんどがその補助金で調査できるという事業であります。

以上、説明いたします。

そしてもう一点は、これを一挙にやってしまうというのもなくて、できるところ

から可能性をちょっとしぼってみたいというようなことでの広がりも含めて検討していきたいということを思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長から、1点だけのエネルギーじゃないというようなこともお聞きしました。先ほど熊日の記事も紹介しましたがけれども、その中には、国の再生エネルギー主電化と、相反するものになっているというようなことをコメントされております。九州電力が原発を主力に持っていくんだというふうな記事の中で、先ほど村長も言われましたけれども、国の再生エネルギーの主電化ということも書いてありますけれども、私が考えるに、山江村全体で、山江だけでということではよろしいのかなというふうな思いがありましたので質問いたしました。

1番の再生エネルギーについては、終わらせていただきたいと思えます。

続きまして、質問事項の2番目、ブランディング事業についてですが、このブランディング事業については、6月の定例会でもちょっとお聞きしたところですが、フランス、シンガポールに行かれたというふうなことで、やまえ広報等にも先般そのフランスで4日間で53万円、シンガポールで14日間で130万円の売上げがあったんだというふうなことが載っております。

その中で、これは地域の方ですけども、売上げはあったばってん経費は幾ら要ったんかというふうなことが聞かれましたので、そのことについては、議会でも私がお尋ねしますということで、今回この経費についてお聞きしたいというふうに思えます。

それともう一つ、フランス、シンガポールと、昨年、一昨年と行っておられますけれども、やっぱりやまえ広報等については、その都度のお知らせが必要じゃなかるかなと。去年もいたとったなと、一昨年もいたとったなというのが、今度広報で載ってきたというようなことですので、そこらへんの点もよろしくお願ひしたいと思えます。

まず、経費のことについてちょっとお伺ひしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。

広報に8月号だったと思えます。これに3ページ、4ページにわたりまして、村民の方への周知とかお知らせということで掲載をさせていただきました。このときに、確かにフランスでの報告、シンガポールでの報告、そして、今後山江村がどういふふうなブランディングを進めていくかということの計画ということも村民の方にお知らせをしたということでもあります。

その中に、フランスでは53万円が売上げがあった、シンガポールでは130万円があった、じゃあそれにかかった経費はどこにも書いてないということでございます。確かにこの経費を私もちょっと調べましたところ、フランスに対します経費は、売上げ以上、正確に言いますと160万円ぐらい、シンガポールに対します経費が220万円ぐらいということございまして、これはいずれも国の交付金を活用した事業で行っております。この経費がないということでございます。あえて故意的に省いたということではありませんで、今後もしろいろな報告で掲載をしていきたいというふうに思っておりますけれども、今回は、このシンガポール、フランスは、あくまでもやまえ栗はどのような評価を受けるかという調査をするテストマーケティングということでございまして、利益を求める趣旨ではございませんでした。この事業で赤字と、このテストマーケティングは赤字ということでありましてけれども、この事業によりまして、アジアナンバーワンのパティシエとの取引契約が繋がったということもありますし、この海外での取り組みを国内に営業活動しました結果、新規取引や追加注文があるというような成果が現れたということでもあります。

事業の最終目的が海外物産展への参加ということは考えてもおりませんし、今後このやまえ栗の評価を受けて、もちろん利益を追求した戦略を模索をしていくということでございます。どうぞご理解をよろしくお願いしたいと思っておりますし、今後もしろいろなブランディングの事業につきましては、村民の方、議員の皆様にも周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 課長が説明しましたが、若干誤解を与えるような数値も、ことも言っているかと思っておりますので、私のほうで申し上げたいと思っております。

先ほど、横谷議員から財政のことについて言われました。健全化について。今、大規模事業をやっておりますので、どうしても財政調整基金を充てなくちゃいけないというような状況であります。いずれにしてもその財政の健全化というのは、村の単独の経費を少なくして、いかに国からの予算を持ってくるかということは、自主財源が残りますので非常に健全になるわけでありまして。そういう技というか、そういうことを国・県からどんどんお金を持ってくるということが、やっぱり我々財政の厳しい自治体には求められているというふうに思います。

先ほどフランスの経費が169万円要っておりますが、これは山村活性化交付金でありますので100%国の予算です。1円も山江の予算は入っていないということです。それとシンガポールの220万と申しますか224万円入っておりますけれども、これは半分が国の補助で、その残りの8割が交付税で返ってきますので、22

万4,000円の事業です。二つ合わせて22万4,000円の事業で、売上げが183万円あったというようなことでもありますし、シンガポールには生産者も含めて2回行っておりますので、その効果もあって、今回東洋ナンバーワン、アジアナンバーワンのパティシエが山江に来るようなきっかけとなったというような効果も生んでいるところであります。

ただ、以上のようなしっかりとしたそのPRというか、広報に載せるとかケーブルでこういう情報を流すとか、そういう情報がまだまだ不足しているというふうに私も感じておりますので、今後ともしっかりとその付近の情報は、村民の方にわかりやすく流していけたらと、議員ご指摘のとおりでございますので、そう実際動いていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長の説明を受けて概ねわかったんですが、やっぱり村民の方は、今言われたように誤解されてる部分も多々あると思っております。何故ならば、やっぱりそういうふうな情報が入ってきとらんもんだけん、売上げは書いてあるばってんが、ヨーロッパに行けばだいぶん銭の要つとやろと、そんなら売上げは書いたばってんが経費は書いてなかぞというようなお声を聞いて、今回一般質問の中であげさせてもらったということでもあります。

ブランディング事業については、以上で終わりたいと思っております。

3番目の防災事業についてということでご質問させていただきます。

近年、大雨・台風等の災害が多く発生しております。山江村でもテレビ等で見ますと、レベル3の避難準備等が発令されておりますけれども、地域においては、公民館が避難所に指定されていると。しかし、その公民館が本当に安心なのかと。これはある区長さんからも聞きましたけれども、そこらへんはどのようになつとつとやろかというようなことです。

私から考えますと、区長会等においても、避難所の安全について、確認する必要があるんじゃないかなというふうに思います。区長としても、避難してくださいと言いたいけれども、公民館が危なかもんなあというふうな声を聞いたときには、「避難してください」とはなかなか言いづらいというふうなご意見がありますので、ここにあげておりますのは、要するに避難所の安全確保を確認してくださいということで質問しております。ここらあたりについて、避難所あたりの安全確認について、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まずは、公民館も含めます村内の避難所について説明いた

します。

山江村防災連絡会議におきまして、山江村地域防災計画に基づき、施設を指定しております。その中で、指定緊急避難場所として村内に16カ所の指定をし、このうち多くの収容人数が可能な改善センターなど、指定避難所が8カ所、また緊急時の地域の緊急避難場所として、各地区の公民館10カ所を指定して、災害時の対応として避難所としての指定をしております。

指定緊急避難場所とは、公民館、体育館などの施設を対象に、災害の影響が比較的少ない場所に、管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難施設として位置づけをしております。指定避難所は、改善センターや体育館など多くの人数が収容可能で、避難生活を送ることができる施設を指定しております。さらに、山江老健施設は、社会福祉施設等との協定の締結によりまして、高齢者や障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所を、福祉避難所として指定しております。

ご質問の、指定されている公民館が安全なのかということでございますけれども、指定緊急避難所、避難場所となっている公民館につきましては、これは県が指定する土砂災害警戒区域及び特別区域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンの区域から、区域に指定されていない公民館を選定しております。その周辺の土砂災害における安全性については、確保されているということで認識をしている現状でございます。

従いまして、災害が予想される情報で、国が発表します警戒レベル5の段階の情報を判断材料としまして、早めの行動をとってもらうため、本村では防災行政無線等を利用しながら、速やかに村民の皆様へ情報を伝えるようにしておりますので、明るい時間帯での早めの避難、準備と避難開始をとるような行動をとっていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、総務課長から説明がありました。現実に区長あたりからこの話がでておりますので、ぜひ区長会等において、そういう話を議題として検討してもらいたいと思います。

それともう一つ、避難所に行く場合に、毛布とか水とか持参というようなことを言われていると思いますが、高齢者の方たちに、そういうふうな災害時に毛布持ってとか水を持ってというのも大変苦痛かと、困難かと思えます。飲料水等においては賞味期限等もありますけれども、毛布等については、行政で準備する考えがないか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 先月、先々月ですか、7月の豪雨災害におきましても避難準備情報を出しまして、これは村内、準備情報自体のときは改善センターを1カ所避難所として、これは自主避難所として指定をして住民の方に呼び掛けておりました。これにつきましては、自主避難場所ということでございますので、ある程度避難される方がそれぞれの毛布と言われましたけれども、それを持参のうえいただければと思います。

高齢者の方ということで今、ご質問がありましたけれども、高齢者の方が実際できないということであれば、役場に職員が待機しておりますので、その旨を話してもらえれば、その対応も検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私からもうちょっと補足しますけれども、役場が出す避難情報とそれぞれの地区で避難していただくやり方があると思います。避難所の指定は、これは、防災会議において、消防団長、区長も交えながら、その土砂警戒区域箇所が百何十カ所かありますけれども、その箇所を指定し、避難場所はここですよというのも言ってあります。そして加えて、各地域で防災マップを作つてあろうかと思ひます。これは実際いろんな意見を交わしながら、その避難所までの歩く道を実際歩いてみながら作つてあります。これがあと16区今年作れば全体の防災マップができて、各家庭にも配つてあると思います。わかりにくいのは、役場が出す避難準備情報等がわかりにくいんだと思います。役場が避難準備情報を出す場合は、万江地区は、すべての公民館は危険箇所になります。温泉センターだけが避難箇所になるんです。山田の場合は改善センターだけを指定しております。

従いまして、大雨洪水注意報がでた場合は注意喚起を行います。大雨警報が発表されたら、これは必ず避難準備情報を発令するというふうになっております。大雨警報または台風の接近等によって、警戒レベル3といいますけれども、これになったら避難準備情報、呼び掛けてお年寄りの方は避難の準備をしてください。また避難をしてくださいと。避難場所は、万江地区は温泉センターです。山田地区は改善センターですというような告知をします。

それで、その次に土砂災害警戒情報というのがあって、これは土砂災害警戒情報、氾濫危険水位を越えた場合、それから、気象庁が記録的時間大雨情報がでた場合は、警戒レベル4で避難勧告をします。避難勧告。実は、このときに食料、水等は、役場のほうで勧告するわけですから、逃げなさいと、逃げてくださいと役場のほうでやるわけですから、ここのところで食事の準備、水の準備をするということです。

実は、避難準備情報発令までは自主避難の段階ですから、とりあえず毛布等は持ってきていただく。実は9区のほうも、毎回避難準備情報を出すと迎えに来てくれるというような人がおられますので、役場から迎えに行って、毛布ともどもその人を運んで、ここで避難して、そこですね、避難してもらってるということでもあります。

それを超えたら、災害が発生したらゴーでありますので、避難指示を出していくと。指示ですから強制権が強いし、またこの言い方も変えていくということでもありますので、そういう運営のマニュアルによって、今、出している状況です。それも夜遅く出したら移動するというと、移動の途中での事故とかが考えられますので、その夜から未明にかけて、その災害警報がでるぞという場合は、うちは避難準備情報を明るいうちに出している。早め早めに出しているというのは、先ほど総務課長が申したとおりでございますので、役場が指示する場合、それから、臨時的に身を寄せる場合は、危険でない、要するにレッドゾーンに入っていない公民館、例えば、9区の場合は、あそこはだめだと思います。別府のほうは、蓑原のほうじゃないとだめだと思いますけれども、そういうところを指定してありますので、身を寄せていただきながら、あと役場のだす情報に十分注意していただきたいと思います。

これも冒頭申し上げましたが、災害については本当に今、大型化しておりますので、非常に我々も神経を尖らせているところであります。その防災会議において出しましたあれに詳しく書いてありますけれども、非常に厚い書類ですので見にくいということもあり、なんか自分でもチェックしやすいようなちょっとマニュアル本を、マニュアル本を渡しながら、ちょっと自分でチェックしてもらいながら、自分の身は自分で守るというようなこともお願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。これも区長さんがというか、非常にこれぐらい厚いものですから、量が多くて全部は読めないということでもあろうかもしれませんので、再度区長会でもその件につきましては、説明を再度させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 村長の今、説明にありましたように、災害というのは、村長も大きな課題だというふうに捉えられているというふうに思います。それから夜間の避難は大変危険だと。私はちょっとずっとテレビ等を観ておって、大雨なんかのときに、山江は非常に球磨郡の中では、早く避難準備の警告を出しとるなというふうに心掛けておりましたけども、それはなおさず、この明るいうちという思いでかなあというふうに思っているところです。今後におきましても、いろんな災害があると思いますけれども、そこらへんについては、行政でもしっかりと対策を練って

ほしいというふうに思います。

1番から3番まででしたけども、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時34分

第 4 号

9 月 1 2 日 (木)

令和元年第5回山江村議会9月定例会（第4号）

令和元年9月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 承認第 10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第 2 | 同意第 4号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 34号 | 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 35号 | 山江村森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 5 | 認定第 1号 | 平成30年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2号 | 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 3号 | 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 4号 | 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 5号 | 平成30年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 6号 | 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 7号 | 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 36号 | 令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 13 | 議案第 37号 | 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号） |
| 日程第 14 | 議案第 38号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号） |
| 日程第 15 | 議案第 39号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号） |
| 日程第 16 | 議案第 40号 | 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 17 | 議案第 41号 | 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算 |

(第1号)

日程第18 議案第42号 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算

(第1号)

日程第19 議員派遣の件

日程第20 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長)

追加日程第1 議案第43号 公共工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第44号 公共工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 本田りかさん | 2番 久保山直巳君 |
| 3番 中村龍喜君 | 4番 赤坂修君 |
| 5番 森田俊介君 | 6番 横谷巡君 |
| 7番 立道徹君 | 8番 西孝恒君 |
| 9番 中竹耕一郎君 | 10番 秋丸安弘君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾充章君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------|--------------|
| 村長 内山慶治君 | 副村長 北田愛介君 |
| 教育長 藤本誠一君 | 総務課長 白川俊博君 |
| 税務課長 山口明君 | 企画調整課長 平山辰也君 |
| 産業振興課長 新山孝博君 | 健康福祉課長 迫田教文君 |
| 建設課長 清永弘文君 | 教育課長 蕨野昭憲君 |
| 会計管理者 一二三信幸君 | 代表監査委員 木下久人君 |

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第4の本会議で、質疑、討論、表決となっております。
議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、3回を超える場合には、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

日程第1 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第1、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第1、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第2 同意第4号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案に同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者の起立]

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員。従って、日程第2、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第34号 山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第34号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第3、議案第34号、山江村印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第35号 山江村森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第35号、山江村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、議案第35号、山江村森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 平成30年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、認定第1号、平成30年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第5、認定第1号、平成30年度山江村一般会計決算の認定については、認定することに決定をしました。

-----○-----

日程第6 認定第2号 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、認定第2号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第6、認定第2号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第7 認定第3号 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、認定第3号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第7、認定第3号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については、認定することに決定をしました。

-----○-----

日程第8 認定第4号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、認定第4号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第8、認定第4号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については、認定することに決定をしました。

-----○-----

日程第9 認定第5号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、認定第5号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第9、認定第5号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については、認定することに決定をしました。

-----○-----

日程第10 認定第6号 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、認定第6号、平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。
採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第10、認定第6号、平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については、認定することと決定をしました。

-----○-----

日程第11 認定第7号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、認定第7号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。
採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第11、認定第7号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については、認定することに決定をし

ました。

-----○-----

日程第12 議案第36号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第36号、山江村一般会計補正予算（第3号）について、1点だけ質疑をいたします。

ページは、歳入、8ページの6目、総務費、国庫補助金、地方創生推進交付金219万4,000円、歳出では10ページの2款、総務費、1項、総務管理費、5目、企画振興費、13節、委託料のやまえ栗ブランディング委託料438万9,000円について、これは何をやる事業なのか。財源は歳入の地方創生推進交付金も充ててありますが、この事業の目的や事業効果の詳細について答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

歳入の地方創生推進交付金219万4,000円であります。そして、歳出が10ページの企画振興費の委託料、やまえ栗ブランディング委託料438万9,000円ということであります。歳入は、この歳出に充当をしているということでございます。

この事業としましては、今までのやまえ栗のブランディングを継続するとともに、海外での取り組みを国内の営業活動で紹介した結果、新規取り引きや追加注文があるなどの成果を受けまして、本村と同じ栗を特産品とするフランスの村と物産・経済交流を行いまして、友好関係を築き、さらなるやまえ栗のブランディングを図ることを目的とした事業を展開するための経費であります。

歳出の438万9,000円の内訳を申し上げますと、今まで行ったブランディング事業の継続に対する部分が243万3,200円、海外交流によるブランディングとして195万5,800円ということで、合計で438万9,000円ということになります。

この事業につきましては、地方創生の推進交付金を活用した事業でありまして、推進交付金が事業費の50%、2分の1でありまして、219万4,000円、歳入に計上しております。その交付金の残、あとの50%は、50%の80%は特別交付税で措置されます。その金額は175万6,000円。従いまして、一般財源をこの事業に充てるという金額は、事業費の1割の43万9,000円というこ

とでございます。この事業によりまして、さらなるブランド化を図っていきたいというふうなことを考えて、計上をさせていただいたということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 補助金を使い、村としての目的達成のために頑張ってください。

終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番議員、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ただいま議案となっております、令和元年度の山江村一般会計補正予算（第3号）について、修正動議をお願いします。そのために、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 暫時休憩の動議が出ておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時15分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま、議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議がなされ、修正案が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成がありますので、成立をしました。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議について説明をいたします。

令和元年9月12日。

山江村議会議長、中竹耕一郎様。

発議者、山江村議会議員、横谷巡。

発議者、山江村議会議員、立道徹。

発議者、山江村議会議員、中村龍喜。

議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、

別紙の修正案を添えて提出します。

次のページをお願いいたします。

議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。第1条中、1億9,291万2,000円を1億8,095万5,000円に、35億3,700万7,000円を35億2,505万円に改める。第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

修正変更箇所のみ説明をいたします。

歳入。款、項、補正前の額、補正額、計。

国庫支出金、国庫補助金、補正額1,514万1,000円を1,294万7,000円に改め、2億6,968万2,000円を2億6,748万8,000円とするものであります。

諸収入、雑入、補正額2,486万4,000円を1,510万1,000円に改め、3,817万5,000円を2,841万2,000円とするものでございます。

歳入合計、補正額1億9,291万2,000円を1億8,095万5,000円に改め、35億3,700万7,000円を35億2,505万円とするものであります。

歳出。款、項、補正前の額、補正額、計。

総務費、一般管理費、補正額7,270万5,000円を5,834万9,000円に改め、計として6億5,823万4,000円を6億4,387万8,000円とするものであります。

予備費、予備費、補正額4,059万8,000円を4,299万7,000円に改め、計として6,232万2,000円を6,472万1,000円とするものであります。

歳出合計、補正額1億9,291万2,000円を1億8,095万5,000円に改め、計35億3,700万7,000円を35億2,505万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）修正に関する説明書。

歳入歳出補正予算事項別明細書を総括として説明いたします。

歳入。款、補正前の額、補正額、計。

国庫支出金、補正額3,406万1,000円を3,186万7,000円に改め、4億9,766万5,000円を4億9,547万1,000円とするものであります。

す。これにつきましては、地方創生推進交付金 2 1 9 万 4, 0 0 0 円を減額するものであります。

諸収入、補正額 2, 4 8 6 万 4, 0 0 0 円を 1, 5 1 0 万 1, 0 0 0 円に改め、4, 6 3 9 万円を 3, 6 6 2 万 7, 0 0 0 円とするものであります。これは、一般社団法人地域環境共生社会連携協会、環境省にかかわる諸収入の 9 7 6 万 3, 0 0 0 円を減額するものであります。

歳入合計、補正額 1 億 9, 2 9 1 万 2, 0 0 0 円を 1 億 8, 0 9 5 万 5, 0 0 0 円とするものであります。計としまして、3 5 億 3, 7 0 0 万 7, 0 0 0 円を 3 5 億 2, 5 0 5 万円とするものであります。

次に、歳出です。

総務費、補正額 7, 3 3 2 万 9, 0 0 0 円を 5, 8 9 7 万 3, 0 0 0 円と改め、7 億 4, 4 5 9 万 6, 0 0 0 円を 7 億 3, 0 2 4 万円とするものでございます。

財源内訳。国庫支出金 2 2 8 万 3, 0 0 0 円から 8 万 9, 0 0 0 円にするものであります。その他 1, 0 7 6 万 7, 0 0 0 円を 1 0 0 万 4, 0 0 0 円とするものであります。一般財源 6, 0 2 7 万 9, 0 0 0 円を 5, 7 8 8 万円とするものでございます。これは、やまえ栗ブランディング委託料 4, 3 8 9 万円の減額、それから再生可能エネルギー事業費 9 9 6 万 7, 0 0 0 円の減額、計の 1, 4 3 5 万 6, 0 0 0 円を減額するものであります。

予備費、補正額 4, 0 5 9 万 8, 0 0 0 円から 4, 2 9 9 万 7, 0 0 0 円とするものであります。6, 2 3 2 万 2, 0 0 0 円を 6, 4 7 2 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

財源内訳。一般財源 4, 0 5 9 万 8, 0 0 0 円を 4, 2 9 9 万 7, 0 0 0 円とするものであります。これは、企画振興費の一般財源 2 1 9 万 5, 0 0 0 円と再生可能エネルギー事業費の一般財源 2 4 万 4, 0 0 0 円、計 2 3 9 万 9, 0 0 0 円を予備費へ回すものでございます。

歳出合計、補正額 1 億 9, 2 9 1 万 2, 0 0 0 円を 1 億 8, 0 9 5 万 5, 0 0 0 円に改め、計 3 5 億 3, 7 0 0 万 7, 0 0 0 円を 3 5 億 2, 5 0 5 万円とするものであります。

財源内訳。国庫支出金 4, 0 8 5 万 3, 0 0 0 円を 3, 8 6 5 万 9, 0 0 0 円にするものであります。その他 2, 5 1 0 万円を 1, 5 3 3 万 7, 0 0 0 円にするものであります。

次のページに、目、節の説明明細を添付しております。

それでは、やまえ栗ブランディング委託料、再生可能エネルギー事業費についての修正案の提案理由を申し上げます。

提案理由。

やまえ栗ブランディング委託料については、6月議会定例会に予算計上され、委託料500万円を全額削除する修正案が可決されたところであり、今議会に再度やまえ栗ブランディング委託料として438万9,000円の予算計上が提案され、内容は61万1,000円の減額、一部見直しではありますが、基本的内容に変更はなく、これまでの海外戦略で認知度・知名度の認識広がりによって一定の成果を上げたことから、ブランディング委託料経費を6次産業化の根幹である1次産業の生産者の原点への振り向け、また生産量100トン前後の厳しい実情から、やまえ栗の高値取り引きを目指した国内市場への販売戦略の構築、将来を見据え、やまえ栗を標準とした品質規格統一のもとに、球磨のやまえ栗をブランドとして、一定の生産量と販売量を確保し、産地化を図り、全国市場に展開する郡市連携の取り組みの模索、水稻・畜産等、他の農産物振興との兼ね合いなど、事業のあり方を検証すべきと考え、修正案を提出するものであります。

次に、再生可能エネルギー事業費については、6月26日の人吉新聞の一面見出しにも、「村内の電力 自給自足へ」との村の方針が報道されました。確かに、これからソフトの補助事業による調査検討をされるとのことですが、九州電力は、再生可能エネルギーより原発稼働の電力供給を優先する、舵を切る方針を打ち出しました。再生可能エネルギーによる地産地消が実現できれば、災害時などの一極集中型電力サービスからの解消、また環境的にも理想であり、全国の模範となります。しかし、自然エネルギーの活用に対する国の方針、また補助金があるので、調査検討をするということではなく、その事業が現実的に、村、村民の暮らしにどのようなつながり、それが反映され、実現性があるのかが求められます。

今回、ソフトの補助事業で再生可能エネルギー事業の調査委託料880万円を含む996万7,000円の予算が計上、提案されています。事業計画では、九州電力への販売ではなく、オンサイト型の自営線、自前の送電線での電力供給サービスのようですが、送電線・電柱等のベースは3分の2を九州電力が補充している現状から、自然災害時などの緊急時対応、維持管理費、費用対効果、採算性、サービス面に不安的要素を抱え、また本村特有の自然地形から相当な困難を極めることが考えられます。

電力は、住民生活に欠かすことのできないインフラであり、安心・安全の根源であります。太陽光発電や木質バイオマス等の再生可能エネルギーによる村内の地産地消の電力供給サービス事業が実現性を伴い、村民へ利益をもたらす事業であるのか、その可能性の根拠、裏付けのもとに、ソフト補助事業として調査検討の委託業務に入るのが妥当と考えられることから、本修正案を提出するものであります。

議員各位におかれては、ただいま提案理由を申し上げましたけれども、十分にお考えいただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま、提出者の説明が終わりました。

この修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

まず、本案に対する6番、横谷巡君ほか2人から提出された修正案について起立によって採決をいたします。本修正案について賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 起立多数です。従って、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正決議した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

従って、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第37号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算 (第1号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第37号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第13、議案第37号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第14 議案第38号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）

- 議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第38号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第14、議案第38号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第39号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）

- 議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第39号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第15、議案第39号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決

することに決定しました。

-----○-----

日程第 16 議案第 40号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 16、議案第 40号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 16、議案第 40号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議案第 41号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 17、議案第 41号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第 17、議案第 41号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 議案第 42号 令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算

(第1号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第42号、令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。
採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第18、議案第42号、令和元年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。
お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。
お諮りします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。
よって、議案のとおり議員を派遣することに決定をしました。
お諮りします。ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。
よって、そのように決定をしました。

-----○-----

日程第20 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、閉会中の継続調査申出書を議題とします。
議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第7

4条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出があります。よって、委員長の申し出のとおり継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日、村長から、議案第43号、公共工事請負契約の締結について、議案第44号、公共工事請負契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたい思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

議案第43号、公共工事請負契約の締結についてを追加日程第1とし、議案第44号、公共工事請負契約の締結についてを追加日程第2として議題とすることに決定をしました。

それでは、今から議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

（議案配付）

-----○-----

追加日程第1 議案第43号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） それでは、追加日程第1、議案第43号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、追加日程といたしまして、議案第43号についてご説明申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするということでございます。令和元年9月12日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治。

記といたしまして表を付けておりますが、左から順に読み上げさせていただきます。工事名が令和元年度山江村役場庁舎非常用電源設備設置工事でございます。事業量につきましては、ディーゼル発電装置が1基、燃料タンク3基、電源切替盤が1基でございます。契約金額につきましては、6,966万円。契約の相手方ではありますが、人吉市灰久保町10の2、飯塚電機工業株式会社人吉営業所、所長、正岡隆幸となっております。入札の方法は指名競争入札にて、昨日執行したものでご

ざいます。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定、いわゆる5,000万円以上の規定でありますけれども、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、災害時の災害対策及び警戒本部を当然設置するわけでありまして、役場庁舎が停電などで機器等の機能が停止しないよう非常用電源設備を整備するというものでございます。発電機は、発電規格として150キロアンペアの定格出力をもっておりまして、これにより庁舎1階を3日間通電可能にするというものでございます。燃料タンクにつきましては、990リットルを1基いたしまして、3基、2,970リットルを設置するということとなります。

財源措置であります。緊急防災・減災対策事業債、いわゆる「緊防債」と言われるものでありますけれども、100%充当いたしまして、そのうち70%が交付税で返ってくるということでございます。

設置場所につきましては、役場駐車場東側の山江村体育館前に設置をしたいと考えているところでございます。

以上、説明いたします。

-----○-----

追加日程第2 議案第44号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、追加日程第2、議案第44号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第44号についてご説明申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。これも本日提出でございます。山江村長、内山慶治でございます。

記としてこれも表を付けておりますので、左から順に朗読させていただきます。工事名につきましては、令和元年度村道県道下段線下之段橋上部工工事でございます。事業量につきましては、舗装工が325平米でございます。PC橋工が1式、橋梁附属物工が1式、コンクリート橋足場等設置工が1式、仮設工が1式となっております。契約金額につきましては、1億2,200万4,000円でございます。契約の相手方でありまして、熊本市東区健軍本町22番2号アイユート健軍本町301号、コーアツ中央建設工事共同企業体でございます。コーアツ工業株式会社熊本営業所、営業所長、坂本博志となっております。入札の方法でありますけ

れども、指名競争入札で昨日行ったものであります。

提案理由でありますけれども、この工事請負契約につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、これは議案第43号と一緒にございますが、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

概要につきましては、国の補助事業を活用しておりまして、橋梁の大規模修繕の更新に伴う補助事業で3分の2の補助事業がありますので、8,000万円が国のお金であります。残り4,000万円は起債を活用しながら行うというものでございます。

工事の概要でございますが、工場で製作した上部工、3径間分でありますけれども、これを搬入いたしまして、クレーンにより設置をいたします。その後、橋梁付属物の設置、舗装を行うというものでございます。

入札日が9月11日、仮契約でありますけれども、議会の承認後、本契約を締結しながら、完了日が令和2年3月19日を予定日としているという工事でございます。

以上、説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 提案者からの説明が終わりました。

ここで、議案審議のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

それでは、しばらくの間、暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時29分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 議案審議が終わりましたので、再開をいたします。

村長。

○村長（内山慶治君） 言い間違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思いますが、議案第44号の契約金額でございます。1億2,204万円となっておりますが、1億2,200万4,000円と言ったようであります。4万円が正確でありますので、訂正をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） では、追加日程第1、議案第43号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、追加日程第1、議案第43号、公共工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

追加日程第2、議案第44号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、追加日程第2、議案第44号、公共工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、お諮りをいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。ここで、本定例会を閉会をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和元年第5回山江村議会定例会を閉会い

たします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員